工　事　成　績　評　定　表

（土　木　工　事　編）

平成 24年　4月　1日　　改 正
（平成 25年　9月 26日　　別紙－7改正）

別紙－１－１

工 事 成 績 採 点 表 （完成、指定部分完了）

事務所

工　事　名		路線等の名称			工事場所			契約金額（最終）			管理番号	
請 負 者 名		現場代理人		主任、監理技術者		工　期	平成　年　月　日から平成　年　月　日		完成年月日		平成　年　月　日	

考 査 項 目		専任監督員					主任監督員					総括監督員							検査員（指定部分完了）							検査員（完了）						
		氏名					氏名					氏名							氏名							氏名						
項　目	細　別	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	a’	b	b’	c	d	e	a	a’	b	b’	c	d	e	a	a’	b	b’	c	d	e
1．施工体制	Ⅰ．施工体制一般	+1.0	+0.5	0	−5.0	−10																									
	Ⅱ．配置技術者	+3.0	+1.5	0	−5.0	−10																									
2．施工状況	Ⅰ．施工管理	+4.0	+2.0	0	−5.0	−10													+5.0		+2.5		0	−7.5	−15	+5.0		+2.5		0	−7.5	−15
	Ⅱ．工程管理	+4.0	+2.0	0	−5.0	−10	+2.0	+1.0	0	−7.5	−15																					
	Ⅲ．安全対策	+5.0	+2.5	0	−5.0	−10	+3.0	+1.5	0	−7.5	−15																					
	Ⅳ．対外関係	+2.0	+1.0	0	−2.5	−5.0																									
3．出来形	Ⅰ．出来形	+4.0	+2.0	0	−2.5	−5.0													+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	−10	−20	+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	−10	−20
及び	Ⅱ．品　質	+5.0	+2.5	0	−2.5	−5.0													+15	+12	+7.5	+4.0	0	−12.5	−25	+15	+12	+7.5	+4.0	0	−12.5	−25
出来ばえ	Ⅲ．出来ばえ																		+5.0		+2.5		0	−5.0		+5.0		+2.5		0	−5.0	
4．工事特性	Ⅰ．施工条件等への対応						+20.0　～0																								
5．創意工夫	Ⅰ．創意工夫　※3	+7.0　～　0																													
6．社会性等	Ⅰ．地域への貢献等											+10	+7.5	+5.0	+2.5	0															
加減点合計　(1+2+3+4+5+6)		±　　点					±　　点												±　　点							±　　点						
評定点（６５点±加減点合計）　※1		①　　点					②　　点												③　　点							④　　点						
評定点計		点	○指定部分完了検査があった場合：　①×0.4 ＋②×0.2 ＋ ③×0.2＋④×0.2 ※但し、③(指定部分完了)が2回以上の場合は平均値 ○指定部分完了検査がなかった場合：　①×0.4 ＋ ②×0.2 ＋ ④×0.4																													
7．法令遵守等　※7												点																			
評定点合計　※8		点　○評定点計（　　点　）＋ 7.法令遵守等（　　点　）＝　　点																													
8．総合評価技術提案	技術提案履行確認　※9											履行　不履行　対象外																			
所　見　※5		(専任監督員)					(主任監督員)					(総括監督員)							(検査員指定部分完了)							(検査員完了)						

※１　６５点 ＋ 加減点合計(1+2+3+4+5+6)とする。各評定点（①～④）は少数第1位まで記入する。
※２　工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件（構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等）に対して適切に対応したことを評価する項目である。
※３　創意工夫は、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき評価内容があった場合に評価する項目である。
※４　４．，５．，６．は加点評価のみとする。また、法令遵守は、減点評価のみとする。
※５　所見は必ず記載するものとする。
※６　各考査項目ごとの採点は、専任監督員、主任監督員、総括監督員は別紙の工事成績採点の各考査項目別運用表によるものとする。工事完了検査の評価に先立ち、専任、主任、総括監督員が記入する。
ただし、２５０万円以上～８，０００万円未満の採点は専任監督員の欄は専任監督員、主任監督員欄及び総括監督員の欄は主任監督員が記入する。
※７　法令遵守等の評価は減点評価のみとし、評価は総括監督員が行う。
※８　評定合計は、四捨五入により整数とする。
※９　総合評価技術提案は、技術提案の履行が確認できない場合は、『不履行』を選択する。
※１０　**総合評価技術提案不履行の場合、法令遵守等で減点する。**

細 目 別 評 定 点 採 点 表

別紙－１－２

管理番号

考査項目	細　別	①専任監督員	②主任監督員	③総括監督員	④検査員（指定部分完了）	⑤検査員（完了）	細目別評定点	得点割合
１．施工体制	Ⅰ．施工体制一般	（　）×0.4＋2.9=　点					3.3点	
	Ⅱ．配置技術者	（　）×0.4＋2.9=　点					4.1点	
２．施工状況	Ⅰ．施工管理	（　）×0.4＋2.9=　点			（　）×0.4＋6.5=　点	（　）×0.4＋6.5=　点	13.0点	
	Ⅱ．工程管理	（　）×0.4＋2.9=　点	（　）×0.2＋3.2=　点				8.1点	
	Ⅲ．安全対策	（　）×0.4＋2.9=　点	（　）×0.2＋3.3=　点				8.8点	
	Ⅳ．対外関係	（　）×0.4＋2.9=　点					3.7点	
３．出来形及び出来ばえ	Ⅰ．出来形	（　）×0.4＋2.8=　点			（　）×0.4＋6.5=　点	（　）×0.4＋6.5=　点	14.9点	
	Ⅱ．品質	（　）×0.4＋2.9=　点			（　）×0.4＋6.5=　点	（　）×0.4＋6.5=　点	17.4点	
	Ⅲ．出来ばえ				（　）×0.4＋6.5=　点	（　）×0.4＋6.5=　点	8.5点	
４．工事特性	Ⅰ．施工条件等への対応		（　）×0.2＋3.3=　点				7.3点	
５．創意工夫	Ⅰ．創意工夫	（　）×0.4＋2.9=　点					5.7点	
６．社会性等	Ⅰ．地域への貢献等			（　）×0.2＋3.2=　点			5.2点	
７．法令遵守等				（　）×1.0=　点				
						評定合計	100.0	

８．総合評価技術提案	技術提案履行確認			履行　不履行　対象外	

※　指定部分完了検査があった場合　（①＋②＋③＋④×0.5＋⑤×0.5）　＝　細目別評価点（指定部分完了が２回以上の場合は④を平均する）
　　指定部分完了検査がなかった場合　（①＋②＋③＋⑤）　＝　細目別評価点

※　得点割合は、細目評定点の合計に対する得点の割合を百分率で示す。

※　総合評価技術提案は、技術提案の履行が確認できない場合は、『不履行』を選択する。

様式第2

項 目 別 評 定 点

管理番号

評 価 項 目	細　　別	評定点／満点
1. 施工体制	Ⅰ. 施工体制一般	(3.3)点
	Ⅱ. 配置技術者	(4.1)点
2. 施工状況	Ⅰ. 施工管理	(13.0)点
	Ⅱ. 工程管理	(8.1)点
	Ⅲ. 安全対策	(8.8)点
	Ⅳ. 対外関係	(3.7)点
3. 出来形及び 出来ばえ	Ⅰ. 出来形	(14.9)点
	Ⅱ. 品質	(17.4)点
	Ⅲ. 出来ばえ	(8.5)点
4. 工事特性	Ⅰ. 施工条件等への対応	(7.3)点
5. 創意工夫(加点のみ)	Ⅰ. 創意工夫	(5.7)点
6. 社会性等(加点のみ)	Ⅰ. 地域への貢献等	(5.2)点
7. 法令遵守等(減点のみ)	工事事故等による減点 総合評価による減点	
評定点合計		100点

工事成績採点の考査項目別チェック表（１）

管理番号　(2012--000-15)　　(専任監督員)

1.施工体制	Ⅰ 施工体制一般	評 定 (該当割合)	a 90%以上	b 80～90%未満	c ２項目以下につき	d 60%未満	e 監督員の指示不履行
		対象項目 該当項目	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ 0 0 項目			□	□
	Ⅱ 配置技術者 (現場代理人等)	評 定 (該当割合)	a 90%以上	b 80～90%未満	c ２項目以下につき	d 60%未満	e 監督員の指示不履行
		対象項目 該当項目	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ 0 0 項目			□	□
2.施工状況	Ⅰ 施工管理	評 定 (該当割合)	a 90%以上	b 80～90%未満	c ２項目以下につき	d 60%未満	e 監督員の指示不履行
		対象項目 該当項目	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ 0 0 項目			□	□
	Ⅱ 工程管理	評 定 (該当割合)	a 90%以上	b 80～90%未満	c ２項目以下につき	d 60%未満	e 監督員の指示不履行
		対象項目 該当項目	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ 0 0 項目			□	□
	Ⅲ 安全対策	評 定 (該当割合)	a 90%以上	b 80～90%未満	c ２項目以下につき	d 60%未満	e 監督員の指示不履行
		対象項目 該当項目	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ 0 0 項目			□	□
	Ⅳ 対外関係	評 定 (該当割合)	a 90%以上	b 80～90%未満	c ２項目以下につき	d 60%未満	e 監督員の指示不履行
		対象項目 該当項目	1 2 3 4 5 6 7 8 □ □ □ □ □ □ □ □ 0 0 項目			□	□
3.出来形 及び 出来ばえ	Ⅰ 出来形 一般工事	評 定 (該当内容)	a 90%以上	b 80～90%未満	c ２項目以下につき	d 60%未満	e 監督員が改造請求
		対象項目 該当項目	1 2 3 4 5 6 7 8 9 □ □ □ □ □ □ □ □ □ 0 0 項目			□	□
	Ⅱ 品質						

考 査 項 目 別 運 用 表

別紙－２－１－１

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。

（専任監督員）

考査項目	細　別	評価対象	評価	a	b	c	d	e
1.施工体制	Ⅰ.施工体制一般			適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である

［評価対象項目］

□ 1 □ 1．施工計画書を工事着手前に提出している。
□ 2 □ 2．作業分担の範囲を、施工体制台帳及び施工体系図に明確に記載している。
□ 3 □ 3．品質証明に係る体制が有効に機能している。（※品質証明員の任命、品質ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄｼｽﾃﾑの導入などによる。）
□ 4 □ 4．元請が下請の作業成果を確認している。
□ 5 □ 5．施工計画書の内容と現場施工方法が一致している。
□ 6 □ 6．緊急指示、災害、事故等が発生した場合の対応が速やかである。（※事故・災害がなければ対象としない）
□ 7 □ 7．現場に対する本店や支店による支援体制を整えている。（現場組織表で判断。現場作業所と本社間でも可）
□ 8 □ 8．工場製作期間における技術者を適切に配置している。（※工場製作品があるものを対象）
□ 9 □ 9．機械設備、電気設備等について、製作工場における社内検査体制(規格値の設定や確認方法)を整えている。
□ 10 □ 10．施工プロセスのチェックリストで、指示事項が無い。
□ 11 □ 11．その他

理由：

□ 施工体制一般に関して、監督員が文書による改善指示を行った

□ 施工体制一般に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。

計 0 0

評価値が９０％以上・・・・・・・・・・・a
評価値が８０％以上９０％未満・・・・・b
評価値が６０％以上８０％未満・・・・・c
評価値が６０％未満・・・・・・・・・・d

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目はチェックをはずす。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)
　計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝（　　）評価数/（　　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

	Ⅱ.配置技術者（現場代理人等）	評価対象	評価	a	b	c	d	e
				適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である

［評価対象項目］

【全体を評価する項目】

□ 1 □ 1．作業に必要な作業主任者及び専門技術者を選任及び配置している。
□ 2 □ 2．施工プロセスのチェックリストで、指示事項が無い。

【現場代理人を評価する項目】

□ 3 □ 3．現場代理人が、工事全体を把握している。
□ 4 □ 4．設計図書と現場との相違があった場合は、監督員と協議するなどの必要な対応を行っている。
□ 5 □ 5．監督員への報告を適時及び的確に行っている。

【監理(主任)技術者を評価する項目】

□ 6 □ 6．書類を標準仕様書及び諸基準に基づき適切に作成し、整理している。
□ 7 □ 7．契約書、設計図書、摘要すべき諸基準を理解し、施工に反映している。
□ 8 □ 8．施工上の課題となる条件(作業環境、気象、地質等)への対応を図っている。
□ 9 □ 9．下請の施工体制及び施工状況を把握し、技術的な指導を行っている。
□ 10 □ 10．監理（主任）技術者が、明確な根拠に基づいて技術的な判断を行っている。
□ 11 □ 11．その他

理由：

□ 配置技術者に関して、監督員が文書による改善指示を行った

□ 配置技術者に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。

計 0 0

評価値が９０％以上・・・・・・・・・・・a
評価値が８０％以上９０％未満・・・・・b
評価値が６０％以上８０％未満・・・・・c
評価値が６０％未満・・・・・・・・・・d

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目はチェックをはずす。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)
　計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝（　　）評価数/（　　）対象評価項目数

トップへ

考 査 項 目 別 運 用 表

別紙－２－２－１

（専任監督員）

考査項目	細　別	評価対象	評価	a	b	c	d	e
				適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
２．施工状況	Ⅰ．施工管理			［評価対象項目］ 1．施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映したものとなっている。 2．現場条件の変化に対して、適切に対応している。 3．工事材料を、品質に影響が無いよう保管している。 4．日常の出来形管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。 5．日常の品質管理を、設計図書・施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。 6．品質管理図表及び度数表が作成され、適切である。（※測定数が15点以上のときに評価対象とする。） 7．現場内の整理整頓を日常的に行っている。 8．使用材料の品質を証明する資料（品質証明書、写真等）を整理している。 9．工事打合せ簿を、不足無く整理している。 10．建設副産物の再利用等への取り組みを適切に行っている。 11．工事全般において、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。 12．設計図書の照査や、現場との相違事実が有る場合の報告等を適切な時期に行っている。 13．工事記録の整備が適時、的確になされている。 14．施工プロセスのチェックリストで、施工管理について指示事項が無い。 15．その他 理由：			☐ 施工管理に関して、 監督員が文書による改善指示を行った	☐ 施工管理に関して、 監督員からの文書による改善指示に従わなかった。
		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15						
		計 0	0	評価値が９０％以上・・・・・・・・・・a 評価値が８０％以上９０％未満・・・・・b 評価値が６０％以上８０％未満・・・・・c 評価値が６０％未満・・・・・・・・・・d			① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目はチェックをはずす。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（　　%）＝（　　）評価数/（　　）対象評価項目数 ④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。	
	Ⅱ．工程管理	評価対象	評価	a	b	c	d	e
				適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
				［評価対象項目］ 1．工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した工程表を作成している。 2．実施工程表の作成及びフォローｱｯﾌﾟを行っており、適切に工程を管理している。 3．現場状況の変化への対応が迅速であり、施工の停滞が見られない。 4．時間制限や片側交互通行等の各種制約への対応が適切であり、大きな工程の遅れが無い。 5．工事の進捗を早めるための取り組みを行っている。（※取り組み・対策の有無を評価） 6．余裕をもって工期内完了が図られた。（※工期内に完了検査まで終えた場合に評価） 7．休日の確保を行っている。 8．計画工程以外の時間外作業がほとんど無い。（※急な夜間施工など） 9．履行報告が適切に行われている。 10．施工プロセスのチェックリストで、工程管理について指示事項がない。 11．その他 理由：			☐ 工程管理に関して 監督員が文書による改善指示を行った	☐ 工程管理に関して 監督員からの文書による改善指示に従わなかった。
		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11						
		計 0	0	評価値が９０％以上・・・・・・・・・・a 評価値が８０％以上９０％未満・・・・・b 評価値が６０％以上８０％未満・・・・・c 評価値が６０％未満・・・・・・・・・・d			① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目はチェックをはずす。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（　　%）＝（　　）評価数/（　　）対象評価項目数	

考 査 項 目 別 運 用 表

別紙－２－３－１

（専任監督員）

考査項目	細　　別	評価対象	評価	a	b	c	d	e
				適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
２．施工状況	Ⅲ．安全対策			［評価対象項目］			☐ 安全対策に関して監督員が文書による改善指示を行った	☐ 安全対策に関して監督員からの文書による改善指示に従わなかった。
		☐ 1	☐	１．災害防止協議会を１回／月以上行っている。				
		☐ 2	☐	２．安全教育及び安全訓練等を半日／月以上実施している。				
		☐ 3	☐	３．新規入場者教育の内容に、当該工事の現場特性を反映している。				
		☐ 4	☐	４．工事期間を通じて、労働災害及び公衆災害が発生しなかった。				
		☐ 5	☐	５．過積載防止に取り組んでいる。				
		☐ 6	☐	６．仮設工の点検及び管理を、ﾁｪｯｸﾘｽﾄ等を用いて実施している。				
		☐ 7	☐	７．保安施設の設置及び管理を、各種基準及び関係者間の協議に基づき実施している。				
		☐ 8	☐	８．地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。				
		☐ 9	☐	９．安全管理に関する技術開発や創意工夫に取り組んでいる。				
		☐ 10	☐	１０．高所作業、墜落防止、落下物の危険防止、第２種酸欠防止、感電防止、機器等の転倒防止等の対策を立案し、施工に反映している。				
		☐ 11	☐	１１．施工プロセスのチェックリストで、安全対策について指示事項が無い。				
		☐ 12	☐	１２．その他　　理由：				
		0	0	評価値が９０％以上・・・・・・・・・・・・a			① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目はチェックをはずす。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（　　%）＝（　　）評価数/（　　）対象評価項目数 ④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。	
				評価値が８０％以上９０％未満・・・・・・b				
				評価値が６０％以上８０％未満・・・・・・c				
				評価値が６０％未満・・・・・・・・・・・・d				
	Ⅳ．対外関係	評価対象	評価	a	b	c	d	e
				適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
				［評価対象項目］			☐ 対外関係に関して監督員が文書による改善指示を行った	☐ 対外関係に関して監督員からの文書による改善指示に従わなかった。
		☐ 1	☐	１．関係官公庁などと調整を行い、トラブルの発生が無い。				
		☐ 2	☐	２．地元との調整を行い、トラブルの発生が無い。				
		☐ 3	☐	３．第三者からの苦情が無い。　もしくは、苦情に対して適切な対応を行っている。				
		☐ 4	☐	４．関連工事との調整を行い、円滑な進捗に取り組んでいる。				
		☐ 5	☐	５．工事の目的及び内容を、看板などにより地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。 （※設置基準における標示板以外のものを設置しているか）				
		☐ 6	☐	６．対外的な申請等の書類が適切に処理されていて不足が無い。				
		☐ 7	☐	７．施工プロセスのチェックリストで、対外関係について指示事項が無い。				
		☐ 8	☐	８．その他 理由：				
		計 0	0	評価値が９０％以上・・・・・・・・・・・・a			① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（　　%）＝（　　）評価数/（　　）対象評価項目数	
				評価値が８０％以上９０％未満・・・・・・b				
				評価値が６０％以上８０％未満・・・・・・c				
				評価値が６０％未満・・・・・・・・・・・・d				

トップへ

考　査　項　目　別　運　用　表

別紙－2－4－1　　（専任監督員）

考査項目	種別	評価対象	評価	a 出来形管理が適切である	b 出来形管理がほぼ適切である	c 他の項目に該当しない	d やや不備である	e 不備である
３．出来形及び出来ばえ	Ⅰ．一般工事出来形			［評価対象項目］			□ 出来形の測定方法または測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	□ 契約書第１８条第２項に基づき、監督員が改造請求を行った。
		□1 □2		１．築造物の機能、性能が設計図書・仕様書の定めた事項を満足している。 ２．出来形成果表（出来形成果総括表、測定結果総括表、測定結果一覧表）が出来形管理基準により作成され、適切であることが確認できる。				
		□3 □4		３．出来形図が出来形管理基準により作成され、適切であることが確認できる。 ４．出来形管理図表が作成され適切であることが確認できる。 （※測定数が15点以上の場合に評価対象項目とする。）				
		□5 □6 □7		５．不可視部分の出来形が写真で確認できる。 ６．写真管理基準の管理項目を満足している。 ７．社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 （※施工計画書にて社内管理規準が明記されているか）				
		□8 □9		８．出来形管理基準が定められていない工種について、監督員と協議の上で管理していることが確認できる。 ９．その他 理由：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿				
		0	0	● 判断基準 評価値が９０％以上・・・・・・・・・・・・a 評価値が８０％以上９０％未満・・・・・・b 評価値が６０％以上８０％未満・・・・・・c 評価値が６０％未満・・・・・・・・・・・・d				

① 出来形の評定は、工事全般を通したものとする。
② 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状寸法である。
③ 出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づく形状寸法を確保する管理体系である。
④ 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
⑤ 評価値（　　%）＝（　　）評価数/（　　）対象評価項目数
⑥ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

考　査　項　目　別　運　用　表

別紙－2－4－2　　（専任監督員）

考査項目	種別	評価対象	評価	a 適切である	b ほぼ適切である	c 他の項目に該当しない	d	e
３．出来形及び出来ばえ	機械設備工事			［評価対象項目］ 1．据付に関する出来形管理が容易にできるよう、出来形管理図などを工夫していることが確認できる。 2．設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。 3．施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足し、出来形の確認ができる。 4．設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。 5．不可視部分の出来形が写真で確認できる。 6．塗装管理基準の塗膜厚管理を適切にまとめている。 7．溶接管理基準の出来形管理を適切にまとめている。 8．社内の管理基準に基づき管理している。（※施工計画書にて社内管理基準が明記されているか） 9．設計図書に定められている予備品に不足が無い。 10．分解整備における既設部品等の磨耗、損傷等について、整備前と整備後の劣化状況及び回復状況を図表等に記録している。 11．その他　理由：	□ 出来形の測定方法または測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	□ 契約書第１８条第２項に基づき、監督員が改造請求を行った。
		0	0	評価値が９０％以上・・・・・・・・a 評価値が８０％～９０％未満・・・・b 評価値が６０％以上８０％未満・・・c 評価値が６０％未満・・・・・・・・d			① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目はチェックをはずす。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（　　%）＝（　　）評価数/（　　）対象評価項目数	
	電気設備工事 通信・弱電・その他類似工事			［評価対象項目］ 1．据付に関する出来形管理が容易にできるよう、出来形管理図などを工夫していることが確認できる。 2．機器等の測定（試験）結果が、その都度管理図表などに記録され、適切に管理していることが確認できる。 3．写真管理基準の管理項目を満足している。 4．不可視部分の出来形が写真で確認できる。 5．設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。 6．設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内であることが確認できる。 7．設備の据付、固定方法が設計図書又は承諾図のとおり施工していることが確認できる。 8．配管及び配線が設計図書又は承諾図のとおり敷設していることが確認できる。 9．行先などを表示した名札が、ケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けてある。 10．配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 11．社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 （※施工計画書にて社内管理規準が明記されているか） 12．測定機器のｷｬﾘﾌﾞﾚｰｼｮﾝを定期的に実施している。 13．その他　理由：	□ 出来形の測定方法または測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	□ 契約書第１８条第２項に基づき、監督員が改造請求を行った。
		0	0	評価値が９０％以上・・・・・・・・a 評価値が８０％～９０％未満・・・・b 評価値が６０％以上８０％未満・・・c 評価値が６０％未満・・・・・・・・d			① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目はチェックをはずす。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（　　%）＝（　　）評価数/（　　）対象評価項目数	

考 査 項 目 別 運 用 表

別紙－2－5－1

［ 記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。　　（専任監督員）

考査項目	工　種	評価対象	評価	a	b	c	d	e
3.出来形及び出来ばえ Ⅱ.品質	(1) コンクリート構造物工事			品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足している。 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】		品質が測定項目、測定基準 及び規格値を満足しa及びｂに該当しない。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	□ 契約書第18条に基づき、監督員が改造請求を行った。

［評価対象項目］

評価対象	評価	
		1．ｺﾝｸﾘｰﾄの配合試験及び試験練りを行っておりｺﾝｸﾘｰﾄの品質（強度・w/c・最大骨材粒径・塩基総量単位水量、ｱﾙｶﾘ骨材反応抑制等）が確認できる。 （※㊊ﾏｰｸを取得していない工場で製造されたｺﾝｸﾘｰﾄや、㊊ﾏｰｸ取得工場であってもJIS A5308以外のﾚﾃﾞｨｰﾐｸｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄを用いる場合に評価対象とする。）
		2．ｺﾝｸﾘｰﾄ受入時に必要な試験を実施しており、気温、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。
		3．圧縮試験に使用したｺﾝｸﾘｰﾄ供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。
		4．施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固方法が定められた条件を満足していることが確認できる。（寒中及び暑中ｺﾝｸﾘｰﾄ等を含む）
		5．型枠・支保材が十分な強度と安全性を持っており、締め付け確認や剥離剤の塗布などが行われ、打設中の管理が適切である。
		6．ｺﾝｸﾘｰﾄの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。
		7．ｺﾝｸﾘｰﾄの打設前に、打継ぎ目処理を適切に行っていることが確認できる。
		8．鉄筋の規格・品質が、証明書類で確認できる。
		9．ｺﾝｸﾘｰﾄ打設までにどろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。
		10．鉄筋の加工及び組立、かぶりが設計図書の仕様を満足していることが確認でき、鉄筋固定方法が適切である。 （※鉄筋交差部が強固に結束され、結束線がかぶりに入らないように内側に折り込まれているか　等。）
		11．溶接・圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。
		12．ｺﾝｸﾘｰﾄの養生が、設計図書の仕様を満足し、気候等に応じ適切に行われている事が確認できる。（日数、方法等）
		13．ｽﾍﾟｰｻｰの品質及び個数が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
		14．ｾﾊﾟﾚｰﾀ部の処理が適切に実施されている。
		15．ｸﾗｯｸが無い。ｸﾗｯｸがある場合であっても、それらが進行性又は貫通ｸﾗｯｸではなく、発生したｸﾗｯｸに対しては専門業者等の意見に基づき、適切な処置を行っている。
		16．その他　理由：
0	0	評価値が９０％以上・・・・・・・・・a
		評価値が８０％以上９０％未満・・・b
		評価値が６０％以上８０％未満・・・c
		評価値が６０％未満・・・・・・・・d

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目はチェックをはずす。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　%）＝（　）評価数/（　）対象評価項目数

考査項目	工　種	評価対象	評価	a	b	c	d	e
	(2) 土工事 （切土・盛土・築堤等工事）			品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足している。 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】		品質が測定項目、測定基準 及び規格値を満足しa及びｂに該当しない。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	□ 契約書第18条に基づき、監督員が改造請求を行った。

［評価対象項目］

評価対象	評価	
		1．施工に先立ち適切に丁張を設置し、また施工中にも適宜点検し精度の向上及び変状の発見に努めている。
		2．雨水による崩壊が起こらないように排水対策を実施していることが確認できる。（作業終了・中断時含む。）
		3．段切りを設計図書に基づき行っていることが確認できる。
		4．置換えのための掘削を行うにあたり、掘削面以下を乱さないように施工していることが確認できる。
		5．締固めが設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。
		6．一層当たりのまき出し厚を管理していることが確認できる。
		7．芝付け及び種子吹付けを設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。
		8．構造物周辺の締め固めを設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。
		9．土羽土の土質が適正な土質で行っていることが確認できる。
		10．品質管理に必要な各種試験を行い、適切な施工がされていることが確認できる。
		11．法面に有害な亀裂が無い。ｸﾗｯｸや損傷部がない。
		12．伐開除根作業が設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。
		13．その他　理由：
0	0	評価値が９０％以上・・・・・・・・・a
		評価値が８０％以上９０％未満・・・b
		評価値が６０％以上８０％未満・・・c
		評価値が６０％未満・・・・・・・・d

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目はチェックをはずす。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　%）＝（　）評価数/（　）対象評価項目数

考 査 項 目 別 運 用 表

別紙－2－5－2

［ 記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。　　（専任監督員）

考査項目	工　種	評価対象	評価	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	(3) 補強土壁工事			品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足している。【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】		品質が測定項目、測定基準 及び規格値を満足しa及びｂに該当しない。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	□ 契約書第18条に基づき、監督員が改造請求を行った。

［評価対象項目］

Ⅱ. 品質

評価対象	評価	
		1．盛土材料の土質が適正である。
		2．盛土の締固めを適切な条件（人力・機械・巻き出し厚・敷き均し・転圧作業等）で施工されている。
		3．ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ製品・材料等の品質が、工場管理資料等の品質証明資料により適切であると確認できる。
		4．現場条件に応じた排水対策が施工時を含め適切に講じられている。
		5．盛土の締め固め管理（密度等）が適切に実施されていることが確認できる。
		6．その他

理由：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

0	0

評価値が９０％以上・・・・・・・・・a
評価値が８０％以上９０％未満・・・b
評価値が６０％以上８０％未満・・・c
評価値が６０％未満・・・・・・・・・d

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目はチェックをはずす。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　%）＝（　）評価数/（　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

考査項目	工　種	評価対象	評価	a	b	c	d	e
	(4) 取壊し工事			品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足している。【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】		品質が測定項目、測定基準 及び規格値を満足しa及びｂに該当しない。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	□ 契約書第18条に基づき、監督員が改造請求を行った。

［評価対象項目］

評価対象	評価	
		1．分別、再資源化を適切に実施している。
		2．施工計画に定められた計画により管理されている。
		3．廃棄物の処理が適切である。
		4．請負者の管理記録が整備されている。
		5．不可視部分の写真記録が適正である。
		6．その他

理由：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

0	0

評価値が９０％以上・・・・・・・・・a
評価値が８０％以上９０％未満・・・b
評価値が６０％以上８０％未満・・・c
評価値が６０％未満・・・・・・・・・d

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目はチェックをはずす。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　%）＝（　）評価数/（　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

考 査 項 目 別 運 用 表

別紙－2－5－3

［ 記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。

（専任監督員）

考査項目	工　種	評価対象	評価	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	(5) 二次製品 構造物工事			品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足している。 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】		品質が測定項目、測定基準 及び規格値を満足しa及びｂに該当しない。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	□ 契約書第18条に基づき、監督員が改造請求を行った。

［評価対象項目］

【共通】

Ⅱ. 品質

評価対象	評価	
		1 . 仕様書に定められている品質管理が実施されている。
		2 . 材料の品質規格証明書が整備されている。
		3 . JIS規格外品について、仕様書で規定する規格、品質を満足している。
		4 . 基礎地盤の整形、清掃、湧水処理等が適切に実施されていることが確認できる。
		5 . 二次製品の保管、吊り込み、据え付け等に十分注意を払っていることが確認できる。
		6 . 土留め、ｳｪﾙﾎﾟｲﾝﾄ等の仮設が設計図書に基づき適切に施工・管理されていることが確認できる。
		7 . 製品周辺の盛土、埋戻土の施工にあたり、巻出し、転圧が適切に施工されている。
		8 . 敷ﾓﾙﾀﾙが適切に施工されている。

【擁壁類（補強土擁壁は除く）】

		9 . 胴込ｺﾝｸﾘｰﾄ、裏込材の充填が十分で空隙が生じていない。
		10 . 基礎ｺﾝｸﾘｰﾄ及び天端等の調整ｺﾝｸﾘｰﾄにｸﾗｯｸ等の欠陥がない。
		11 . 材料の接続または、かみ合わせが適切でズレがなく、接続部からの土砂流出防止がなされている。
		12 . 端部における地山とのすりつけが適切である。
		13 . 丁張りを2重3重に設けるなど、法勾配、裏込め材の厚さの確保のために細心の注意をはらっている。
		14 . ｺﾝｸﾘｰﾄ擁壁工の施工にあたり、ｺﾝｸﾘｰﾄの配合、練り混ぜ、打ち込み、締め固め及び養生が適切に行われている。
		15 . その他

理由：

【用排水路・その他】

		16 . 位置、方向、高さ、勾配等について前後の施設又は地形になじみよく施工されている。
		17 . 不等沈下防止に配慮して、基礎地盤の締固めが特に入念に行われている。
		18 . 呑口、吐口、集水桝等の取付けｺﾝｸﾘｰﾄにｸﾗｯｸ等の欠陥がない。
		19 . 施設の流末は浸食、滞留が生じないよう処理されている。
		20 . 不等沈下の発生がなく、基礎ｺﾝｸﾘｰﾄの亀裂や縦目地からの漏水も見られない。
		21 . 継目部の目地ﾓﾙﾀﾙ・ﾊﾟｯｷﾝ等が適切に施工されている。
		22 . 製品の継目部には隙間、ｽﾞﾚがなく、適切に施工されている。
		23 . その他

理由：

0	0

評価値が９０％以上・・・・・・・・・a
評価値が８０％以上９０％未満・・・b
評価値が６０％以上８０％未満・・・c
評価値が６０％未満・・・・・・・・・d

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目はチェックをはずす。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　%）＝（ ）評価数/（ ）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

考 査 項 目 別 運 用 表

別紙－2－5－4

［ 記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。　　（専任監督員）

考査項目	工　種	評価対象	評価	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	(6) 鋼橋工事 （RC床版工事はｺﾝｸﾘｰﾄ構造物に準ずる。）			品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足している。 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】		品質が測定項目、測定基準 及び規格値を満足しa及びｂに該当しない。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	□ 契約書第18条に基づき、監督員が改造請求を行った。

［評価対象項目］

【工場製作関係】

評価対象	評価	
		1．鋼材の種別を、品質を証明する書類又は現物により照合していることが確認できる。
		2．溶接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。
		3．溶接作業にあたり、溶接材料の使用区分が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
		4．溶接施工に係る施工計画書を提出していることが確認できる。
		5．孔開けによって生じたまくれが削り取られているなど、きめ細やかに製作していることが確認できる。
		6．欠陥部の発生が見られないことが確認できる。
		7．塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。
		8．素地調整を行う場合、第１種ｹﾚﾝ後４時間以内に金属前処理塗装を実施していることが確認できる。
		9．塗料の空缶管理について、写真等で確実に空であることが確認できる。
		10．塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。
		11．検査路、落橋防止装置、配水管等の付属物のめっき、防食、塗装が適切であることが確認できる。
		12．その他

理由：

【架設関係】

		13．ｸﾚｰﾝ、ﾍﾞﾝﾄなどの設置位置における地盤支持力を確認している。
		14．ﾎﾞﾙﾄの締付確認が実施され、記録を保管していることが確認できる。
		15．ﾎﾞﾙﾄの締付機及び測定機器のｷｬﾘﾌﾞﾚｰｼｮﾝを実施していることが確認できる。
		16．高力ﾎﾞﾙﾄの締め付けを、中心から外側に向かって行っていることが確認できる。
		17．高力ﾎﾞﾙﾄの品質が、証明書類で確認できる。
		18．ﾎﾞﾙﾄのｾｯﾄを適切に管理・保管しており、出荷時の品質が施工時まで保たれていることが確認できる。
		19．支承及び支承取付構造が、設計図書を満足していることが確認できる。
		20．支承の据付で、ｺﾝｸﾘｰﾄ面のﾁｯﾋﾟﾝｸﾞ及び仕上げ面に水切勾配がついていることが確認できる。
		21．沓座ﾓﾙﾀﾙの材料・施工が適切である。（無収縮ﾓﾙﾀﾙを使用、打設前に座面を湿潤状態にし、また確実に充填されるよう注意している。）
		22．架設にあたって、部材の応力と変形等を十分検討していることが確認できる。
		23．架設に用いる仮設備及び架設用機械について品質、性能が確保できる規模及び強度を有していることが確認できる。（※架設計画書等による確認）
		24．現場塗装部のｹﾚﾝ及び膜厚管理を適切に行っていることが確認できる。
		25．現場塗装において、温度、湿度、風速等の確認を行っていることが確認できる。
		26．伸縮装置の据付は、温度補正を行って位置を決定している。
		27．その他　理由：
0	0	

評価値が９０％以上・・・・・・・・・a
評価値が８０％以上９０％未満・・・b
評価値が６０％以上８０％未満・・・c
評価値が６０％未満・・・・・・・・・d

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目はチェックをはずす。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　%）＝（　）評価数/（　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

考 査 項 目 別 運 用 表

別紙－2－5－5

［ 記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。

（専任監督員）

考査項目	工　種	評価対象	評価	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	(7) 塗装工事			品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足している。 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】		品質が測定項目、測定基準 及び規格値を満足しa及びｂに該当しない。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	□ 契約書第18条に基づき、監督員が改造請求を行った。

［評価対象項目］

Ⅱ. 品質			1．塗装作業にあたり塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。
			2．ｹﾚﾝを入念に実施していることが確認できる。
			3．天候状況の確認、気温及び湿度の測定をおこない、塗装作業を行っていることが確認できる。
			4．塗料を使用前に攪拌し、容器の塗料を均一な状態にしてから使用していることが確認できる。
			5．鋼材表面及び被塗装面の汚れ、油膜等を除去し塗装を行っていることが確認できる。
			6．塗料の空缶管理について写真等で確実に空であることが確認できる。
			7．塗り残し、ながれ、しわ等が無く塗装されていることが確認できる。
			8．溶接部、ﾎﾞﾙﾄの接合部分、構造の複雑な部分について必要な塗膜厚を確保していることが確認できる。
			9．塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ﾛｯﾄ番号、色彩、数量が確認できる。
			10．その他

理由：

0	0

評価値が９０％以上・・・・・・・・・a
評価値が８０％以上９０％未満・・・b
評価値が６０％以上８０％未満・・・c
評価値が６０％未満・・・・・・・・・d

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目はチェックをはずす。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　%）＝（　）評価数/（　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

考 査 項 目 別 運 用 表

別紙－2－5－6

［ 記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。　　（専任監督員）

考査項目	工　種	評価対象	評価	a	b	c	d	e
3.出来形及び出来ばえ Ⅱ.品質	(8) 護岸・根固・水制工事			品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足している。 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】		品質が測定項目、測定基準 及び規格値を満足しa及びｂに該当しない。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	□ 契約書第18条に基づき、監督員が改造請求を行った。

［評価対象項目］

評価対象	評価	
		1．施工基面が平滑に仕上げられていることが確認できる。
		2．裏込材及び胴込めｺﾝｸﾘｰﾄの締固めを、空隙が生じないよう十分に行っていることが確認できる。
		3．緑化ﾌﾞﾛｯｸ、石積（張）、法枠、かごﾏｯﾄ等における材料のかみ合わせ又は連結が、裏込材の吸出しが無いよう行っていることが確認できる。
		4．石積(張)工において、大きさ及び重さが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
		5．護岸工の端部や曲線部の処理が適切であり、必要な強度及び、水密性を確保していることが確認できる。
		6．遮水ｼｰﾄが所定の幅で重ね合わせられ、端部処理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
		7．植生工で、植生の種類、品質、配合及び養生が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
		8．根固工、水制工、沈床工、捨石工等において、材料の連結及びかみ合わせが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
		9．使用材料の品質が証明書類で確認できる。
		10．基礎工において、掘り過ぎが無く施工していることが確認できる。
		11．ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ等を損傷無く設置していることが確認できる。
		12．施工にあたって、床堀箇所の湧水及び滞水は、排除して施工していることが確認できる。
		13．埋戻し材料について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
		14．有害なクラックが無い。
		15．丁張りを2重3重に設けるなど、法勾配、裏込め材の厚さの確保のために細心の注意を払っている。
		16．その他　理由：
0	0	評価値が９０％以上・・・・・・・・・a
		評価値が８０％以上９０％未満・・・b
		評価値が６０％以上８０％未満・・・c
		評価値が６０％未満・・・・・・・・d

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目はチェックをはずす。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　%）＝（　）評価数/（　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

考査項目	工　種	評価対象	評価	a	b	c	d	e
	(9) 海岸工事			品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足している。 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】		品質が測定項目、測定基準 及び規格値を満足しa及びｂに該当しない。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	□ 契約書第18条に基づき、監督員が改造請求を行った。

［評価対象項目］

評価対象	評価	
		1．ｺﾝｸﾘｰﾄの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に、型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。
		2．ｺﾝｸﾘｰﾄの運搬、打設、締め固め及び養生が、気象条件に適しており、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
		3．圧縮強度試験に使用したｺﾝｸﾘｰﾄの供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。
		4．ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸの転置及び仮置にあたって、強度確認を行っている。
		5．転倒や崩壊等が無いようｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸの仮置を行っていることが確認できる。
		6．捨石基礎の均し面を平坦に仕上げているのことが確認できる。
		7．吸出し防止材を所定の幅で重ね合わせており、端部処理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
		8．ﾌﾞﾛｯｸ・捨石の据付について、強度の凸凹がなく、かみ合わせが良くて安定している。
		9．工事期間中、１日１回は潮位観測を実施して記録していることが確認できる。
		10．台風などの異常気象に備えて施工前に避難場所の確保及び退避設備の対策を講じていることが確認できる。
		11．その他　理由：
0	0	評価値が９０％以上・・・・・・・・・a
		評価値が８０％以上９０％未満・・・b
		評価値が６０％以上８０％未満・・・c
		評価値が６０％未満・・・・・・・・d

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目はチェックをはずす。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　%）＝（　）評価数/（　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

考 査 項 目 別 運 用 表

別紙－2－5－7

［ 記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。　　（専任監督員）

考査項目	工　種	評価対象	評価	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	(10) 砂防構造物工事及び地すべり防止工事 （集水井戸工事を含む）			品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足している。 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】		品質が測定項目、測定基準 及び規格値を満足しa及びｂに該当しない。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	□ 契約書第18条に基づき、監督員が改造請求を行った。

［評価対象項目］

【共　通】

評価対象	評価	
□	□	1．ｺﾝｸﾘｰﾄの配合試験及び試験練りを行っておりｺﾝｸﾘｰﾄの品質（強度・w/c・最大骨材粒径・塩基総量単位水量、ｱﾙｶﾘ骨材反応抑制等）が確認できる。 （※㊞ﾏｰｸを取得していない工場で製造されたｺﾝｸﾘｰﾄや、㊞ﾏｰｸ取得工場であってもJIS A5308以外のﾚﾃﾞｨｰﾐｸｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄを用いる場合に評価対象とする。）
□	□	2．ｺﾝｸﾘｰﾄ打設時の必要な供試体を採取し、強度・ｽﾗﾝﾌﾟ・空気量等が確認できる。
□	□	3．ｺﾝｸﾘｰﾄ供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。
□	□	4．施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、締固時のﾊﾞｲﾌﾞﾚｰﾀの機種、養生方法等、適切に行っている。（寒中及び暑中ｺﾝｸﾘｰﾄ等を含む）
□	□	5．ｺﾝｸﾘｰﾄ打設までの鉄筋の保管管理が適正であることが確認できる。
□	□	6．鉄筋の組立・加工が適正であることが確認できる。
□	□	7．型枠､支保工の取り外し時のｺﾝｸﾘｰﾄ強度が適正に管理されている。
□	□	8．地山との取り合わせが適切に行われている。
□	□	9．鉄筋または鋼材の規格が証明書類で確認できる。
□	□	10．ｱﾝｶｰが設計図書どおり施工してあることが確認できる。
□	□	11．ﾎﾞﾙﾄの締付確認が実施され、適切に記録が保管されている。
□	□	12．ﾎﾞﾙﾄの締付機、測定機器のｷｬﾘﾌﾞﾚｰｼｮﾝを実施している。
□	□	13．ｸﾗｯｸが無い。ｸﾗｯｸがある場合でもあっても、それらが進行性又は貫通ｸﾗｯｸではなく、発生したｸﾗｯｸに対しては専門業者等の意見に基づき、適切な処置を行っている。

【砂防構造物工事に適用】

□	□	14．施工基面が平滑に仕上げられている。
□	□	15．ｺﾝｸﾘｰﾄを打ち込む基礎岩盤および水平打継目のｺﾝｸﾘｰﾄは、吸水させ湿潤状態にし、ﾓﾙﾀﾙを塗りこむように敷設している。
□	□	16．ｺﾝｸﾘｰﾄ打設方法が適切である。（打込み高さ・一層厚さ・締固め・１ﾘﾌﾄ高さ・打継ぎ目処理・養生　等）
□	□	17．工場製作部分について、原寸、工作、溶接に関する事項が適切に記録されている。
□	□	18．鋼製部材の現場塗装において、時期・素地調整・塗装方法・塗膜状況が適切であることが確認できる。
□	□	19．標板、銘板が適切にとりつけられている。
□	□	20．その他　理由：

【地すべり対策工事（抑止杭・集水井戸工事を含む）】

□	□	21．ｱﾝｶｰが設計図書どおり施工してあることが確認できる。
□	□	22．ﾗｲﾅｰﾌﾟﾚｰﾄの組み立てにあたり、偏心と歪みに配慮し、施工を行っている。
□	□	23．ﾗｲﾅｰﾌﾟﾚｰﾄと地山との隙間が少なくなるように施工を行っている。
□	□	24．集・排水ﾎﾞｰﾘﾝｸﾞ工の方向、角度が適正となるように施工上の配慮がなされている。
□	□	25．抑止杭工について、排出土および掘削時間等から、地質の状況が記録され、基岩又は固定地盤面の深度が確認できる。
□	□	26．その他　理由：
0	0	

評価値が９０％以上・・・・・・・・・a
評価値が８０％以上９０％未満・・・b
評価値が６０％以上８０％未満・・・c
評価値が６０％未満・・・・・・・・・d

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目はチェックをはずす。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　%）＝（　）評価数/（　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

考 査 項 目 別 運 用 表

別紙－2－5－8

［ 記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。　　（専任監督員）

考査項目	工　種	評価対象	評価	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	(11) ｺﾝｸﾘｰﾄ橋工事（PC及びRCを対象）			品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足している。 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】		品質が測定項目、測定基準 及び規格値を満足しa及びｂに該当しない。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	□ 契約書第18条に基づき、監督員が改善請求を行った。
Ⅱ. 品質				［評価対象項目］				
		□	□	1．設計図書に基づくｺﾝｸﾘｰﾄの配合試験及び試験練りが行われており、適切なｺﾝｸﾘｰﾄの規格（強度・w/c・最大骨材粒径・塩基総量等）が確認できる。 （※㊞ﾏｰｸを取得していない工場で製造されたｺﾝｸﾘｰﾄや、㊞ﾏｰｸ取得工場であってもJIS A5308以外のﾚﾃﾞｨｰﾐｸｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄを用いる場合に評価対象とする。）				
		□	□	2．ｺﾝｸﾘｰﾄ打設時の必要な供試体を採取し、強度・ｽﾗﾝﾌﾟ・空気量等が確認できる。				
		□	□	3．ｺﾝｸﾘｰﾄ供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。				
		□	□	4．施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、締固時のﾊﾞｲﾌﾞﾚｰﾀの機種、養生方法等が適切に行われている。（寒中及び暑中ｺﾝｸﾘｰﾄ等を含む）				
		□	□	5．型枠､支保工の取り外し時のｺﾝｸﾘｰﾄ強度が適正に管理されている。				
		□	□	6．鉄筋の規格・品質が証明書類で確認できる。				
		□	□	7．鉄筋の加工及び組立が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。				
		□	□	8．ｺﾝｸﾘｰﾄ打設までの鉄筋の保管管理が適正であることが確認できる。				
		□	□	9．溶接・圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っている。				
		□	□	10．ｽﾍﾟｰｻｰの材質が適正で、品質が確認できる。				
		□	□	11．ｽﾍﾟｰｻｰを適切に配置し､鉄筋のかぶりを確保している。				
		□	□	12．ﾌﾟﾚﾋﾞｰﾑ桁のﾌﾟﾚﾌﾚｸｼｮﾝ管理が適切に行われている。				
		□	□	13．装置（機器）のｷｬﾘﾌﾞﾚｰｼｮﾝが実施されている。				
		□	□	14．緊張及びｸﾞﾗｳﾄ管理が適切に実施されている。				
		□	□	15．ﾌﾟﾚｽﾄﾚｯｼﾝｸﾞ時のｺﾝｸﾘｰﾄ強度が最大圧縮応力度の1.7倍以上であることが確認できる。				
		□	□	16．構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いて圧縮強度の確認を行っている。				
		□	□	17．ﾌﾟﾚｷｬｽﾄﾌﾞﾛｯｸの損傷対策が適切である。（※取卸し時において、ﾌﾞﾛｯｸ接合面等を十分保護している。）				
		□	□	18．ﾌﾟﾚｷｬｽﾄﾌﾞﾛｯｸの接続施工が適切である。				
		□	□	19．ｸﾗｯｸが無い。ｸﾗｯｸがある場合であっても、進行性又は貫通ｸﾗｯｸではなく、発生したｸﾗｯｸに対しては専門業者等の意見に基づく適切な処置を行っている。				
		□	□	20．支承及び支承取付構造が、設計図書を満足していることが確認できる。				
		□	□	21．沓座ﾓﾙﾀﾙの材料・施工が適切である。（無収縮ﾓﾙﾀﾙを使用、打設前に座面を湿潤状態にし、また確実に充填されるよう注意している。）				
		□	□	22．伸縮装置の据付は、温度補正を行って位置を決定している。				
		□	□	23．その他　理由：				
		0	0	評価値が９０％以上・・・・・・・・・a 評価値が８０％以上９０％未満・・・b 評価値が６０％以上８０％未満・・・c 評価値が６０％未満・・・・・・・・・d				

① **当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目はチェックをはずす。**
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　%）＝（　）評価数/（　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

考 査 項 目 別 運 用 表

別紙－2－5－9

［ 記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。　　（専任監督員）

考査項目	工　種	評価対象	評価	a	b	c	d	e
3.出来形及び出来ばえ	(12)舗装工事(改良系)			品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足している。【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】		品質が測定項目、測定基準 及び規格値を満足しa及びｂに該当しない。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	□ 契約書第18条に基づき、監督員が改造請求を行った。
Ⅱ.品質				［評価対象項目］				
				【路床・路盤工関係】				
		□	□	1．施工に伴い、CBR試験、平板載荷試験及び安定処理の配合試験等を実施し、適切な舗装設計の基礎資料収集を行っている。				
		□	□	2．路床盛土において、一層の仕上がり厚を２０ｃｍ以下とし、各層ごとに締固めて施工していることが確認できる。				
		□	□	3．路床盛土において、構造物の隣接箇所や狭い箇所における締固めが、タンパ等の小型締固め機械により施工していることが確認できる。				
		□	□	4．路床安定処理において、添加材の材質・数量及び混合深さが確認でき、混合むらが無く均一であることが確認できる。				
		□	□	5．路盤の施工に先立って、路床面、下層路盤面の浮き石及び有害物を除去してから施工していることが確認できる。				
		□	□	6．使用材料が分離しておらず、仕上げ面が均一である。				
		□	□	7．路床、路盤工のﾌﾟﾙｰﾌﾛｰﾘﾝｸﾞを行い、ﾛｰﾗｰﾏｰｸがないことが確認できる。				
		□	□	8．路床・路盤工において現場密度や含水比等の管理を行い、適切な品質であることが確認できる。				
		□	□	9．その他　理由：				
				【ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工関係】				
		□	□	10．設計図書に基づく混合物の配合設計及び試験練りが行われ、適切な混合物の規格が確認できる。（ｱｽﾌｧﾙﾄ混合物の事前審査制度の適用工事は除く。）				
		□	□	11．舗装工の施工にあたって、上層路盤面の浮石などの有害物を除去していることが確認できる。				
		□	□	12．混合物の温度管理が、ﾌﾟﾗﾝﾄ出荷時・現場到着時・舗設時等で整理・記録されている。				
		□	□	13．舗設後、交通開放を適切に行っている。				
		□	□	14．舗装の各層の継ぎ目が標準仕様書に定められた数値以上ずらしている。				
		□	□	15．目地の処理が標準仕様書に定められた通りであることが確認できる。				
		□	□	16．気象条件に適した混合物の運搬方法、舗設作業（締め固め等）の配慮が行われている。				
		□	□	17．ﾌﾟﾗｲﾑｺｰﾄ、ﾀｯｸｺｰﾄが均一に施工され散布量が確認できる写真、資料がある。				
		□	□	18．ﾌﾟﾗｲﾑｺｰﾄ、ﾀｯｸｺｰﾄが、既設舗装断面及び隣接構造物側面に塗布されていることが確認できる。				
		□	□	19．初期・二次・仕上げ転圧が適切に行われている。				
		□	□	20．基準密度等の管理がされており品質の確認ができる。				
		□	□	21．縦、横断段差処理を適切に行っていることが確認できる。				
		□	□	22．仮区画線の施工が施工計画書のとおり適切に施工されたことが確認できる。				
		□	□	23．路面切削において施工計画と施工結果が整合しており、資料で確認できる。				
		□	□	24．切削後の路面管理が舗設まで適切に管理された。				
		□	□	25．その他　理由：				
				【ｺﾝｸﾘｰﾄ舗装工関係】				
		□	□	26．設計図書に基づくｺﾝｸﾘｰﾄの配合試験及び試験練りが行われており、適切なｺﾝｸﾘｰﾄの規格（強度・w/c・最大骨材粒径・塩基総量等）が確認できる。（※㊜ﾏｰｸを取得していない工場で製造されたｺﾝｸﾘｰﾄや、㊜ﾏｰｸ取得工場であってもJIS A5308以外のﾚﾃﾞｨｰﾐｸｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄを用いる場合に評価対象とする。）				
		□	□	27．舗装工の施工にあたって、上層路盤面の浮石などの有害物を除去していることが確認できる。				
		□	□	28．ｺﾝｸﾘｰﾄ打設時の必要な供試体を採取し、強度・ｽﾗﾝﾌﾟ、空気量等が確認できる。				
		□	□	29．ｺﾝｸﾘｰﾄ供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。				
		□	□	30．施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設方法、養生方法等を適切に行っている。				
		□	□	31．材料が分離しないようｺﾝｸﾘｰﾄを敷き均している。				
		□	□	32．ﾁｪｱｰ、ﾀｲﾊﾞｰ等の保管管理が適正であることが確認できる。				
		□	□	33．目地の設置位置・構造が適正であることが確認できる。				
		□	□	34．その他　理由：				
				【共通】				
		□	□	35．区画線、標識、防護柵等交通安全施設の施工管理資料が整備されており、品質の確認ができる。				
		0	0					
				評価値が９０％以上・・・・・・・・・a 評価値が８０％以上９０％未満・・・b 評価値が６０％以上８０％未満・・・c 評価値が６０％未満・・・・・・・・・d				

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目はチェックをはずす。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　%）＝（　）評価数/（　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

考 査 項 目 別 運 用 表

別紙－2－5－10

［ 記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。　　（専任監督員）

考査項目	工　種	評価対象	評価	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	(13) 舗装工事 (修繕系)			品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足している。【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】		品質が測定項目、測定基準 及び規格値を満足しa及びｂに該当しない。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	□ 契約書第18条に基づき、監督員が改造請求を行った。

［評価対象項目］

【路床・路盤工関係】

Ⅱ. 品質

評価対象	評価	
		1．施工に伴い、CBR試験、平板載荷試験及び安定処理の配合試験等を実施し、適切な舗装設計の基礎資料収集を行っている。
		2．路床盛土において、一層の仕上がり厚を２０ｃｍ以下とし、各層ごとに締固めて施工していることが確認できる。
		3．路床盛土において、構造物の隣接箇所や狭い箇所における締固めが、タンパ等の小型締固め機械により施工していることが確認できる。
		4．路床安定処理において、添加材の材質・数量及び混合深さが確認でき、混合むらが無く均一であることが確認できる。
		5．路盤の施工に先立って、路床面、下層路盤面の浮き石及び有害物を除去してから施工していることが確認できる。
		6．使用材料が分離しておらず、仕上げ面が均一である。
		7．路床、路盤工のﾌﾟﾙｰﾌﾛｰﾘﾝｸﾞを行い、ﾛｰﾗｰﾏｰｸがないことが確認できる。
		8．路床・路盤工において、現場密度や含水比等の管理を行い、適切な品質であることが確認できる。
		9．路上再生路盤工において、施工時の添加材料の噴出量等が設計どおりであることが資料で確認できる。
		10．その他　理由：

【ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工関係】

		11．設計図書に基づく混合物の配合設計及び試験練りが行われ、適切な混合物の規格が確認できる。（ｱｽﾌｧﾙﾄ混合物の事前審査制度の適用工事は除く。）
		12．舗装工の施工にあたって、上層路盤面の浮石などの有害物を除去していることが確認できる。
		13．混合物の温度管理が、ﾌﾟﾗﾝﾄ出荷時・現場到着時・舗設時等で整理・記録されている。
		14．舗設後、交通開放を適切に行っている。
		15．舗装の各層の継ぎ目が標準仕様書に定められた数値以上ずらしている。
		16．目地の処理が標準仕様書に定められた通りであることが確認できる。
		17．気象条件に適した混合物の運搬方法、舗設作業（締め固め等）の配慮が行われている。
		18．ﾌﾟﾗｲﾑｺｰﾄ、ﾀｯｸｺｰﾄが均一に施工され散布量が確認できる写真、資料がある。
		19．ﾌﾟﾗｲﾑｺｰﾄ、ﾀｯｸｺｰﾄが、既設舗装断面及び隣接構造物側面に塗布されていることが確認できる。
		20．初期・二次・仕上げ転圧が適切に行われている。
		21．基準密度等の管理がされており品質の確認ができる。
		22．縦、横断段差処理を適切に行っていることが確認できる。
		23．仮区画線の施工が施工計画書のとおり適切に施工されたことが確認できる。
		24．路面切削において施工計画と施工結果が整合しており、資料で確認できる。
		25．切削後の路面管理が舗設まで適切に管理された。
		26．その他　理由：

【共通】

		27．工法の適否や、変更・追加等の有無を確認するために、施工前・中などにおいて現地調査を十分に行っている。
		28．区画線、標識、防護柵等交通安全施設の施工管理資料が整備されており、品質の確認ができる。
0	0	

評価値が９０％以上・・・・・・・・・a
評価値が８０％以上９０％未満・・・b
評価値が６０％以上８０％未満・・・c
評価値が８０％未満・・・・・・・・・d

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目はチェックをはずす。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　%）＝（　）評価数/（　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

考 査 項 目 別 運 用 表

別紙－2－5－11

［ 記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。

（専任監督員）

考査項目	工　種	評価対象	評価	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	(14) 法面工事			品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足している。 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】		品質が測定項目、測定基準 及び規格値を満足しa及びｂに該当しない。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	□ 契約書第18条に基づき、監督員が改造請求を行った。

［評価対象項目］

【共　通】

評価対象	評価	
		1．施工基面が平滑に仕上げられている。
		2．設計図書に示されている法勾配で適切に施工されている。
		3．施工面の浮石除去・除根等が適切におこなわれている。
		4．吹付け材料が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
		5．吹付け技能工（ﾉｽﾞﾙﾏﾝ・ｶﾞﾝﾏﾝ）の技量が適切であることが確認できる。
		6．法面の変状を常に監視し、施工している。

【種子吹付工、客土吹付工、厚層基材吹付工関係】

		7．土壌試験を実施し、施工に反映している。
		8．ﾈｯﾄ等の重ね幅が10cm以上確保されている。
		9．吹付け厚さが均等である。
		10．吹付け厚さによって、必要な場合2層以上に分けて行っているのが確認できる。
		11．法面端部付近にﾗｳﾝﾃﾞｨﾝｸﾞを行い、法肩・端部に巻き込みを施工している。
		12．基材の配合が適切であることが確認できる。
		13．吹付完了後、保護養生が行われている。（養生材吹付、散水養生　等）
		14．その他　理由：

【ｺﾝｸﾘｰﾄ、又はﾓﾙﾀﾙ吹付工関係】

		15．金網の重ね幅が10cm以上確保されている。
		16．ﾗｽ張ｱﾝｶｰ鉄筋が、仕様書のとおり施工されていることが確認できる。
		17．吹付け厚さが均等である。
		18．供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。
		19．跳ね返り材料が適切に処理されている。
		20．吸水性の吹付け面の場合に、事前に吸水させていることが確認できる。
		21．法面端部付近にﾗｳﾝﾃﾞｨﾝｸﾞを行い、法肩・端部に巻き込みを施工している。
		22．水抜管を湧水部や凹部に配慮して設置している。
		23．その他　理由：

【打法枠工関係（現場打・ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ・現場吹付等）】

		24．ｱﾝｶｰが適切に施工されていることが確認できる。（長さ、定着等）
		25．配筋状況が適切である。
		26．打継ぎ目の施工が適切である。（打継ぎ目は水洗いやｾﾒﾝﾄﾍﾟｰｽﾄにより付着性の向上を図っている。）
		27．現場養生が適切に行われている。
		28．供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。
		29．ｱﾝｶｰと枠の連結や、枠のかみ合わせが適切である。
		30．枠と法面間の処理が適切で、密着していることが確認できる。
		31．枠内に空隙がないことや、中詰め材が沈下・流出していないことが確認できる。
		32．層間にはく離がないことが確認できる。
		33．跳ね返り材料が適切に処理されている。
		34．その他　理由：

評価値が９０％以上・・・・・・・・・a
評価値が８０％以上９０％未満・・・b
評価値が６０％以上８０％未満・・・c
評価値が６０％未満・・・・・・・・・d

0	0

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目はチェックをはずす。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　%）＝（　）評価数/（　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

考 査 項 目 別 運 用 表

別紙－2－5－12

［ 記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。　　（専任監督員）

考査項目	工　種	評価対象	評価	a	b	c	d	e
3.出来形及び出来ばえ	(15) ﾄﾝﾈﾙ工事			品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足している。 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】		品質が測定項目、測定基準 及び規格値を満足しa及びｂに該当しない。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	□ 契約書第18条に基づき、監督員が改造請求を行った。

［評価対象項目］

Ⅱ.品質

評価対象	評価	
		1.設計図書に基づくｺﾝｸﾘｰﾄの配合試験及び試験練りが行われており、適切なｺﾝｸﾘｰﾄの規格（強度・w/c・最大骨材粒径・塩基総量等）が確認できる。 （※㊎ﾏｰｸを取得していない工場で製造されたｺﾝｸﾘｰﾄや、㊎ﾏｰｸ取得工場であってもJIS A5308以外のﾚﾃﾞｨｰﾐｸｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄを用いる場合に評価対象とする。）
		2.ｺﾝｸﾘｰﾄ打設時の必要な供試体を採取し、強度・ｽﾗﾝﾌﾟ・空気量等が確認できる。
		3.ｺﾝｸﾘｰﾄ供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。
		4.ｺﾝｸﾘｰﾄ打設について、施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設方法等を行っている。
		5.鉄筋又は鋼材の規格が証明書類で確認できる。
		6.ｺﾝｸﾘｰﾄ打設までの鉄筋、鉄網の保管管理が適正であることが確認できる。
		7.日々計測管理を行っており、それに基づいた施工が行われていることが確認できる。
		8.金網の継ぎ目を15cm（一目）以上重ね合わせていることが確認できる。
		9.吹付ｺﾝｸﾘｰﾄは浮石等を除いた後に、15cm以下の厚さで地山と密着するよう施工されている。
		10.吹付ｺﾝｸﾘｰﾄの打継ぎ部の施工で清掃及び湿潤状態が確認できる。
		11.吹付ｺﾝｸﾘｰﾄの配合及びﾛｯｸﾎﾞﾙﾄの種別・規格が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
		12.ﾛｯｸﾎﾞﾙﾄ挿入前にくり粉除去の清掃がなされている。
		13.ﾛｯｸﾎﾞﾙﾄの地山との定着方法が適切である。
		14.ｲﾝﾊﾞｰﾄ工において、掘削状況、打設方法が適切である。
		15.防水工に防水ｼｰﾄを使用する場合は、ﾛｯｸﾎﾞﾙﾄ等の突起物にﾓﾙﾀﾙや保護マット等で防護対策を行っていることが確認できる。
		16.覆工ｺﾝｸﾘｰﾄとｱｰﾁｺﾝｸﾘｰﾄの打継目が同一線上にないことが確認できる。
		17.逆巻の場合、側壁ｺﾝｸﾘｰﾄとｱｰﾁｺﾝｸﾘｰﾄの打継目が同一線上にないことが確認できる。
		18.常に切羽及び地表面の状況を確認して施工していることが確認できる。
		19.裏込め注入の施工時期・方法が適切で、状況がデータで確認できる。
		20.その他　理由：
0	0	

評価値が９０％以上・・・・・・・・・a
評価値が８０％以上９０％未満・・・b
評価値が６０％以上８０％未満・・・c
評価値が６０％未満・・・・・・・・・d

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目はチェックをはずす。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　%）＝（　）評価数/（　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

考 査 項 目 別 運 用 表

別紙－2－5－13

［ 記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。

（専任監督員）

考査項目	工　種	評価対象	評価	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	(16) 植栽工事			品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足している。 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】		品質が測定項目、測定基準 及び規格値を満足しa及びｂに該当しない。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	□ 契約書第18条に基づき、監督員が改造請求を行った。

［評価対象項目］

		1．土壌硬度試験及び土壌試験(PH)を実施し施工に反映している。
		2．施肥・かん水等、活着管理が適切におこなわれている。
		3．樹木等に損傷､はちくずれ等がなく保護養生が適切に行われている。
		4．樹木等の生育に害のあるものは除去されている。
		5．余剰枝の剪定､整形その他必要な手入れが行われている。
		6．植栽する樹木応じて、余裕のある植穴を掘り、植穴底部を耕していることが確認できる。
		7．肥料が直接樹木の根にふれないよう均一に施肥されている。
		8．樹木、地被類、つる性物等には樹幹の割れ、病害虫などがないことが確認できると共に、仕様書に基づいた植え付けが適切になされている。
		9．埋戻土が設計図書の基づいた性状であり、小石・ごみ・雑草・夾雑物を含まない適切なものであることが確認できる。
		10．支柱・添え木をぐらつかないように設置していることが確認できる。
		11．その他　理由：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

評価値が９０％以上・・・・・・・・・a
評価値が８０％以上９０％未満・・・b
評価値が６０％以上８０％未満・・・c
評価値が６０％未満・・・・・・・・・d

評価対象	評価
0	0

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目はチェックをはずす。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　%）＝（　）評価数/（　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

考査項目	工　種	評価対象	評価	a	b	c	d	e
	(17) 建築工事 （土木関連）			品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足している。 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】		品質が測定項目、測定基準 及び規格値を満足しa及びｂに該当しない。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	□ 契約書第18条に基づき、監督員が改造請求を行った。

［評価対象項目］

		1．材料の品質及び形状が設計図書等との適切性が確認でき、証明書が整備されている。
		2．部品の品質及び形状が設計図書等との適切性が確認でき、証明書が整備されている。
		3．機器等(設備等)の機能が設計図書等との適切性が確認でき、証明書が整備されている。
		4．躯体の品質及び形状が設計図書等との適切性が確認でき、建造物の品質が確保されている。
		5．室内の塵芥処理等が適切に行われ､納まりの事前検討も十分実施され良質な施工が伺える。
		6．その他　理由：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

評価値が９０％以上・・・・・・・・・a
評価値が８０％以上９０％未満・・・b
評価値が６０％以上８０％未満・・・c
評価値が６０％未満・・・・・・・・・d

評価対象	評価
0	0

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目はチェックをはずす。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　%）＝（　）評価数/（　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

考 査 項 目 別 運 用 表

別紙－2－5－14

［ 記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。

（専任監督員）

考査項目	工　種	評価対象	評価	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	(18) 標識・区画線設置工事・防護柵（網）			品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足している。【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】		品質が測定項目、測定基準 及び規格値を満足しa及びｂに該当しない。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	□ 契約書第18条に基づき、監督員が改造請求を行った。
Ⅱ. 品質				［評価対象項目］				
				1．防護柵設置要綱、視線誘導標設置要綱、道路標識ハンドブック等の規定を満足していることが確認できる。				
				2．防護柵等の床堀りの仕上がり面において、地山の乱れや不陸が生じないよう施工していることが確認できる。				
				3．防護柵等の基礎工の施工にあたって、無筋及び鉄筋コンクリートの規定を満足していることが確認できる。				
				4．防護柵等の支柱の施工にあたって、既設舗装面への影響が無いよう施工していることが確認できる。				
				5．基礎設置箇所について地盤の地耐力を把握して、施工していることが確認できる。				
				6．防護柵の支柱の根入長が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。				
				7．ｶﾞｰﾄﾞｹｰﾌﾞﾙを支柱に取り付ける場合、設計図書に定められた所定の張力を与えているのが確認できる。				
				8．ｶﾞｰﾄﾞｹｰﾌﾞﾙの端末支柱を土中に設置する場合、打設したコンクリートが設計図書に定められた強度以上であることが確認できる。				
				9．ペイント式（常温式）区画線に使用するｼﾝﾅｰの使用量が、１０％以下であることが確認できる。				
				10．区画線の厚さが見本等で設計図書の仕様を満足していることが確認できる。				
				11．区画線の施工にあたって設置路面の水分、泥、砂じん及びほこりを取り除いて行っていることが確認できる。				
				12．区画線を消去の場合、表示材（塗料）のみの除去となっており、路面への影響が最小限となっていることが確認できる。				
				13．プライマーの施工にあたって、路面に均等に塗布していることが確認できる。				
				14．区画線の材料が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。				
				15．その他				
				理由：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿				
		0	0	評価値が９０％以上・・・・・・・・・a				
				評価値が８０％以上９０％未満・・・b				
				評価値が６０％以上８０％未満・・・c				
				評価値が６０％未満・・・・・・・・・d				

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目はチェックをはずす。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　%）＝（　）評価数/（　）対象評価項目数

考 査 項 目 別 運 用 表

別紙－2－5－15

［ 記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。

（専任監督員）

考査項目	工　種	評価対象	評価	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	(19) 浚渫・覆砂工事			品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足している。 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】		品質が測定項目、測定基準 及び規格値を満足しa及びｂに該当しない。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	□ 契約書第18条に基づき、監督員が改造請求を行った。

［評価対象項目］

Ⅱ. 品質

評価対象	評価	
		1．着手前の測量の記録・保存が適正である。
		2．施工前、施工中の水象・気象の資料が整備されている。
		3．土砂量の検収・計測が的確に行われている。
		4．機械の選定及び組み合わせが適切である。
		5．周辺環境に配慮し、水質汚濁防止・水質監視等が行われている。
		6．浚渫高さ（覆砂厚）、すりつけが規格値内に納まる仕上がりである。
		7．覆砂の品質資料が適切に整理されている。
		8．その他
0	0	理由：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

評価値が９０％以上・・・・・・・・・a
評価値が８０％以上９０％未満・・・b
評価値が６０％以上８０％未満・・・c
評価値が６０％未満・・・・・・・・・d

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目はチェックをはずす。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　%）＝（　）評価数/（　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

考 査 項 目 別 運 用 表

別紙－2－5－16

［ 記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。

（専任監督員）

考査項目	工　種	評価対象	評価	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	(20) 港湾築造工事(浚渫・漁港築造工事を含む) （該当する他工種を適宜組み合わせて評価すること）			品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足している。 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】		品質が測定項目、測定基準 及び規格値を満足しa及びｂに該当しない。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	□ 契約書第18条に基づき、監督員が改造請求を行った。

［評価対象項目］

		1．材料の品質及び形状が、設計図書等と整合しており証明書が整備されている。
		2．濁り防止等環境保全に十分注意して施工していることが確認できる。
		3．海中土工の施工上の注意点（仕様書による）が守られている。
		4．浮泥を巻き込まないよう置換材を投入していることが確認できる。
		5．ﾏｯﾄが破損なく施工され、記録等により確認できる。
		6．捨石、被覆及び根固め石がゆるみのないよう堅固に施工され、記録等により確認できる。
		7．使用材料に損傷及び補修痕がない。
		8．ｹｰｿﾝの進水，仮置，曳航及び回航の施工上の注意事項（仕様書等による）が守られている。
		9．ｹｰｿﾝの据付及び中詰の施工上の注意事項（仕様書等による）が守られている。
		10．ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸの据付の施工上の注意事項（仕様書等による）が守られている。
		11．付属工の施工上の注意事項（仕様書等による）が守られている。
		12．溶接及び切断の品質管理に関して仕様書に定められた事項が確認できる。
		13．その他

理由：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

0	0

評価値が９０％以上・・・・・・・・・a
評価値が８０％以上９０％未満・・・b
評価値が６０％以上８０％未満・・・c
評価値が６０％未満・・・・・・・・・d

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目はチェックをはずす。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　%）＝（　）評価数/（　）対象評価項目数

考 査 項 目 別 運 用 表

別紙－2－5－17

［ 記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。

（専任監督員）

考査項目	工　種	評価対象	評価	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	(21) 基礎工事 （地盤改良等を含む）			品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足している。 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】		品質が測定項目、測定基準 及び規格値を満足しa及びｂに該当しない。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	□ 契約書第18条に基づき、監督員が改造請求を行った。

［評価対象項目］

【杭関係（ｺﾝｸﾘｰﾄ・鋼管・鋼管井筒、場所打、深礎等）】

Ⅱ. 品質

評価対象	評価	
		1. 杭等の規格・品質を確認できる資料が整理されている。
		2. 杭の運搬・保管状態が適切で、損傷および補修跡がないことが確認できる。
		3. 杭芯位置、水平度、鉛直度等が設計図書を満足していることが確認できる。
		4. 配筋、ｽﾍﾟｰｻｰの配置及びｺﾝｸﾘｰﾄ打設等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
		5. ﾗｲﾅｰﾌﾟﾚｰﾄの組立にあたり、偏心と歪みに配慮して施工していることが確認できる。
		6. 溶接工の技量が確認でき、溶接作業環境が適切である。
		7. 溶接の品質管理に関して、組立・加工精度が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
		8. 場所打杭について、ﾄﾚﾐｰ管をｺﾝｸﾘｰﾄ内に2m以上挿入し施工していることが確認できる。
		9. 掘削深度、排出土砂、孔内水位の変動及び安定液を用いる場合の孔内の安定液濃度並びに比重等が、設計図書を満足していることが確認できる。
		10. 裏込材注入の圧力などが施工記録により確認できる。
		11. ｽﾗｲﾑの除去を確実に行っていることが確認できる。
		12. 支持地盤に達していることが、掘削深さ、掘削土砂等により確認できる。
		13. 杭先端処理が適切に行われていることを示す資料が確認できる。
		14. 強度確認、ｾﾒﾝﾄﾐﾙｸの比重管理などの品質に係わる事項の管理資料を整理していることが確認できる。
		15. 既成杭の打止め管理の方法及び場所打ち杭の施工管理方法が整備されており、その記録を整理していることが確認できる。
		16. 杭頭処理において、杭本体を損傷していないことが確認できる。
		17. その他　理由：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【地盤改良関係（ｻﾝﾄﾞ・砕石ﾄﾞﾚｰﾝ、ﾍﾟｰﾊﾟｰﾄﾞﾚｰﾝ、ｻﾝﾄﾞｺﾝﾊﾟｸｼｮﾝﾊﾟｲﾙ、ﾛｯﾄﾞｺﾝﾊﾟｸｼｮﾝ等含む）】

評価対象	評価	
		18. 杭芯位置、水平度、鉛直度等が設計図書を満足していることが確認でき、削孔機械の据付が安定している。
		19. 改良材の品質・使用量が管理され、設計図書の使用を満足していることが確認できる。
		20. 改良材の配合、比重、噴出量、強度等の管理資料を整理していることが確認できる。
		21. 事前に土質試験等を実施し、改良材の選定、必要量の設定等を行っていることが確認できる。
		22. 施工箇所が均一に改良されているとともに、十分な強度及び支持力を確保していることが確認できる。
		23. 施工管理方法が施工計画書等に記載され、整備されている。
		24. 施工記録が整理され、適切な施工が確認できる。
		25. 改良体の形状寸法が設計図書を満足していることが確認できる。
		26. 控工の施工上の注意事項（仕様書による）が守られている。
		27. その他　理由：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
0	0	

評価値が９０％以上・・・・・・・・・a
評価値が８０％以上９０％未満・・・b
評価値が６０％以上８０％未満・・・c
評価値が６０％未満・・・・・・・・・d

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目はチェックをはずす。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　%）＝（　）評価数/（　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

考 査 項 目 別 運 用 表

別紙－2－5－18

［ 記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。

（専任監督員）

考査項目	工　種	評価対象	評価	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	(22) 仮設工工事			品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足している。 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】		品質が測定項目、測定基準 及び規格値を満足しa及びｂに該当しない。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	□ 契約書第18条に基づき、監督員が改造請求を行った。

［評価対象項目］

Ⅱ品質			1．使用材料の品質確認資料が整理されている。
			2．運搬・保管状態が適切で、使用材料のそり・ゆがみ・傷等がない。
			3．組立・設置が確実になされ、かつ点検も行われている。
			4．溶接工の技量が確認でき、溶接作業環境が適切である。
			5．継杭・継矢板における溶接の品質管理に関して、組立・加工精度が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
			6．腹起しの設置状況が適切である。 （施工にあたり、受け金物、吊りワイヤ等によって支持し、また矢板と十分密着させている。）
			7．控え板・ﾀｲﾛｯﾄﾞの取り付け状況が適切である。
			8．周辺環境（騒音・振動・地盤変動等）に配慮した施工方法で実施している。
			9．施工記録等により設計条件に適合した根入れ長で施工されていることが確認できる。
			10．排水を考慮し、良好な床付け面を確保している。
			11．その他 理由：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
		0	0

評価値が９０％以上・・・・・・・・・a
評価値が８０％以上９０％未満・・・b
評価値が６０％以上８０％未満・・・c
評価値が６０％未満・・・・・・・・・d

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目はチェックをはずす。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　%）＝（　）評価数/（　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

考 査 項 目 別 運 用 表

別紙－2－5－19

［ 記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。　　（専任監督員）

考査項目	工　種	評価対象	評価	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	(23) 下水道工事			品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足している。【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】		品質が測定項目、測定基準 及び規格値を満足しa及びｂに該当しない。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	□ 契約書第18条に基づき、監督員が改造請求を行った。

［評価対象項目］

【共　通】

		1．ﾏﾝﾎｰﾙ用品の規格・品質がﾐﾙｼｰﾄで確認できる。
		2．管渠の規格・品質がﾐﾙｼｰﾄで確認できる。
		3．設計図書に基づくｺﾝｸﾘｰﾄの配合試験及び試験練りが行われており、適切なｺﾝｸﾘｰﾄの規格（強度・w/c・最大骨材粒径・塩基総量等）が確認できる。
Ⅱ．品質		（※適ﾏｰｸを取得していない工場で製造されたｺﾝｸﾘｰﾄや、適ﾏｰｸ取得工場であってもJIS A5308以外のﾚﾃﾞｨｰﾐｸｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄを用いる場合に評価対象とする。）
		4．ｺﾝｸﾘｰﾄ打設時の必要な供試体を採取し、強度・ｽﾗﾝﾌﾟ・空気量等が確認できる。
		5．ｺﾝｸﾘｰﾄ供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。
		6．施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、締固時のﾊﾞｲﾌﾞﾚｰﾀの機種、養生方法等、適切に行っている。（寒中及び暑中ｺﾝｸﾘｰﾄ等を含む）
		7．施工基盤面が良好であることが確認できる。
		8．管渠の接合状態が良好であることが確認できる。

【開削工】

		9．締固めを適切な条件で施工しており、管の周辺に空隙が生じていない。
		10．埋め戻し材料の品質が確認できる。
		11．ｱｽﾌｧﾙﾄ混合物の温度管理が、ﾌﾟﾗﾝﾄ出荷時・現場到着時・舗設時等で整理・記録されている。
		12．その他　理由：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【推進工】

		13．測量及び観測結果を毎日整理し、それに基づいた施工が行われていることが確認できる。
		14．常に切羽及び地表面の状態を観測して施工されていることが確認できる。
		15．推進作業等がﾃﾞｰﾀで確認できる。
		16．裏込めの注入状況が確認できる。
		17．地盤改良工の施工管理状況がﾃﾞｰﾀで確認できる。
		18．その他　理由：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【ｼｰﾙﾄﾞ工】

		19．ｾｸﾞﾒﾝﾄの規格・品質がﾐﾙｼｰﾄで確認できる。
		20．溶接作業にあたり、作業員の技量確認を行っている。
		21．二次ｺﾝｸﾘｰﾄ打設前にあたり、作業員の技量確認を行っている。
		22．常に切羽及び地表面の状態を確認して施工されていることが確認できる。
		23．ｼｰﾙﾄﾞ推進作業等がﾃﾞｰﾀで確認できる。
		24．裏込め注入状況がﾃﾞｰﾀで確認できる。
		25．地盤改良工の施工管理状況がﾃﾞｰﾀで確認できる。
		26．その他　理由：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

該当項目が９０％以上・・・・・・・・・・・・・a
該当項目が８０％～９０％未満・・・・・・・・・b
該当項目が６０％～８０％未満・・・・・・・・・c
該当項目が６０％未満・・・・・・・・・・・・・d

0	0

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目はチェックをはずす。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　%）＝（　）評価数/（　）対象評価項目数

考 査 項 目 別 運 用 表

別紙－2－5－20

［ 記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。

（専任監督員）

考査項目	工　種	評価対象	評価	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	(24) 電線共同溝工事			品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足している。 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】		品質が測定項目、測定基準 及び規格値を満足しa及びｂに該当しない。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	□ 契約書第18条に基づき、監督員が改造請求を行った。
Ⅱ品質				［評価対象項目］				
				1．指定材料の規格が、品質を証明する書類で確認できる。				
				2．管路の通過試験を行っており、試験結果から全箇所が導通していることが確認できる。				
				3．ﾌﾟﾗﾝﾄ出荷時、現場到着時、舗設持等において、アスファルト混合物の温度管理が記録していることが確認できる。				
				4．特殊部の施工基面の支持力が均等となるようにかつ不陸が無いように仕上げていることが確認できる。				
				5．特殊部の施工において、隣接する各ブロックに目違いによる段差及び蛇行等が無いよう敷設していることが確認できる。				
				6．埋戻しにおいて、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。				
				7．舗装の復旧等が適時行われ、路面の沈下や不陸が無く平坦性を確保していることが確認できる。				
				8．管枕及び埋設シートの設置及び土被りが、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。				
				9．管設置において、それぞれの管の最小曲げ半径を満足していることが確認できる。				
				10．その他 理由：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿				
		0	0	評価値が９０％以上・・・・・・・・・a 評価値が８０％以上９０％未満・・・b 評価値が６０％以上８０％未満・・・c 評価値が６０％未満・・・・・・・・d				

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目はチェックをはずす。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　%）＝（　）評価数/（　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

考 査 項 目 別 運 用 表

別紙－2－5－21

［ 記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。

（専任監督員）

考査項目	工　種	評価対象	評価	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	(25) 維持工事 （清掃工、付属、物工、除雪、応急処理等）			［評価対象項目］ 1．使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜的確に行っていることが確認できる。 2．構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 3．監督員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。 4．緊急的な作業において、迅速かつ適切に対応していることが確認できる。 5．理由： 6．理由： 7．理由： 8．理由： ●判断基準 該当項目が５項目以上・・・・a 該当項目が３項目以上・・・・b 該当項目が２項目以下・・・・c 注　記載の４項目を必須の評価対象項目とし、この他に適宜項目を追加して評価するものとする。 ただし、評価対象項目は最大８項目とする。			□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	□ 契約書第18条に基づき、監督員が改造請求を行った。
		0	0					
	(26) 修繕工事 （橋脚補強、耐震補強、落橋防止等）			［評価対象項目］ 1．使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。 2．構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 3．監督員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。 4．施工後のﾒﾝﾃﾅﾝｽに対する提言や修繕ｻｲｸﾙ等を勘案した提案等を行っていることが確認できる。 5．理由： 6．理由： 7．理由： 8．理由： ●判断基準 該当項目が５項目以上・・・・a 該当項目が３項目以上・・・・b 該当項目が２項目以下・・・・c 注　記載の４項目を必須の評価対象項目とし、この他に適宜項目を追加して評価するものとする。 ただし、評価対象項目は最大８項目とする。			□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	□ 契約書第18条に基づき、監督員が改造請求を行った。
		0	0					

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目はチェックをはずす。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　%）＝（　）評価数/（　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目はチェックをはずす。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　%）＝（　）評価数/（　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

考 査 項 目 別 運 用 表

別紙－2－5－22

［ 記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。

（専任監督員）

考査項目	工　種	評価対象	評価	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	(27) 機械設備工事			適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	□ 契約書第18条に基づき、監督員が改善請求を行った。

［評価対象項目］

Ⅱ. 品質

評価対象	評価	
		1 . 材料、部品の品質照合の書類（現物照合）を整理し品質の確認ができる。
		2 . 設備の機能及び性能が、設計・承諾図書のとおり確保され、品質の確認ができる。
		3 . 設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾図書として提出していることが確認できる。
		4 . 機器の機能及び性能に係わる成績書が整理され、品質の確認ができる。
		5 . 溶接管理基準の品質管理項目について、品質管理書類を整理し品質の確認ができる。
		6 . 塗装管理基準の品質管理項目について、品質管理書類を整理し品質の確認ができる。
		7 . 操作制御設備について、操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性にすぐれていることが確認できる。
		8 . 操作制御設備の安全装置及び保護装置の機能・性能確認試験について、試験書類を整理し品質の確認ができる。
		9 . 電気配線、配管が承諾図書のとおり敷設していることが確認できる。
		10 . 機器の配置が点検しやすいよう工夫していることが確認できる。
		11 . 設備の構造や機器の配置が、交換頻度の高い部品等の交換作業を容易にできるよう工夫していることが確認できる。
		12 . 二次コンクリートの配合試験及び試験練を実施し、試験成績表にまとめていることが確認できる。
		13 . バルブ類の平時の状態を示すラベルなどが見やすい状態で表示していることが確認できる。
		14 . 計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示していることが確認できる。
		15 . 回転部や高温部等の危険箇所に表示または防護をしていることが確認できる。
		16 . 構造物劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。
		17 . 現地状況を勘案し、施工方法等についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。
		18 . 設備・機器及び付属物の取り付け等が設計・承諾図書に基づき施工されていることが確認できる。
		19 . 完成図書・取扱説明書を工夫し作成（改造・更新・修繕の場合は修正）していることが確認できる。（※編集手法について評価する。）
		20 . 完成図書・取扱説明書において、設備の機能並びに操作方法が容易に判別できる。
		21 . 完成図書・取扱説明書において、単体品の製造年月日及び製造者が判別できる資料を整備している。
		22 . 完成図書・取扱説明書において、部品等の点検方法やその時期、交換を要する部品や交換方法及び場所について、まとめている。
		23 . その他

理由：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目はチェックをはずす。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　%）＝（　）評価数/（　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

評価対象	評価	
0	0	評価値が９０％以上・・・・・・・・・ａ
		評価値が８０％以上９０％未満・・・ｂ
		評価値が６０％以上８０％未満・・・ｃ
		評価値が６０％未満・・・・・・・・・ｄ

考 査 項 目 別 運 用 表

別紙－2－5－23

［ 記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。

（専任監督員）

考査項目	工　種	評価対象	評価	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	(28) 電気設備工事 （照明設備・変電設備・その他類似工事含む）			適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切で有ったため、監督員が修補指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切で有ったため、検査員が修補指示を行った。
				［評価対象項目］ 1．製作着手前に、品質や性能の確保にかかる技術検討が実施していることが確認できる。 2．材料・部品の品質照合の結果が品質保証書（現物照合を含む）で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 3．溶接・塗装管理が設計書のとおり実施され、内容が確認でき欠陥がなく満足している。 4．機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられていることが確認できる。 5．設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫していることが確認できる。 6．設備・機器及び付属物の取り付け等が設計・承諾図書に基づき施工されていることが確認できる。 7．操作スイッチや表示灯が設計図書のとおり配置され、操作性に優れていることが確認できる。 8．ｹｰﾌﾞﾙ及び配管の接続などの作業が、施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無いことが確認できる。 9．設備の機能及び性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 10．操作制御関係の機能及び性能が、設計図書の仕様を満足しているとともに、必要な安全装置及び保護装置の作業が確認できる。 11．設備の総合性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 12．現場条件によって機器（製品）の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認していることが確認できる。 13．完成図書・取扱説明書を工夫し作成（改造・更新・修繕の場合は修正）していることが確認できる。 （※編集手法について評価する。） 14．完成図書・取扱説明書において、設備の機能並びに操作方法が用意に判別できる。 15．完成図書・取扱説明書において、単体品の製造年月日及び製造者が判別でき、部品等の点検方法やその時期、交換を要する部品や交換方法及び場所について、まとめている。 16．その他　理由： 評価値が９０％以上・・・・・・・・・a 評価値が８０％以上９０％未満・・・b 評価値が６０％以上８０％未満・・・c 評価値が６０％未満・・・・・・・・d			
		0	0					
	(29) 通信・弱電・その他類似工事			a 適切である	b ほぼ適切である	c 他の評価に該当しない	d □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切で有ったため、監督員が修補指示を行い改善された。	e □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切で有ったため、検査員が修補指示を行った。
				［評価対象項目］ 1．設計図書に定められている品質管理を実施していることが確認できる。 2．材料及び構成部品の品質及び形状について、設計図書等と適合が確認できる証明書等を整備していることが確認できる。 3．溶接・塗装管理が設計書のとおり実施され、内容が確認でき欠陥が無く満足している。 4．材料の品質照合の結果が、品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 5．設備、機器の品質、機能及び性能が、成績等で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 6．ｹｰﾌﾞﾙ及び配管の接続などの作業が、施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無いことが確認できる。 7．設備全体としての運転性能が所定の能力を満足していることが確認できる。 8．設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫していることが確認できる。 9．設備・機器及び付属物の取り付け等が設計・承諾図書に基づき施工されていることが確認できる。 10．設備全体及び各機器において、設計図書に規定した品質及び性能を工場試験記録により確認できる。 11．完成図書・取扱説明書を工夫し作成（改造・更新・修繕の場合は修正）していることが確認できる。 （※編集手法について評価する。） 12．完成図書・取扱説明書において、設備の機能並びに操作方法が用意に判別できる。 13．完成図書・取扱説明書において、単体品の製造年月日及び製造者が判別でき、部品等の点検方法やその時期、交換を要する部品や交換方法及び場所について、まとめている。 14．その他　理由： 評価値が９０％以上・・・・・・・・・a 評価値が８０％以上９０％未満・・・b 評価値が６０％以上８０％未満・・・c 評価値が６０％未満・・・・・・・・d			
		0	0					

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目はチェックをはずす。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　%）＝（　）評価数/（　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目はチェックをはずす。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　%）＝（　）評価数/（　）対象評価項目数

考 査 項 目 別 運 用 表

別紙－2－5－24

［ 記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。

（専任監督員）

考査項目	工　種	評価対象	評価	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	(30) 上記以外の工事又は合併工事			品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足している。 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】		品質が測定項目、測定基準 及び規格値を満足しa及びｂに該当しない。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	□ 契約書第18条に基づき、監督員が改造請求を行った。

［評価対象項目］

1．理由：

2．理由：

3．理由：

4．理由：

5．理由：

0	0

評価値が９０％以上・・・・・・・・・a
評価値が８０％以上９０％未満・・・b
評価値が６０％以上８０％未満・・・c
評価値が６０％未満・・・・・・・・・d

※　主たる工種の考査事項で考査し、最大考査項目は５項目とする。

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目はチェックをはずす。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　%）＝（　）評価数/（　）対象評価項目数

考 査 項 目 別 運 用 表

別紙－2－6－1

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。　　（専任監督員）

考査項目	細別	工　夫　事　項	
5. 創意工夫	Ⅰ. 創意工夫	【施工】 □ 1. 施工に伴う器具・工具・装置等に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫。 □ 2. ｺﾝｸﾘｰﾄ二次製品などの代替材の利用に関する工夫。 □ 3. 土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、ｺﾝｸﾘｰﾄ打設等の施工に関する工夫。 □ 4. 部材並びに機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法に関する工夫。 □ 5. 設備工事における加工や組立等又は、電気工事における配線や配管等に関する工夫。 □ 6. 給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫。 □ 7. 照明などの視界の確保に関する工夫。 □ 8. 仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫。 □ 9. 運搬車両、施工機械等に関する工夫。 □ 10. 支保工、型枠工、足場工、仮桟橋、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫。 □ 11. 盛土の締固度、杭の施工高さの管理に関する工夫。 □ 12. 施工計画書の作成、写真管理等に関する工夫。 □ 13. 出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫。 □ 14. 施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫。 □ 15. ＩＣＴ（情報通信技術）を活用した情報化施工を取り入れた工事。 **⇒※本項目は２点の加点とする。** □ 16. 特殊な工法や材料を用いた工事。 □ 17. 優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工事。 【新技術活用】　**⇒※新技術の活用に関しては、その活用技術の内容により１～２点とする。** □ 18. 請負者からの提案によるＮＥＴＩＳ登録技術の活用。 【品質】 □ 19. 土工、設備、電気の品質向上に関する工夫。 □ 20. ｺﾝｸﾘｰﾄの材料、打設、養生に関する工夫。 □ 21. 鉄筋、ＰＣケーブル、コンクリート二次製品の使用材料に関する工夫。 □ 22. 配筋、溶接作業等に関する工夫。 【安全衛生】 □ 23. 建設業労働災害防止協会が定める指針に基づく安全衛生教育を実施している。 **⇒※本項目は２点の加点とする。** □ 24. 安全を確保するための仮設備などに関する工夫。 （落下物、墜落、転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等） □ 25. 安全教育、技術向上委員会、安全パトロールに関する工夫。 □ 26. 現場事務所、労務者宿舎等の空間及び設備等に関する工夫。 □ 27. 有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫。 □ 28. 一般車両突入時の被害軽減方策又は一般交通の安全確保に関する工夫。 □ 29. 厳しい作業環境の改善に関する工夫。 □ 30. 環境保全に関する工夫。	【その他】 □ 31. 理由： □ 32. 理由： □ 33. 理由： □ 34. 理由： □ 35. 理由： □ 36. 理由： □ 37. 理由：
	記述評価 （加点数を選択した評価内容を詳細記述）	加点合計：　0　点 評点：　0　点	**【創意工夫の詳細評価】　工夫の内容及び具体的内容を記載**

※1. 特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。　但し評価については検査員との合議とする。　　（2012--000-15）
　　また、設計積算中に含まれると判断される施工・品質管理、安全衛生対策を超えた工夫に対し、その工夫の効果が認められるものに限り評価する。
※2. 評価は各項目において１，２点で評価し、最大７点の評点とする。
※3. 該当する数と重みを勘案して評価し課点数を入力すること。１項目１点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えてもよい。
※4. 上記の考査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、「その他」に具体的に記載して加点する。「工事特性」との二重評価は行わない。

工事成績採点の考査項目別チェック表（２）

管理番号　2012--000-15　　（主任監督員）

2. 施工状況	Ⅱ 工程管理	評　定	a	b	c	d	e
		(該当数)	５項目以上	３項目程度	２項目程度	やや不備	不　備
		項　目 該当項目	1 2 3 4 5 6 7 8 9 □ □ □ □ □ □ □ □ □			□	□
	Ⅲ 安全対策	評　定	a	b	c	d	e
		(該当数)	４項目以上	２項目程度	１項目程度	やや不備	不　備
		項　目 該当項目	1 2 3 4 5 6 7 □ □ □ □ □ □ □			□	□
4. 工事特性	キーワード評価		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □				
	評　点：0 (+20点～0点)		【工事特性のキーワードの詳細】				

考　査　項　目　別　運　用　表

別紙－３－１－１

※下記の評価項目を参考にa～eを評価する。　　（主任監督員）

考査項目	細　別	a	b	c	d	e
2.施工状況	Ⅱ.工程管理	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	□ やや劣っている	□ 劣っている

● 評価対象項目

□ 1. 隣接する他の工事などとの積極的な工程調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。

□ 2. 地元及び関係機関との調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。

□ 3. 工程管理を適切に行ったことにより、休日や夜間工事の回避等を行い、地域住民に公共工事に対する好印象を与えた。

□ 4. 工程管理に係る積極的な取り組みが見られた。

□ 5. 災害復旧工事など特に工期的な制約がある場合において、余裕をもって工事を完成させた。

□ 6. 工事施行箇所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、余裕をもって工事を完成させた。

□ 7. 実施工程表の作成及びフォローアップを行っており、適切に工程を管理している。

□ 8. 履行報告が適切に行われている。

□ 9. その他　〔 理由： 〕

0

● 判断基準
該当項目が５項目以上・・・・・・・・・・・・・a
該当項目が３項目程度・・・・・・・・・・・・・b
該当項目が２項目程度・・・・・・・・・・・・・c

	a	b	c	d	e
Ⅲ.安全対策	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	□ やや劣っている	□ 劣っている

● 評価対象項目

□ 1.建設労働災害、及び公衆災害の防止に向けた取り組みが顕著であった。

□ 2.安全衛生を確保するための管理体制を整備し組織的に取り組んだ。

□ 3.安全衛生を確保するため、他の模範となるような活動に積極的に取り組んだ。

□ 4.安全対策に関する技術開発や創意工夫に取り組んだ。

□ 5.安全協議会での活動に積極的に取り組んだ。

□ 6.安全対策に係る取り組みが地域から評価された。

□ 7.その他　〔 理由： 〕

0

● 判断基準
該当項目が４項目以上・・・・・・・・・・・・・a
該当項目が２項目程度・・・・・・・・・・・・・b
該当項目が１項目程度・・・・・・・・・・・・・c

考 査 項 目 別 運 用 表

別紙3-2-1

（主任監督員）

考査項目	細　別	技術力キーワード一覧表	【 事例 】　具体的な施行条件等への対応事例
4. 工事特性	1．施行条件等への対応	Ⅰ構造物の特殊性への対応 （■施工規模の大きさへの対応） □ 1．対象構造物の高さ、延長、施工（断）面積、施工深度等の規模が特殊な工事 □ 2．対象構造物の形状が複雑であることなどから、施行条件が特に変化する工事 □ 3．その他 理由： Ⅱ都市部等の作業環境、社会条件等への対応 □ 4．地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事 □ 5．周辺環境条件により、作業条件、工程に大きな影響を受ける工事 □ 6．周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事 □ 7．現道上での交通規制に大きく影響する工事 □ 8．緊急時に対応が必要な工事 □ 9．施工箇所が広範囲にわたる工事 □10．その他 理由：	（1．について） ・ 切土、盛土、掘削土量　5万㎥以上 又は切土高（直高）　20m以上　盛土高（直高）10m以上 ・ 護岸高（直高）　5m以上　・ 築堤高（堤内地地盤高から計画堤防高の差）5m以上 ・ 浚渫工（港湾）　20万㎥以上　・ 樋門、樋管　15㎡以上　・ 揚排水機場　1500mm以上 ・ 堰、水門、最大径間長　20m以上又は径間数　2系間以上　・ ﾄﾝﾈﾙ（ｼｰﾙﾄﾞ）径10m以上 ・ ﾄﾝﾈﾙ(開削工法)　高20m以上　・ ﾄﾝﾈﾙ(NATM)　内空断面積　80㎡以上　・ ﾄﾝﾈﾙ(沈埋工法)300㎡以上 ・ 海岸堤防、護岸、突堤、離岸堤　水深5m以上　・ 地滑り防止工　・ 流路工　50㎥/s以上 ・ 砂防ダム　10m以上　・ 治水ダム(転流工を含む)　30m以上　・ 橋梁下部工　高さ15m以上 ・ 橋梁上部工　最大支間長　80m以上　・ 土留工、締切工(直高)　5m以上 ・ 下水道管渠(推進工)　400m以上/ｽﾊﾟﾝ　・ 下水道管渠(ｼｰﾙﾄﾞ) ・ 下水道中継ﾎﾟﾝﾌﾟ場(暫定ﾎﾟﾝﾌﾟ場、ﾏﾝﾎｰﾙ形式ﾎﾟﾝﾌﾟ場は除く) ・ 下水道処理場(場内ﾎﾟﾝﾌﾟ場、沈砂池、水処理施設及びこれらと同規模工事) （2．について） ・ 砂防工事などにおいて、現地合わせに基づいて再設計が必要な工事。 ・ 鉄道に隣接した橋脚の耐震補強工事又は河道内の流水部における橋脚の撤去工事。 ・ 供用中の道路トンネルの拡幅工事。 （3．について） ・ その他、構造物固有の難しさへの対応が特に必要な工事。 ・ その他、技術固有の難しさへの対応が必要である工事。 ・ 地山強度が低い又は土被りが薄いため、ＦＥＭ解析などによる検討が必要な工事。 （4．について） ・ 供用中の鉄道又は道路と交差する橋梁などの工事。 ・ 市街地等の家屋密集地での、鉄道又は道路をアンダーパスする工事。 ・ 監視などの結果に基づき、工法の変更を行った工事。 （5．について） ・ ガス管、水道管、電話線等の支障物件の移設について、施工工程の管理に特に注意を要した工事。 ・ 地元調整や環境対策などの制約が特に多い工事。 （6．について） ・ 市街地での夜間工事。 ・ ＤＩＤ地区での工事。 （7．について） ・ 日交通量が概ね１万台以上の道路で片側通行の交通規制をした工事。 ・ 供用している自動車専用道路等の路上工事で、交通規制が必要な工事。 ・ 工事期間中の大半にわたって、交通開放を行うため規制標識の設置撤去を日々行った工事。 （8．について） ・ 緊急時の作業があり、その作業の全てに対応した工事。 （9．について） ・ 作業現場が広範囲に分布している工事。 （10．について） ・ 施工ヤードの広さや高さに制限があり、機械の使用など施工に制約を受けた工事。 ・ その他、周辺環境又は社会条件への対応が必要な工事。

考 査 項 目 別 運 用 表

		Ⅲ厳しい自然・地盤条件への対応 □11．特殊な地盤条件への対応が必要な工事 □12．雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事 □13．急峻な地形及び土石流危険渓流内での工事 □14．動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事 □15．その他 理由：	（１１．について） ・ 河川内の橋脚工事において、地下水位が高く、ウェルポイント工法などによる排水や大規模な山留めなどが必要な工事。 ・ 支持地盤の形状が複雑なため、深礎杭基礎毎に地質調査を実施するなど支持地盤を確認しながら再設計した工事。 ・ 施工不能日が多いことから、施工機械の稼動率や台数などを的確に把握する必要が生じた工事。 （１２．について） ・ 海岸又は河川区域内のため、設計書で計上する以上に波浪等の影響で不稼動日が多く、主に作業船や台船を使用する工事。 ・ 潜水夫を多用した工事又は波浪や水位変動が大きいため作業構台等を設置した工事・ （１３．について） ・ 急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事。もしくは、命綱を使用する必要があった工事(法面工は除く)。 ・ 斜面上又は急峻な地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策の安全対策を必要とした工事。 ・ 土石流危険渓流に指定された区域内における工事。 （１４．について） ・ 貴重な動植物に対する配慮のため、工種や施工方法に制約を受けた工事。 （１５．について） ・ その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であった工事。 ・ その他、災害等における臨機の措置のうち特に評価すべき事項が認められる工事。
		Ⅳ長期工事における安全確保への対応 □16．12ヶ月を超える工事で、事故がなく完成した工事(全面一時中止期間は除く)＊但し、文書注意に至らない事故は除く。 □17．その他（　　）	［工事特性のキーワードの詳細を記入］
	評　価	加点合計：　0 点	
		評　　点：　0 点	

(2012―000-15)

［記入方法］該当する項目の加点数を選択すること

※1. 工事特性は、最大２０点の評点とする。

※2. 専任監督員が評価する「５．創意工夫」との二重評価は行わない。

※3. 評価にあたっては、専任監督員等の意見も参考にし、検査員との合議のうえ評価する。

※4. １項目１点を目安とする。

工事成績採点の考査項目別チェック表（３）

管理番号 2012--000-15　　（総括監督員）

6. 社会性等	Ⅰ　地域への貢献度	評　定 (該当数)	a ５項目以上	a' ４項目以上	b ３項目以上	b' ２項目以上	c １項目以下
		項　目 該当項目	1 2 3 4 5 6 7 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ (理由　　)				
7. 法令遵守等	☑ 項目該当なし		措置内容 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☑ -20 -15 -13 -10 -8 -5 -3		適応事例番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14		
	☐ 該当あり(- 点)						

総合評価 技術提案	**技術提案履行確認**	**履行**

1. 技術提案履行確認において、不履行と認めた場合　マイナス評価（-10点）
※平成22年度以前の工事については、技術提案確認は適用外(記入不要)です。

考 査 項 目 別 運 用 表

別紙－３－３－１

［記入方法］ 該当する項目の□に✓マークを記入する。

（総括監督員）

考査項目	細別	a	a’	b	b’	c
6. 社会性等	Ⅰ. 地域への貢献度	優れている	b より優れている	やや優れている	c より優れている	□ 他の評価に該当しない

● 評価対象項目

□ 1. 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等、積極的に周辺地域との調和を図った。

□ 2. 定期的に広報紙や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。

□ 3. 地域生活に密着したゴミ拾い(自治会等による清掃活動)、道路清掃等のボランティア活動等へ積極的に参加し、地域に貢献した。

□ 4. 地域が主催するイベント(前期4を除く)へ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。

□ 5. 災害時などにおいて、地域への支援又は行政による救援活動に積極的に協力を行った。

□ 6. 周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。(前記対象項目以外のものがあれば評価対象とする。)

□ 7. その他 〔 理由： 〕

0

●判断基準

該当項目が５項目以上・・・・・・・・・・・・・a
該当項目が４項目　　・・・・・・・・・・・・・a’
該当項目が３項目　　・・・・・・・・・・・・・b
該当項目が２項目　　・・・・・・・・・・・・・b’
該当項目が１項目以下・・・・・・・・・・・・・c

※請負者からの提出を受け評定を行う。

※実施した項目が、地域貢献として認められたものを評価する。

トップへ

考 査 項 目 別 運 用 表

別紙－3－4－1

［記入方法］ 該当する項目の□に✓マークを記入する。　　（総括監督員）

考 査 項 目	法 令 遵 守 等 の 該 当 項 目 一 覧 表

7.法 令 遵 守 等

措　置　内　容	点　数
□ 1.指名停止３ヶ月以上	－ 20 点
□ 2.指名停止２ヶ月以上３ヶ月未満	－ 15 点
□ 3.指名停止１ヶ月以上２ヶ月未満	－ 13 点
□ 4.指名停止２週間以上１ヶ月未満	－ 10 点
□ 5.文章注意	－ 8 点
□ 6.口頭注意	－ 5 点
□ 7.工事関係者事故または公衆災害が発生したが、ﾋｭｰﾏﾝｴﾗｰ等軽微なため、口頭注意以上の処分がなかった場合（不問で処分した案件。もらい事故や交通事故は含まない。）	－ 3 点
□ 8.総合落札方式における技術提案が、受注者の責により履行されなかった	－ 10 点
□ 9.その他 〔理由 ……〕	－ 点
☑ 10.項目該当なし	

該当項目なし 0 点

① 本評価項目（7.法令遵守等）で評価する事例は、当該工事の施工にあたり、工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった場合に適用する。

② 「施工」とは、請負契約書の記載内容（工事名、工期、施工場所等）を履行することに限定する。

③ 「工事関係者」とは、当該工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従事職員及び②を履行するために下請契約し、その履行をするために従事する者に限定する

④ 総合落札方式における技術提案が、受注者の責により履行されなかった場合は、8.の項目で減ずる措置をおこなう。（ -10点 ）

【上記で評価する場合の適用事例】

- 1.入札前に提出した調査資料などにおいて、虚為の事実が判明した。
- 2.承諾なしに権利又は義務を第三者に承継した。
- 3.使用人等に関する労働条件に問題があり送検等された。
- 4.産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。
- 5.当該工事関係者が贈収賄などにより逮捕又は公訴された。
- 6.一括下請や技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。
- 7.入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。
- 8.労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。
- 9.監督又は検査の実施を、不当な圧力をかけるなどにより妨げた。
- 10.下請代金を期日以内に支払っていない。不当に下請代金の額を減じているなど下請代金支払遅延防止法第４条に規定する親事業者の遵守事項に違反する行為がある。
- 11.過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検された。
- 12.受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等の暴力団関係者がいることが判明した。
- 13.下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第９条に記されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。
- 14.安全管理の処分が不適切であったことから死傷者を生じさせた工事関係者事故又は重大な損害を与えた公衆損害事故を起こした。

トップへ

工事成績採点の考査項目別チェック表（４）

管理番号　2012--000-15　　（検査員）

2. 施工状況	Ⅰ 施工管理	評　定 (該当割合)	a 90%以上		b 80～90%未満		c ２項目以下につき	d 60%未満	e 指示不履行
		対象項目 該当項目	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 □					□	□
		対象項目 該当項目					0 0　項目		
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅰ 出来形	評　定 (該当割合)	a 95%以上	a’ 90～95%未満	b 85～90%未満	b’ 80～85%未満	c ２項目以下につき	d 60%未満	e 修補指示
	一般工事	対象項目 該当項目	1 2 3 4 5 6 7 8 9 □ □ □ □ □ □ □ □ □				0 0　項目	□	□
	Ⅱ 品質								
		評　定 (該当割合)	a 95%以上	a’ 90～95%未満	b 85～90%未満	b’ 80～85%未満	c ２項目以下につき	d 60%未満	e 修補指示
		対象項目 該当項目	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 □					□	□
		対象項目 該当項目					項目		
	Ⅲ 出来ばえ								
		評　定 (該当割合)	a 90%以上		b 80～90%未満		c ２項目以下につき	d 60%未満	
		対象項目 該当項目	1 2 3 4 5 6 7 □ □ □ □ □ □ □						
		対象項目 該当項目					項目		

考　査　項　目　別　運　用　表

別紙－４－１－１

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。　　（検　査　員）

考査項目	細別	評価対象	評価	a	b	c	d	e
2. 施工状況				優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
	Ⅰ．施工管理			● 評価対象項目			□ 施工管理について、監督員が文書による改善指示を行った	□ 施工管理について、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。
		□ 1	□	1. 契約約款第19条第1項第1号から5号に基づく設計図書の照査を行っていることが確認できる。				
		□ 2	□	2. 施工計画書が工事着手前に提出され、所定の項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっていることが確認できる。				
		□ 3	□	3. 工事期間を通じて、施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致していることが確認できる。				
		□ 4	□	4. 現場条件又は計画内容に変更が生じた場合は、その都度当該工事着手前に変更施工計画書を提出していることが確認できる。				
		□ 5	□	5. 施工体制台帳及び施工体系図を、法令等に沿った内容で的確に整備していることが確認できる。				
		□ 6	□	6. 作業分担と責任の範囲が書面で確認できる。				
		□ 7	□	7. 施工計画書と現場の施工体制が一致している。				
		□ 8	□	8. 工事材料の品質に影響が無いよう、工事材料を保管していることが確認できる。				
		□ 9	□	9. 工場検査、機器承諾図等の提出が適切な時期に行われている。				
		□ 10	□	10. 品質証明体制が確立され、関係書類、出来形、品質管理を工事全般にわたって行っていることが確認できる。 （※品質証明員の任命、品質ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄｼｽﾃﾑの導入などによる。）				
		□ 11	□	11. 品質確保のための対策など施工に関する独自の工夫がみられる。				
		□ 12	□	12. 品質管理図表及び度数表が作成され、適切である。 （※測定数が15点以上のときに評価対象とする。）				
		□ 13	□	13. 使用材料等の品質保証書等または工事記録写真等の整理に工夫がみられる。				
		□ 14	□	14. 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 （※施工計画書等に基準・対応・体制等が明記されているか。）				
		□ 15	□	15. 段階確認、施工状況把握に係わる報告が適切な時期に行われている。				
		□ 16	□	16. 立会確認の手続きを事前に行っていることが確認できる。				
		□ 17	□	17. 工事記録の整備が適時、的確になされている。				
		□ 18	□	18. 工事の関係書類を不足なく簡潔に整理していることが確認できる。				
		□ 19	□	19. 建設副産物の再利用等へ取り組みを行っていることが確認できる。				
		□ 20	□	20. 下請に対する引き取り（完成）検査を書面で実施していることが確認できる。				
		□ 21	□	21. その他 理由：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿				
		0	0	● 判断基準 評価値が９０％以上・・・・・・・・・a 評価値が８０％以上９０％未満・・・b 評価値が６０％以上８０％未満・・・c 評価値が６０％未満・・・・・・・・・d				

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目はチェックをはずす。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数／評価対象項目数（　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする

トップへ

考　査　項　目　別　運　用　表

別紙－４－２－１

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。　　（検　査　員）

考査項目	細　別	評価対象	評価	a 優れている	a' b より優れている	b やや優れている	b' c より優れている	c 他の評価に該当しない	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅰ. 出来形	一般土木工事			● 評価対象項目					□ ・出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 ・検査時に評価対象項目について不備があり改善させた。	□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
		□ 1	□	1. 築造物の機能、性能が設計図書・仕様書の定めた事項を満足している。						
		□ 2	□	2. 出来形成果表(出来形成果総括表、測定結果総括表、測定結果一覧表)が出来形管理基準により作成され適切であることが確認できる。						
		□ 3	□	3. 出来形図が出来形管理基準により作成され、適切であることが確認できる。						
		□ 4	□	4. 出来形管理図表が作成され、適切であることが確認できる。(※測定数が15点以上の場合に評価対象項目とする。)						
		□ 5	□	5. 不可視部分の出来形が写真で確認できる。						
		□ 6	□	6. 写真管理基準の管理項目を満足している。						
		□ 7	□	7. 社内の管理基準が明記されている。						
		□ 8	□	8. 出来形管理基準が定められていない工種について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。						
		□ 9	□	9. その他　（理由：　　）						
		0	0	● 判断基準						
				評価値が９５％以上・・・・・・・・・・・・a						
				評価値が９０％以上９５％未満・・・・・・a'						
				評価値が８５％以上９０％未満・・・・・・b						
				評価値が８０％以上８５％未満・・・・・・b'						
				評価値が６０％以上８０％未満・・・・・・c						
				評価値が６０％未満・・・・・・・・・・・・d						

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目はチェックをはずす。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする

トップへ

考　査　項　目　別　運　用　表

別紙－４－２－２

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。　　（検　査　員）

考査項目	細　別	評価対象	評価	a 優れている	a’ b より優れている	b やや優れている	b’ c より優れている	c 他の評価に該当しない	d やや劣っている	e 劣っている
3. 出来形及び出来ばえ Ⅰ. 出来形	機械設備工事			● 評価対象項目 1. 据付に関する出来形管理が容易にできるよう、出来形管理図などを工夫していることが確認できる。 2. 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内であり、出来形の確認できる。 3. 施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足し、出来形の確認ができる。 4. 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。 5. 不可視部分の出来形が写真で確認できる。 6. 塗装管理基準の塗膜厚管理が適切にまとめられており、出来形の確認できる。 7. 溶接管理基準の出来形管理が適切にまとめられており、出来形の確認できる。 8. 社内の管理基準が明記されている。 9. 設計図書に定められている予備品に不足が無いことが確認できる。 10. 分解整備における既設部品等の磨耗、損傷等について、整備前と整備後の老化状況及び回復状況が図表等に記録していることが確認できる。 11. その他　理由：			□ ・出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 ・検査時に評価対象項目について不備があり改善させた。	□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
		0	0	● 判断基準 評価値が９５％以上・・・・・・・・・・・・a 評価値が９０％以上９５％未満・・・・・・a’ 評価値が８５％以上９０％未満・・・・・・b 評価値が８０％以上８５％未満・・・・・・b’ 評価値が６０％以上８０％未満・・・・・・c 評価値が６０％未満・・・・・・・・・・・・d				①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目はチェックをはずす。 ②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。 ③　評価値（　　%）＝該当項目数（　）／評価項目数（　） ④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする		

トップへ

考　査　項　目　別　運　用　表

別紙－４－２－３

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。　　（検　査　員）

考査項目	細　別	評価対象	評価	a 優れている	a’ b より優れている	b やや優れている	b’ c より優れている	c 他の評価に該当しない	d やや劣っている	e 劣っている
3. 出来形及び出来ばえ Ⅰ. 出来形	電気設備工事 通信・弱電・その他類似工事			● 評価対象項目 1. 据付に関する出来形管理が容易にできるよう、出来形管理図などを工夫していることが確認できる。 2. 機器用の測定（試験）結果が、その都度管理図表などに記録され、適切に管理していることが確認できる。 3. 写真管理基準の管理項目を満足している。 4. 不可視部分の出来形が写真で確認できる。 5. 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。 6. 設備全般にわたり、形状、寸法の実測値が許容範囲内であることが確認できる。 7. 設備の据付、固定方法が、設計図書又は承諾図書のとおり施工していることが確認できる。 8. 配管及び配線が設計図書又は承諾図書のとおり敷設されていることが確認できる。 9. 行先などを表示した名札が、ケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けている。 10. 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 11. 社内の管理基準が明記されている。 12. 測定機器のｷｬﾘﾌﾞﾚｰｼｮﾝを定期的に実施している。 13. その他　（理由：　　）			□ ・出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 ・検査時に評価対象項目について不備があり改善させた。	□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
		0	0	● 判断基準 評価値が９５％以上・・・・・・・・・・・・a 評価値が９０％以上９５％未満・・・・・・・a’ 評価値が８５％以上９０％未満・・・・・・・b 評価値が８０％以上８５％未満・・・・・・・b’ 評価値が６０％以上８０％未満・・・・・・・c 評価値が６０％未満・・・・・・・・・・・・d						

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目はチェックをはずす。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする

トップへ

考　査　項　目　別　運　用　表

別紙－４－３－１

［ 記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。

（ 検　査　員 ）

考査項目	工　種	評価対象	評価	a	a’	b	b’	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ 品質	(1) ｺﾝｸﾘｰﾄ構造物工事 出来ばえへ			品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足している。 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】				品質が測定項目、測定基準及び規格値を満足し他の評価に該当しない	□ ・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 ・検査時に評価対象項目について不備があり改善させた。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切で有ったため、検査員が修補指示を行った。

● 評価対象項目

1. ｺﾝｸﾘｰﾄの配合試験及び試験練りを行っておりｺﾝｸﾘｰﾄの品質（強度・w/c・最大骨材粒径・塩基総量単位水量、ｱﾙｶﾘ骨材反応抑制等）が確認できる。
（※㊙ﾏｰｸを取得していない工場で製造されたｺﾝｸﾘｰﾄや、㊙ﾏｰｸ取得工場であってもJIS A5308以外のﾚﾃﾞｨｰﾐｸｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄを用いる場合に評価対象とする。）
2. ｺﾝｸﾘｰﾄ受入時に必要な試験を実施しており、気温、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。
3. 圧縮試験に使用したｺﾝｸﾘｰﾄ供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。
4. 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固方法が定められた条件を満足していることが確認できる。
（寒中及び暑中ｺﾝｸﾘｰﾄ等を含む）
5. 型枠・支保材が十分な強度と安全性を持っており、締め付け確認や剥離剤の塗布などが行われ、打設中の管理が適切である。
6. ｺﾝｸﾘｰﾄの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。
7. ｺﾝｸﾘｰﾄの打設前に、打継ぎ目処理を適切に行っていることが確認できる。
8. 鉄筋の規格・品質が、証明書類で確認できる。
9. ｺﾝｸﾘｰﾄ打設までにどろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。
10. 鉄筋の加工及び組立、かぶりが設計図書の仕様を満足していることが確認でき、鉄筋固定方法が適切である。
（※鉄筋交差部が強固に結束され、結束線がかぶりに入らないよう内側に折り込まれているか 等。）
11. 溶接・圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。
12. ｺﾝｸﾘｰﾄの養生が、設計図書の仕様を満足し、気候等に応じ適切に行われていることが確認できる。（日数、方法等）
13. ｽﾍﾟｰｻｰの品質及び個数が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
14. ｾﾊﾟﾚｰﾀ部の処理が適切に実施されている。
15. ｸﾗｯｸが無い。ｸﾗｯｸがある場合であっても、それらが進行性又は貫通ｸﾗｯｸではなく、発生したｸﾗｯｸに対しては専門業者等の意見に基づき、適切な処置を行っている。
16. その他　　理由：

評価値が９５％以上・・・・・・・・a
評価値が９０％～９５％未満・・・・a’
評価値が８５％～９０％未満・・・・b
評価値が８０％～８５％未満・・・・b’
評価値が６０％～８０％未満・・・・c
評価値が６０％未満・・・・d

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目はチェックをはずす。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする

考査項目	工　種	評価対象	評価	a	a’	b	b’	c	d	e
	(2) 土工事 (切土,盛土,築堤等工事) 出来ばえへ			品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足している。 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】				品質が測定項目、測定基準及び規格値を満足し,他の評価に該当しない	□ ・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 ・検査時に評価対象項目について不備があり改善させた。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切で有ったため、検査員が修補指示を行った。

● 評価対象項目

1. 施工に先立ち適切に丁張を設置し、また施工中にも適宜点検し精度の向上及び変状の発見に努めている。
2. 雨水による崩壊が起こらないように排水対策を実施していることが確認できる。(作業終了・中断時含む。)
3. 段切りを設計図書に基づき行っていることが確認できる。
4. 置換えのための掘削を行うにあたり､掘削面以下を乱さないように施工していることが確認できる。
5. 締固めが設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。
6. 一層当たりのまき出し厚を管理していることが確認できる。
7. 芝付け及び種子吹付けを設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。
8. 構造物周辺の締め固めを設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。
9. 土羽土の土質が適正な土質で行っていることが確認できる。
10. 品質管理に必要な各種試験を行い、適切な施工がされていることが確認できる。
11. 法面に有害な亀裂が無い。ｸﾗｯｸや損傷部がない。
12. 伐開除根作業が設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。
13. その他　　理由：

評価値が９５％以上・・・・・・・・a
評価値が９０％～９５％未満・・・・a’
評価値が８５％～９０％未満・・・・b
評価値が８０％～８５％未満・・・・b’
評価値が６０％～８０％未満・・・・c
評価値が６０％未満・・・・・・・・d

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目はチェックをはずす。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする

考　査　項　目　別　運　用　表

別紙－４－３－２

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。

（検　査　員）

考査項目	工　種	評価対象	評価	a	a’	b	b’	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ品質	(3) 補強土壁工　事			品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足している。 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】				品質が測定項目、測定基準及び規格値を満足し，他の評価に該当しない	□・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 ・検査時に評価対象項目について不備があり改善させた。	□品質関係の測定方法又は測定値が不適切で有ったため、検査員が修補指示を行った。
	出来ばえへ			● 評価対象項目 1. 盛土材料の土質が適正である。 2. 盛土の締固めを適切な条件（人力・機械・巻き出し厚・敷き均し・転圧作業等）で施工されている。 3. ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ製品・材料等の品質が、工場管理資料等の品質証明資料により適切であると確認できる。 4. 現場条件に応じた排水対策が施工時を含め適切に講じられている。 5. 盛土の締め固め管理（密度等）が適切に実施されていることが確認できる。 6. その他 理由： 0　0 評価値が９５％以上・・・・・・・・a 評価値が９０％～９５％未満・・・・a’ 評価値が８５％～９０％未満・・・・b 評価値が８０％～８５％未満・・・・b’ 評価値が６０％～８０％未満・・・・c 評価値が６０％未満・・・・・・・・d						
	(4) 取壊し工　事			a	a’	b	b’	c	d	e
				品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足している。 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】				品質が測定項目、測定基準及び規格値を満足し，他の評価に該当しない	□・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 ・検査時に評価対象項目について不備があり改善させた。	□品質関係の測定方法又は測定値が不適切で有ったため、検査員が修補指示を行った。
	出来ばえへ			● 評価対象項目 1. 分別、再資源化を適切に実施している。 2. 施工計画に定められた計画により管理されている。 3. 廃棄物の処理が適切である。 4. 請負者の管理記録が整備されている。 5. 不可視部分の写真記録が適正である。 6. その他 理由： 0　0 評価値が９５％以上・・・・・・・・a 評価値が９０％～９５％未満・・・・a’ 評価値が８５％～９０％未満・・・・b 評価値が８０％～８５％未満・・・・b’ 評価値が６０％～８０％未満・・・・c 評価値が６０％未満・・・・・・・・d						

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目はチェックをはずす。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目はチェックをはずす。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする

考　査　項　目　別　運　用　表

別紙－４－３－３

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。

（検　査　員）

考査項目	工　種	評価対象	評価	a	a’	b	b’	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	(5) 二次製品構造物工事			品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足している。 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】				品質が測定項目、測定基準及び規格値を満足し，他の評価に該当しない	□ ・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 ・検査時に評価対象項目について不備があり改善させた。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切で有ったため、検査員が修補指示を行った。

出来ばえへ

● 評価対象項目

Ⅱ品質

［共　通］

□1 □ 1. 仕様書に定められている品質管理が実施されている。
□2 □ 2. 材料の品質規格証明書が整備されている。
□3 □ 3. JIS規格外品について、仕様書で規定する規格、品質を満足している。
□4 □ 4. 基礎地盤の整形、清掃、湧水処理等が適切に実施されていることが確認できる。
□5 □ 5. 二次製品の保管、吊り込み、据え付け等に十分注意を払っていることが確認できる。
□6 □ 6. 土留め、ｳｪﾙﾎﾟｲﾝﾄ等の仮設が設計図書に基づき適切に施工・管理されていることが確認できる。
□7 □ 7. 製品周辺の盛土、埋戻土の施工にあたり、巻出し、転圧が適切に施工されている。
□8 □ 8. 敷ﾓﾙﾀﾙが適切に施工されている。

［擁壁類（補強土擁壁は除く）］

□9 □ 9. 胴込ｺﾝｸﾘｰﾄ、裏込材の充填が十分で空隙が生じていない。
□10 □ 10. 基礎ｺﾝｸﾘｰﾄ及び天端等の調整ｺﾝｸﾘｰﾄにｸﾗｯｸ等の欠陥がない。
□11 □ 11. 材料の接続または、かみ合わせが適切でズレがなく、接続部からの土砂流出防止がなされている。
□12 □ 12. 端部における地山とのすりつけが適切である。
□13 □ 13. 丁張りを2重3重に設けるなど、法勾配、裏込め材の厚さの確保のために細心の注意をはらっている。
□14 □ 14. ｺﾝｸﾘｰﾄ擁壁工の施工にあたり、ｺﾝｸﾘｰﾄの配合、練り混ぜ、打ち込み、締め固め及び養生が適切に行われている。
□15 □ 15. その他
理由：

［用排水路・その他］

□16 □ 16. 位置、方向、高さ、勾配等について前後の施設又は地形になじみよく施工されている。
□17 □ 17. 不等沈下防止に配慮して、基礎地盤の締固めが特に入念に行われている。
□18 □ 18. 呑口、吐口、集水桝等の取付けｺﾝｸﾘｰﾄにｸﾗｯｸ等の欠陥がない。
□19 □ 19. 施設の流末は浸食、滞留が生じないよう処理されている。
□20 □ 20. 不等沈下の発生がなく、基礎ｺﾝｸﾘｰﾄの亀裂や縦目地からの漏水も見られない。
□21 □ 21. 継目部の目地ﾓﾙﾀﾙ・ﾊﾟｯｷﾝ等が適切に施工されている。
□22 □ 22. 製品の継目部には隙間、ｽﾞﾚがなく、適切に施工されている。
□23 □ 23. その他
理由：

0	0

評価値が９５％以上・・・・・・・・・a
評価値が９０％～９５％未満・・・・a’
評価値が８５％～９０％未満・・・・b
評価値が８０％～８５％未満・・・・b’
評価値が６０％～８０％未満・・・・c
評価値が６０％未満・・・・・・・・・d

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目はチェックをはずす。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする

考 査 項 目 別 運 用 表

別紙－４－３－４

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。

（検 査 員）

考査項目	工 種	評価対象	評価	a	a’	b	b’	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ品質	(6) 鋼橋工事 (RC床版工事は ｺﾝｸﾘｰﾄ構造物に準ずる) 出来ばえへ			品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足している。 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】				品質が測定項目、測定基準及び規格値を満足し，他の評価に該当しない	□ ・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 ・検査時に評価対象項目について不備があり改善させた。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切で有ったため、検査員が修補指示を行った。

● 評価対象項目

【工場製作関係】

		1. 鋼材の種別を、品質を証明する書類又は現物により照合していることが確認できる。
		2. 溶接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。
		3. 溶接作業にあたり、溶接材料の使用区分が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
		4. 溶接施工に係る施工計画書を提出していることが確認できる。
		5. 孔開けによって生じたまくれが削り取られているなど、きめ細やかに製作していることが確認できる。
		6. 欠陥部の発生が見られないことが確認できる。
		7. 塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。
		8. 素地調整を行う場合、第１種ｹﾚﾝ後４時間以内に金属前処理塗装を実施していることが確認できる。
		9. 塗料の空缶管理について、写真等で確実に空であることが確認できる。
		10. 塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。
		11. 検査路、落橋防止装置、排水管等付属物のめっき・防食・塗装が適切であることが確認できる。
		12. その他

理由：

【架設関係】

		13. ｸﾚｰﾝ、ﾍﾞﾝﾄ等の設置位置における地盤支持力を確認している。
		14. ﾎﾞﾙﾄの締付確認が実施され、記録を保管していることが確認できる。
		15. ﾎﾞﾙﾄの締付機及び測定機器のｷｬﾘﾌﾞﾚｰｼｮﾝを実施していることが確認できる。
		16. 高力ﾎﾞﾙﾄの締め付けを、中心から外側に向かって行っていることが確認できる。
		17. 高力ﾎﾞﾙﾄの品質が、証明書類で確認できる。
		18. ﾎﾞﾙﾄのｾｯﾄを適切に管理・保管しており、出荷時の品質が施工時まで保たれていることが確認できる。
		19. 支承及び支承取付構造が、設計図書を満足していることが確認できる。
		20. 支承の据付で、ｺﾝｸﾘｰﾄ面のﾁｯﾋﾟﾝｸﾞ及び仕上げ面に水切勾配がついていることが確認できる。
		21. 沓座ﾓﾙﾀﾙの材料・施工が適切である。（無収縮ﾓﾙﾀﾙを使用、打設前に座面を湿潤状態にし、また確実に充填されるよう注意している。）
		22. 架設にあたって、部材の応力と変形等を十分検討していることが確認できる。
		23. 架設に用いる仮設備及び架設用機械について品質、性能が確保できる規模及び強度を有していることが確認できる。（※架設計画書等による確認）
		24. 現場塗装部のｹﾚﾝ及び膜厚管理を適切に行っていることが確認できる。
		25. 現場塗装において、温度、湿度、風速等の確認を行っていることが確認できる。
		26. 伸縮装置の据付は、温度補正を行って位置を決定している。
		27. その他

理由：

0	0

評価値が９５％以上・・・・・・・・・a
評価値が９０％～９５％未満・・・・a’
評価値が８５％～９０％未満・・・・b
評価値が８０％～８５％未満・・・・b’
評価値が６０％～８０％未満・・・・c
評価値が６０％未満・・・・・・・・d

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目はチェックをはずす。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする

考　査　項　目　別　運　用　表

別紙－４－３－５

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。

（検　査　員）

考査項目	工　種	評価対象	評価	a	a’	b	b’	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	(7) 塗装工事			品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足している。 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】				品質が測定項目、測定基準及び規格値を満足し，他の評価に該当しない	□ ・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 ・検査時に評価対象項目について不備があり改善させた。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切で有ったため、検査員が修補指示を行った。

出来ばえへ

Ⅱ品質

● 評価対象項目

	1. 塗装作業にあたり塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。
	2. ｹﾚﾝを入念に実施していることが確認できる。
	3. 天候状況の確認、気温及び湿度の測定をおこない、塗装作業を行っていることが確認できる。
	4. 塗料を使用前に攪拌し、容器の塗料を均一な状態にしてから使用していることが確認できる。
	5. 鋼材表面及び被塗装面の汚れ、油膜等を除去し塗装を行っていることが確認できる。
	6. 塗料の空缶管理について写真等で確実に空であることが確認できる。
	7. 塗り残し、ながれ、しわ等が無く塗装されていることが確認できる。
	8. 溶接部、ﾎﾞﾙﾄの接合部分、構造の複雑な部分について必要な塗膜厚を確保していることが確認できる。
	9. 塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ﾛｯﾄ番号、色彩、数量が確認できる。
	10. その他

理由：

0	0

評価値が９５％以上・・・・・・・・・a
評価値が９０％～９５％未満・・・・a’
評価値が８５％～９０％未満・・・・b
評価値が８０％～８５％未満・・・・b’
評価値が６０％～８０％未満・・・・c
評価値が６０％未満・・・・・・・・・d

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目はチェックをはずす。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝（　）評価数／（　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする

考　査　項　目　別　運　用　表

別紙－４－３－６

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。

（検　査　員）

考査項目	工　種	評価対象	評価	a	a’	b	b’	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ品質	(8) 護岸・根固・水制工事			品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足している。 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】				品質が測定項目、測定基準及び規格値を満足し，他の評価に該当しない	□ ・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 ・検査時に評価対象項目について不備があり改善させた。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切で有ったため、検査員が修補指示を行った。

出来ばえへ

● 評価対象項目

	1. 施工基面が平滑に仕上げられていることが確認できる。
	2. 裏込材及び胴込めｺﾝｸﾘｰﾄの締固めを、空隙が生じないよう十分に行っていることが確認できる。
	3. 緑化ﾌﾞﾛｯｸ、石積（張）、法枠、かごﾏｯﾄ等における材料のかみ合わせ又は連結が、裏込材の吸出しが無いよう行っていることが確認できる。
	4. 石積(張)工において、大きさ及び重さが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
	5. 護岸工の端部や曲線部の処理が適切であり、必要な強度及び、水密性を確保していることが確認できる。
	6. 遮水ｼｰﾄが所定の幅で重ね合わせられ、端部処理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
	7. 植生工で、植生の種類、品質、配合及び養生が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
	8. 根固工、水制工、沈床工、捨石工等において、材料の連結及びかみ合わせが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
	9. 使用材料の品質が証明書類で確認できる。
	10. 基礎工において、掘り過ぎが無く施工していることが確認できる。
	11. ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ等を損傷無く設置していることが確認できる。
	12. 施工にあたって、床堀箇所の湧水及び滞水は、排除して施工していることが確認できる。
	13. 埋戻し材料について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
	14. ｸﾗｯｸが無い。ｸﾗｯｸがある場合であっても、それらが進行性又は貫通ｸﾗｯｸではなく、適切な処置を行っている。
	15. 丁張りを2重3重に設けるなど、法勾配、裏込め材の厚さの確保のために細心の注意をはらっている。
	16. その他　　理由：

0	0

評価値が９５％以上・・・・・・・・a
評価値が９０％～９５％未満・・・・a’
評価値が８５％～９０％未満・・・・b
評価値が８０％～８５％未満・・・・b’
評価値が６０％～８０％未満・・・・c
評価値が６０％未満・・・・・・・・d

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目はチェックをはずす。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする

考査項目	工　種	評価対象	評価	a	a’	b	b’	c	d	e
	(9) 海岸工事			品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足している。 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】				品質が測定項目、測定基準及び規格値を満足し，他の評価に該当しない	□ ・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 ・検査時に評価対象項目について不備があり改善させた。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切で有ったため、検査員が修補指示を行った。

出来ばえへ

● 評価対象項目

	1. ｺﾝｸﾘｰﾄの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に、型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。
	2. 運搬、打設、締め固め及び養生が、気象条件に適しており、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
	3. 圧縮強度試験に使用したｺﾝｸﾘｰﾄの供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。
	4. ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸの転置及び仮置にあたって、強度確認を行っている。
	5. 転倒や崩壊等が無いようｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸの仮置を行っていることが確認できる。
	6. 捨石基礎の均し面を平坦に仕上げていることが確認できる。
	7. 吸出し防止材を所定の幅で重ね合わせており、端部処理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
	8. ﾌﾞﾛｯｸ・捨石の据付について、極度の凹凸が無く、かみ合わせが良くて安定している。
	9. 工事期間中、１日１回は潮位観測を実施して記録していることが確認できる。
	10. 台風などの異常気象に備えて施工前に避難場所の確保及び退避設備の対策を講じていることが確認できる。
	11. その他　　理由：

0	0

評価値が９５％以上・・・・・・・・a
評価値が９０％～９５％未満・・・・a’
評価値が８５％～９０％未満・・・・b
評価値が８０％～８５％未満・・・・b’
評価値が６０％～８０％未満・・・・c
評価値が６０％未満・・・・・・・・d

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目はチェックをはずす。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする

考　査　項　目　別　運　用　表

別紙－４－３－７

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。

（検　査　員）

考査項目	工　種	評価対象	評価	a	a’	b	b’	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ品質	(10) 砂　防 構造物 工　事 及び 地すべり 防止工事 (集水井戸 工事を含む)			品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足している。 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】				品質が測定項目、測定基準及び規格値を満足し，他の評価に該当しない	□ ・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 ・検査時に評価対象項目について不備があり改善させた。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切で有ったため、検査員が修補指示を行った。

● 評価対象項目

【共　通】

		1. ｺﾝｸﾘｰﾄの配合試験及び試験練りが行われており、ｺﾝｸﾘｰﾄの品質(強度・W ／C、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、ｱﾙｶﾘ骨材反応抑制等)が確認できる。 (※㊏ﾏｰｸを取得していない工場で製造されたｺﾝｸﾘｰﾄや、㊏ﾏｰｸ取得工場であってもJIS A5308以外のﾚﾃﾞｨｰﾐｸｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄを用いる場合に評価対象とする。)
		2. ｺﾝｸﾘｰﾄ打設時の必要な供試体を採取し、強度・ｽﾗﾝﾌﾟ・空気量等が確認できる。
		3. ｺﾝｸﾘｰﾄ供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。
		4. 施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、締固時のﾊﾞｲﾌﾞﾚｰﾀの機種、養生方法等、適切に行っている。(寒中及び暑中ｺﾝｸﾘｰﾄ等を含む)
		5. ｺﾝｸﾘｰﾄ打設までの鉄筋の保管管理が適正であることが確認できる。
		6. 鉄筋の組立・加工が適正であることが確認できる。
		7. 型枠､支保工の取り外し時のｺﾝｸﾘｰﾄ強度が適正に管理されている。
		8. 地山との取り合わせが適切に行われている
		9. 鉄筋または鋼材の規格が証明書類で確認できる。
		10. ｱﾝｶｰが設計図書どおり施工してあることが確認できる。
		11. ﾎﾞﾙﾄの締付確認が実施され、適切に記録が保管されている。
		12. ﾎﾞﾙﾄの締付機、測定機器のｷｬﾘﾌﾞﾚｰｼｮﾝを実施している。
		13. ｸﾗｯｸが無い。ｸﾗｯｸがある場合であっても、それらが進行性又は貫通ｸﾗｯｸではなく、発生したｸﾗｯｸに対しては専門業者等の意見に基づき、適切な処置を行っている。

出来ばえへ

【砂防構造物工事に適用】

		14. 施工基面が平滑に仕上げられている。
		15. ｺﾝｸﾘｰﾄを打ち込む基礎岩盤及び水平打継目のｺﾝｸﾘｰﾄは、吸水させ湿潤状態にし、ﾓﾙﾀﾙを塗りこむように敷設している。
		16. ｺﾝｸﾘｰﾄ打設方法が適切である。(打込み高さ・一層厚さ・締固め・ﾘﾌﾄ高さ・打継ぎ目処理・養生 等)
		17. 工場製作部分について、原寸、工作、溶接に関する事項が適切に記録されている。
		18. 鋼製部材の現場塗装において、時期・素地調整・塗装方法・塗膜状況が適切であることが確認できる。
		19. 標板、銘板が適切にとりつけられている。
		20. その他 理由：

【地すべり対策工事（抑止杭・集水井戸工事を含む）】

		21. ｱﾝｶｰが設計図書どおり施工してあることが確認できる。
		22. ﾗｲﾅｰﾌﾟﾚｰﾄの組み立てにあたり、偏心と歪みに配慮し、施工を行っている。
		23. ﾗｲﾅｰﾌﾟﾚｰﾄと地山との隙間が少なくなるように施工を行っている。
		24. 集・排水ﾎﾞｰﾘﾝｸﾞ工の方向、角度が適正となるように施工上の配慮がなされている。
		25. 抑止杭工について、排出土及び掘削時間等から、地質の状況が記録され、基岩又は固定地盤面の深度が確認できる。
		26. その他 理由：

0	0

評価値が９５％以上・・・・・・・・・a
評価値が９０％～９５％未満・・・・a’
評価値が８５％～９０％未満・・・・b
評価値が８０％～８５％未満・・・・b’
評価値が６０％～８０％未満・・・・c
評価値が６０％未満・・・・・・・・・d

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目はチェックをはずす。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝（　）評価数／（　）対象評価項目数

考 査 項 目 別 運 用 表

別紙－４－３－８

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。

（検 査 員）

考査項目	工 種	評価対象	評価	a	a’	b	b’	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	(11) ｺﾝｸﾘｰﾄ橋工事			品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足している。 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】				品質が測定項目、測定基準及び規格値を満足し，他の評価に該当しない	□ ・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 ・検査時に評価対象項目について不備があり改善させた。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切で有ったため、検査員が修補指示を行った。

（PC及びRCを対象）

● 評価対象項目

出来ばえへ

Ⅱ品質

評価対象	評価	
		1. 設計図書に基づくｺﾝｸﾘｰﾄの配合試験及び試験練りが行われており、適切なｺﾝｸﾘｰﾄの規格（強度・w/c・最大骨材粒径・塩基総量等）が確認できる。 （※㊒ﾏｰｸを取得していない工場で製造されたｺﾝｸﾘｰﾄや、㊒ﾏｰｸ取得工場であってもJIS A5308以外のﾚﾃﾞｨｰﾐｸｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄを用いる場合に評価対象とする。）
		2. ｺﾝｸﾘｰﾄ打設時の必要な供試体を採取し、強度・ｽﾗﾝﾌﾟ・空気量等が確認できる。
		3. ｺﾝｸﾘｰﾄ供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。
		4. 施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、締固時のﾊﾞｲﾌﾞﾚｰﾀの機種、養生方法等が適切に行われている。 （寒中及び暑中ｺﾝｸﾘｰﾄ等を含む）
		5. 型枠､支保工の取り外し時のｺﾝｸﾘｰﾄ強度が適正に管理されている。
		6. 鉄筋の規格・品質が証明書類で確認できる。
		7. 鉄筋の加工及び組立が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
		8. ｺﾝｸﾘｰﾄ打設までの鉄筋の保管管理が適正であることが確認できる。
		9. 溶接・圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っている。
		10. ｽﾍﾟｰｻｰの材質が適正で、品質が確認できる。
		11. ｽﾍﾟｰｻｰを適切に配置し､鉄筋のかぶりを確保している。
		12. ﾌﾟﾚﾋﾞｰﾑ桁のﾌﾟﾚﾌﾚｸｼｮﾝ管理が適切に行われている。
		13. 装置（機器）のｷｬﾘﾌﾞﾚｰｼｮﾝが実施されている。
		14. 緊張及びｸﾞﾗｳﾄ管理が適切に実施されている。
		15. ﾌﾟﾚｽﾄﾚｯｼﾝｸﾞ時のｺﾝｸﾘｰﾄ強度が最大圧縮応力度の1.7倍以上であることが確認できる。
		16. 構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いて圧縮強度の確認を行っている。
		17. ﾌﾟﾚｷｬｽﾄﾌﾞﾛｯｸの損傷対策が適切である。（※取卸し時において、ﾌﾞﾛｯｸ接合面等を十分保護している。）
		18. ﾌﾟﾚｷｬｽﾄﾌﾞﾛｯｸの接続施工が適切である。
		19. ｸﾗｯｸが無い。ｸﾗｯｸがある場合であっても、進行性又は貫通ｸﾗｯｸではなく、発生したｸﾗｯｸに対しては専門業者等の意見に基づく適切な処置を行っている。
		20. 支承及び支承取付構造が、設計図書を満足していることが確認できる。
		21. 沓座ﾓﾙﾀﾙの材料・施工が適切である。（無収縮ﾓﾙﾀﾙを使用、打設前に座面を湿潤状態にし、また確実に充填されるよう注意している。）
		22. 伸縮装置の据付は、温度補正を行って位置を決定している。
		23. その他

理由：

0	0

評価値が９５％以上・・・・・・・・・a
評価値が９０％～９５％未満・・・・a’
評価値が８５％～９０％未満・・・・b
評価値が８０％～８５％未満・・・・b’
評価値が６０％～８０％未満・・・・c
評価値が６０％未満・・・・・・・・d

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目はチェックをはずす。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（ %）＝（ ）評価数／（ ）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする

考　査　項　目　別　運　用　表

別紙－４－３－９

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。

（検　査　員）

考査項目	工　種	評価対象	評価	a	a’	b	b’	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ品質	(12) 舗装工事 （改良系） 出来ばえへ			品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足している。 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】				品質が測定項目、測定基準及び規格値を満足し，他の評価に該当しない	□ ・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 ・検査時に評価対象項目について不備があり改善させた。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切で有ったため、検査員が修補指示を行った。

● 評価対象項目

【路床・路盤工関係】

		1. 施工に伴い、CBR試験、平板載荷試験及び安定処理の配合試験等を実施し、適切な舗装設計の基礎資料収集を行っている。
		2. 路床盛土において、一層の仕上がり厚を２０ｃｍ以下とし、各層ごとに締固めて施工していることが確認できる。
		3. 路床盛土において、構造物の隣接箇所や狭い箇所における締固めが、タンパ等の小型締固め機械により施工していることが確認できる。
		4. 路床安定処理において、添加材の材質・数量及び混合深さが確認でき、混合むらが無く均一であることが確認できる。
		5. 路盤の施工に先立って、路床面、下層路盤面の浮き石及び有害物を除去してから施工していることが確認できる。
		6. 使用材料が分離しておらず、仕上げ面が均一である。
		7. 路床、路盤工のﾌﾞﾙｰﾌﾛｰﾘﾝｸﾞを行い、ﾛｰﾗｰﾏｰｸがないことが確認できる。
		8. 路床・路盤工において現場密度や含水比等の管理を行い、適切な品質であることが確認できる。
		9. その他　　理由:

【ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工関係】

		10. 設計図書に基づく混合物の配合設計及び試験練りが行われ、適切な混合物の規格が確認できる。（ｱｽﾌｧﾙﾄ混合物の事前審査制度の適用工事は除く。）
		11. 舗装工の施工にあたって、上層路盤面の浮石などの有害物を除去していることが確認できる。
		12. 混合物の温度管理が、ﾌﾟﾗﾝﾄ出荷時・現場到着時・舗設時等で整理・記録されている。
		13. 舗設後、交通開放を適切に行っている。
		14. 舗装の各層の継ぎ目が標準仕様書に定められた数値以上ずらしている。
		15. 目地の処理が標準仕様書に定められた通りであることが確認できる。
		16. 気象条件に適した混合物の運搬方法、舗設作業（締め固め等）の配慮が行われている。
		17. ﾌﾟﾗｲﾑｺｰﾄ、ﾀｯｸｺｰﾄが均一に施工され散布量が確認できる写真、資料がある。
		18. ﾌﾟﾗｲﾑｺｰﾄ、ﾀｯｸｺｰﾄが、既設舗装断面及び隣接構造物側面に塗布されていることが確認できる。
		19. 初期・二次・仕上げ転圧が適切に行われている。
		20. 基準密度等の管理がされており品質の確認ができる。
		21. 縦、横断段差処理を適切に行っていることが確認できる。
		22. 仮区画線の施工が施工計画書のとおり適切に施工されたことが確認できる。
		23. 路面切削において施工計画と施工結果が整合しており、資料で確認できる。
		24. 切削後の路面管理が舗設まで適切に管理された。
		25. その他　　理由:

【ｺﾝｸﾘｰﾄ舗装工関係】

		26. 設計図書に基づくｺﾝｸﾘｰﾄの配合試験及び試験練りが行われており、適切なｺﾝｸﾘｰﾄの規格（強度・w/c・最大骨材粒径・塩基総量等）が確認できる。 （※・ﾏｰｸを取得していない工場で製造されたｺﾝｸﾘｰﾄや、・ﾏｰｸ取得工場であってもJIS A5308以外のﾚﾃﾞｨｰﾐｸｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄを用いる場合に評価対象とする。）
		27. 舗装工の施工にあたって、上層路盤面の浮石などの有害物を除去していることが確認できる。
		28. ｺﾝｸﾘｰﾄ打設時の必要な供試体を採取し、強度・ｽﾗﾝﾌﾟ、空気量等が確認できる。
		29. ｺﾝｸﾘｰﾄ供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。
		30. 施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設方法、養生方法等を適切に行っている。
		31. 材料が分離しないようｺﾝｸﾘｰﾄを敷き均している。
		32. ﾁｪｱｰ、ﾀｲﾊﾞｰ等の保管管理が適正であることが確認できる。
		33. 目地の設置位置・構造が適正であることが確認できる。
		34. その他　　理由:

【共通】

		35. 区画線、標識、防護柵等交通安全施設の施工管理資料が整備されており、品質の確認ができる。

0	0

評価値が９５％以上・・・・・・・・a
評価値が９０％～９５％未満・・・・a’
評価値が８５％～９０％未満・・・・b
評価値が８０％～８５％未満・・・・b’
評価値が６０％～８０％未満・・・・c
評価値が６０％未満・・・・・・・・d

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目はチェックをはずす。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする

考　査　項　目　別　運　用　表

別紙－４－３－１０

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。

（検　査　員）

考査項目	工　種	評価対象	評価	a	a’	b	b’	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ品質	(13) 舗　装 工　事 (修繕系) 出来ばえへ			品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足している。 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】				品質が測定項目、測定基準及び規格値を満足し，他の評価に該当しない	□・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 ・検査時に評価対象項目について不備があり改善させた。	□品質関係の測定方法又は測定値が不適切で有ったため、検査員が修補指示を行った。

● 評価対象項目

【路床・路盤工関係】

		1. 施工に伴い、CBR試験、平板載荷試験及び安定処理の配合試験等を実施し、適切な舗装設計の基礎資料収集を行っている。
		2. 路床盛土において、一層の仕上がり厚を２０ｃｍ以下とし、各層ごとに締固めて施工していることが確認できる。
		3. 路床盛土において、構造物の隣接箇所や狭い箇所における締固めが、タンパ等の小型締固め機械により施工していることが確認できる。
		4. 路床安定処理において、添加材の材質・数量及び混合深さが確認でき、混合むらが無く均一であることが確認できる。
		5. 路盤の施工に先立って、路床面、下層路盤面の浮き石及び有害物を除去してから施工していることが確認できる。
		6. 使用材料が分離しておらず、仕上げ面が均一である。
		7. 路床、路盤工のﾌﾟﾙｰﾌﾛｰﾘﾝｸﾞを行い、ﾛｰﾗｰﾏｰｸがないことが確認できる。
		8. 路床・路盤工において、現場密度や含水比等の管理を行い、適切な品質であることが確認できる。
		9. . 路上再生路盤工において、施工時の添加材料の噴出量等が設計どおりであることが資料で確認できる。
		10. その他理由：

【ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工関係】

		11. 設計図書に基づく混合物の配合設計及び試験練りが行われ、適切な混合物の規格が確認できる。（ｱｽﾌｧﾙﾄ混合物の事前審査制度の適用工事は除く。）
		12. 舗装工の施工にあたって、上層路盤面の浮石などの有害物を除去していることが確認できる。
		13. 混合物の温度管理が、ﾌﾟﾗﾝﾄ出荷時・現場到着時・舗設時等で整理・記録されている。
		14. 舗設後、交通開放を適切に行っている。
		15. 舗装の各層の継ぎ目が標準仕様書に定められた数値以上ずらしている。
		16. 目地の処理が標準仕様書に定められた通りであることが確認できる。
		17. 気象条件に適した混合物の運搬方法、舗設作業（締め固め等）の配慮が行われている。
		18. ﾌﾟﾗｲﾑｺｰﾄ、ﾀｯｸｺｰﾄが均一に施工され散布量が確認できる写真、資料がある。
		19. ﾌﾟﾗｲﾑｺｰﾄ、ﾀｯｸｺｰﾄが、既設舗装断面及び隣接構造物側面に塗布されていることが確認できる。
		20. 初期・二次・仕上げ転圧が適切に行われている。
		21. 基準密度等の管理がされており品質の確認ができる。
		22. 縦、横断段差処理を適切に行っていることが確認できる。
		23. 仮区画線の施工が施工計画書のとおり適切に施工されたことが確認できる。
		24. 路面切削において施工計画と施工結果が整合しており、資料で確認できる。
		25. 切削後の路面管理が舗設まで適切に管理された。
		26. その他理由：

【共通】

		27. 工法の適否や、変更・追加等の有無を確認するために、施工前・中などにおいて現地調査を十分に行っている。
		28. 区画線、標識、防護柵等交通安全施設の施工管理資料が整備されており、品質の確認ができる。

0	0

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目はチェックをはずす。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数

考　査　項　目　別　運　用　表

別紙－４－３－１１

［ 記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。

（ 検　査　員 ）

考査項目	工　種	評価対象	評価	a	a’	b	b’	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	(14) 法　面 工　事			品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足している。 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】				品質が測定項目、測定基準及び規格値を満足し，他の評価に該当しない	□ ・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 ・検査時に評価対象項目について不備があり改善させた。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切で有ったため、検査員が修補指示を行った。

出来ばえへ

● 評価対象項目

Ⅱ品質

【共　通】

		1. 施工基面が平滑に仕上げられている。
		2. 設計図書に示されている法勾配で適切に施工されている。
		3. 施工面の浮石除去・除根等が適切におこなわれている。
		4. 吹付け材料が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
		5. 吹付け技能工(ﾉｽﾞﾙﾏﾝ・ｶﾞﾝﾏﾝ)の技量が適切であることが確認できる。
		6. 法面の変状を常に監視し、施工している。

【種子吹付工、客土吹付工、厚層基材吹付工関係】

		7. 土壌試験を実施し、施工に反映している。
		8. ﾈｯﾄ等の重ね幅が10cm以上確保されている。
		9. 吹付け厚さが均等である。
		10. 吹付け厚さによって、必要な場合2層以上に分けて行っているのが確認できる。
		11. 法面端部付近にﾗｳﾝﾃﾞｨﾝｸﾞを行い、法肩・端部に巻き込みを施工している。
		12. 基材の配合が適切であることが確認できる。
		13. 吹付完了後、保護養生が行われている。(養生材吹付、散水養生 等)
		14. その他　　理由：

【ｺﾝｸﾘｰﾄ、又はﾓﾙﾀﾙ吹付工関係】

		15. 金網の重ね幅が10cm以上確保されている。
		16. ﾗｽ張ｱﾝｶｰ鉄筋が、仕様書のとおり施工されていることが確認できる。
		17. 吹付け厚さが均等である。
		18. 供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。
		19. 跳ね返り材料が適切に処理されている。
		20. 吸水性の吹付け面の場合に、事前に吸水させていることが確認できる。
		21. 法面端部付近にﾗｳﾝﾃﾞｨﾝｸﾞを行い、法肩・端部に巻き込みを施工している。
		22. 水抜管を湧水部や凹部に配慮して設置している。
		23. その他　　理由：

【法枠工関係(現場打・ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ・現場吹付等)】

		24. ｱﾝｶｰが適切に施工されていることが確認できる。(長さ、定着等)
		25. 配筋状況が適切である。
		26. 打継ぎ目の施工が適切である。(打継ぎ目は水洗いやｾﾒﾝﾄﾍﾟｰｽﾄにより付着性の向上を図っている。)
		27. 現場養生が適切に行われている。
		28. 供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。
		29. ｱﾝｶｰと枠の連結や、枠のかみ合わせが適切である。
		30. 枠と法面間の処理が適切で、密着していることが確認できる。
		31. 枠内に空隙がないことや、中詰め材が沈下・流出していないことが確認できる。
		32. 層間に剥離がないことが確認できる。
		33. 跳ね返り材料が適切に処理されている。
		34. その他　　理由：

0	0

評価値が９５％以上・・・・・・・・a
評価値が９０％～９５％未満・・・・a’
評価値が８５％～９０％未満・・・・b
評価値が８０％～８５％未満・・・・b’
評価値が６０％～８０％未満・・・・c
評価値が６０％未満・・・・・・・・d

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目はチェックをはずす。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（％）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　％）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする

考 査 項 目 別 運 用 表

別紙－４－３―１２

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。

（検 査 員）

考査項目	工 種	評価対象	評価	a	a’	b	b’	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	(15) ﾄﾝﾈﾙ工 事			品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足している。 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】				品質が測定項目、測定基準及び規格値を満足し，他の評価に該当しない	□ ・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 ・検査時に評価対象項目について不備があり改善させた。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切で有ったため、検査員が修補指示を行った。

出来ばえへ

Ⅱ品質

● 評価対象項目

評価対象	評価	
		1. 設計図書に基づくｺﾝｸﾘｰﾄの配合試験及び試験練りが行われており、適切なｺﾝｸﾘｰﾄの規格（強度・w/c・最大骨材粒径・塩基総量等）が確認できる。 （※㊒ﾏｰｸを取得していない工場で製造されたｺﾝｸﾘｰﾄや、㊒ﾏｰｸ取得工場であっても JIS A5308以外のﾚﾃﾞｨｰﾐｸｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄを用いる場合に評価対象とする。）
		2. ｺﾝｸﾘｰﾄ打設時の必要な供試体を採取し、強度・ｽﾗﾝﾌﾟ・空気量等が確認できる。
		3. ｺﾝｸﾘｰﾄ供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。
		4. ｺﾝｸﾘｰﾄ打設について、施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設方法等を行っている。
		5. 鉄筋又は鋼材の規格が証明書類で確認できる。
		6. ｺﾝｸﾘｰﾄ打設までの鉄筋、鉄網の保管管理が適正であることが確認できる。
		7. 日々計測管理を行っており、それに基づいた施工が行われていることが確認できる。
		8. 金網の継ぎ目を15cm（一目）以上重ね合わせていることが確認できる。
		9. 吹付ｺﾝｸﾘｰﾄは浮石等を除いた後に、15cm以下の厚さで地山と密着するよう施工されている。
		10. 吹付ｺﾝｸﾘｰﾄの打継ぎ部の施工で清掃及び湿潤状態が確認できる。
		11. 吹付ｺﾝｸﾘｰﾄの配合及びﾛｯｸﾎﾞﾙﾄの種別・規格が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
		12. ﾛｯｸﾎﾞﾙﾄ挿入前にくり粉除去の清掃がなされている。
		13. ﾛｯｸﾎﾞﾙﾄの定着長及び地山との定着方法が適切である。
		14. ｲﾝﾊﾞｰﾄ工において、掘削状況、打設方法が適切である。
		15. 防水工に防水ｼｰﾄを使用する場合は、ﾛｯｸﾎﾞﾙﾄ等の突起物にﾓﾙﾀﾙや保護マット等で防護対策を行っていることが確認できる。
		16. 覆工ｺﾝｸﾘｰﾄとｱｰﾁｺﾝｸﾘｰﾄの打継目が同一線上にないことが確認できる。
		17. 逆巻の場合、側壁ｺﾝｸﾘｰﾄとｱｰﾁｺﾝｸﾘｰﾄの打継目が同一線上にないことが確認できる。
		18. 常に切羽及び地表面の状況を確認して施工していることが確認できる。
		19. 裏込め注入の施工時期・方法が適切で、状況がデータで確認できる。
		20. その他 理由：
2	2	

評価値が９５％以上・・・・・・・・a
評価値が９０％～９５％未満・・・・a’
評価値が８５％～９０％未満・・・・b
評価値が８０％～８５％未満・・・・b’
評価値が６０％～８０％未満・・・・c
評価値が６０％未満・・・・・・・・d

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目はチェックをはずす。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（ %）＝（ ）評価数／（ ）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする

考　査　項　目　別　運　用　表

別紙－４－３－１３

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。　　（検　査　員）

考査項目	工　種	評価対象	評価	a	a’	b	b’	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ品質	(16) 植　栽 工　事			品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足している。 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】				品質が測定項目、測定基準及び規格値を満足し，他の評価に該当しない	□・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 ・検査時に評価対象項目について不備があり改善させた。	□品質関係の測定方法又は測定値が不適切で有ったため、検査員が修補指示を行った。

出来ばえへ

● 評価対象項目

		1. 土壌硬度試験及び土壌試験(PH)を実施し施工に反映している。
		2. 施肥・かん水等、活着管理が適切に行われている。
		3. 樹木等に損傷､はちくずれ等がなく保護養生が適切に行われている。
		4. 樹木等の生育に害のあるものは除去されている。
		5. 余剰枝の剪定､整形その他必要な手入れが行われている。
		6. 植栽する樹木応じて、余裕のある植穴を掘り、植穴底部を耕していることが確認できる。
		7. 肥料が直接樹木の根にふれないよう均一に施肥されている。なされている。
		8. 樹木、地被類、つる性植物等には樹幹の割れ、病害虫などがないことが確認できると共に、仕様書に基づいた植え付けが適切になされている。
		9. 埋戻土が設計図書に基づいた性状であり、小石・ごみ・雑草・夾雑物を含まない適切なものであることが確認できる。
		10. 支柱・添え木をぐらつかないように設置していることが確認できる。
		11. その他

理由：

0	0

評価値が９５％以上・・・・・・・・・a
評価値が９０％～９５％未満・・・・a’
評価値が８５％～９０％未満・・・・b
評価値が８０％～８５％未満・・・・b’
評価値が６０％～８０％未満・・・・c
評価値が６０％未満・・・・・・・・・d

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目はチェックをはずす。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数

考査項目	工　種	評価対象	評価	a	a’	b	b’	c	d	e
	(17) 建　築 工　事 (土木関連)			品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足している。 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】				品質が測定項目、測定基準及び規格値を満足し，他の評価に該当しない	□・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 ・検査時に評価対象項目について不備があり改善させた。	□品質関係の測定方法又は測定値が不適切で有ったため、検査員が修補指示を行った。

● 評価対象項目

出来ばえへ

		1. 材料の品質及び形状が設計図書等との適切性が確認でき、証明書が整備されている。
		2. 部品の品質及び形状が設計図書等との適切性が確認でき、証明書が整備されている。
		3. 機器等(設備等)の機能が設計図書等との適切性が確認でき、証明書が整備されている。
		4. 躯体の品質及び形状が設計図書等との適切性が確認でき、建造物の品質が確保されている。
		5. 室内の塵芥処理等が適切に行われ､納まりの事前検討も十分実施され良質な施工が伺える。
		6. その他

理由：

0	0

評価値が９５％以上・・・・・・・・・a
評価値が９０％～９５％未満・・・・a’
評価値が８５％～９０％未満・・・・b
評価値が８０％～８５％未満・・・・b’
評価値が６０％～８０％未満・・・・c
評価値が６０％未満・・・・・・・・・d

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目はチェックをはずす。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数

考 査 項 目 別 運 用 表

別紙－４－３－１４

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。

（検 査 員）

考査項目	工 種	評価対象	評価	a	a’	b	b’	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	(18) 標 識・区画線等設置工事			品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足している。 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】				品質が測定項目、測定基準及び規格値を満足し，他の評価に該当しない	□ ・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 ・検査時に評価対象項目について不備があり改善させた。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切で有ったため、検査員が修補指示を行った。
Ⅱ品質	・防護柵（網） 出来ばえへ									

● 評価対象項目

		1. 防護柵設置要綱、視線誘導標設置要綱、道路標識ハンドブック等の規定を満足していることが確認できる。
		2. 防護柵等の床堀りの仕上がり面において、地山の乱れや不陸が生じないよう施工していることが確認できる。
		3. 防護柵等の基礎工の施工にあたって、無筋及び鉄筋コンクリートの規定を満足していることが確認できる。
		4. 防護柵等の支柱の施工にあたって、既設舗装面への影響が無いよう施工していることが確認できる。
		5. 基礎設置箇所について地盤の地耐力を把握して、施工していることが確認できる。
		6. 防護柵の支柱の根入長が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
		7. ｶﾞｰﾄﾞｹｰﾌﾞﾙを支柱に取り付ける場合、設計図書に定められた所定の張力を与えているのが確認できる。
		8. ｶﾞｰﾄﾞｹｰﾌﾞﾙの端末支柱を土中に設置する場合、打設したコンクリートが設計図書に定められた強度以上であることが確認できる。
		9. ペイント式（常温式）区画線に使用するｼﾝﾅｰの使用量が、１０％以下であることが確認できる。
		10. 区画線の厚さが見本等で設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
		11. 区画線の施工にあたって設置路面の水分、泥、砂じん及びほこりを取り除いて行っていることが確認できる。
		12. 区画線を消去の場合、表示材（塗料）のみの除去となっており、路面への影響が最小限となっていることが確認できる。
		13. プライマーの施工にあたって、路面に均等に塗布していることが確認できる。
		14. 区画線の材料が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
		15. その他

理由：

0	0

評価値が９５％以上・・・・・・・・・a
評価値が９０％～９５％未満・・・・a’
評価値が８５％～９０％未満・・・・b
評価値が８０％～８５％未満・・・・b’
評価値が６０％～８０％未満・・・・c
評価値が６０％未満・・・・・・・・・d

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目はチェックをはずす。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数

考　査　項　目　別　運　用　表

別紙－４－３－１５

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。

（検　査　員）

考査項目	工　種	評価対象	評価	a	a’	b	b’	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	(19) 浚　渫 覆　砂 工　事			品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足している。 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】				品質が測定項目、測定基準及び規格値を満足し，他の評価に該当しない	□ ・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 ・検査時に評価対象項目について不備があり改善させた。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切で有ったため、検査員が修補指示を行った。

Ⅱ品質

出来ばえへ

● 評価対象項目

	1. 着手前の測量の記録・保存が適正である。
	2. 施工前、施工中の水象・気象の資料が整備されている。
	3. 土砂量の検収・計測が的確に行われている。
	4. 機械の選定及び組み合わせが適切である。
	5. 周辺環境に配慮し、水質汚濁防止・水質監視等が行われている。
	6. 浚渫高さ（覆砂厚）、すりつけが規格値内に納まる仕上がりである。
	7. 覆砂の品質資料が適切に整理されている。
	8. その他

理由：

0	0

評価値が９５％以上・・・・・・・・・a
評価値が９０％～９５％未満・・・・a’
評価値が８５％～９０％未満・・・・b
評価値が８０％～８５％未満・・・・b’
評価値が６０％～８０％未満・・・・c
評価値が６０％未満・・・・・・・・・d

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目はチェックをはずす。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数

考 査 項 目 別 運 用 表

別紙－４－３－１６

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。

（検 査 員）

考査項目	工 種	評価対象	評価	a	a’	b	b’	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ品質	(20) 港湾築造工事 （浚渫・魚港築造工事を含む (該当する 他工種を適宜組み合わせて評価すること)) 出来ばえへ			品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足している。 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】				品質が測定項目、測定基準及び規格値を満足し，他の評価に該当しない	□ ・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 ・検査時に評価対象項目について不備があり改善させた。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切で有ったため、検査員が修補指示を行った。

● 評価対象項目

		1. 材料の品質及び形状が、設計図書等と整合しており証明書が整備されている。
		2. 濁り防止等環境保全に十分注意して施工していることが確認できる。
		3. 海中土工の施工上の注意事項（仕様書による）が守られている。
		4. 浮泥を巻き込まないよう置換材を投入していることが確認できる。
		5. ﾏｯﾄが破損なく施工され、記録により確認できる。
		6. 捨石、被覆及び根固め石がゆるみのないよう堅固に施工され、記録等により確認できる。
		7. 使用材料に損傷及び補修痕がない。
		8. ｹｰｿﾝの進水，仮置，曳航及び回航の施工上の注意事項（仕様書等による）が守られている。
		9. ｹｰｿﾝの据付及び中詰の施工上の注意事項（仕様書等による）が守られている。
		10. ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸの据付の施工上の注意事項（仕様書等による）が守られている。
		11. 付属工の施工上の注意事項（仕様書等による）が守られている。
		12. 溶接及び切断の品質管理に関して仕様書に定められた事項が確認できる。
		13. その他

理由：

0	0

評価値が９５％以上・・・・・・・・・a
評価値が９０％～９５％未満・・・・a’
評価値が８５％～９０％未満・・・・b
評価値が８０％～８５％未満・・・・b’
評価値が６０％～８０％未満・・・・c
評価値が６０％未満・・・・・・・・・d

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目はチェックをはずす。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（％）計算の値で評価する。
③ 評価値（ ％）＝（ ）評価数／（ ）対象評価項目数

考　査　項　目　別　運　用　表

別紙－４－３－１７

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。

（検　査　員）

考査項目	工　種	評価対象	評価	a	a’	b	b’	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ品質	(21) 基　礎 工　事 （地盤改良等を含む） 出来ばえへ			品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足している。 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】				品質が測定項目、測定基準及び規格値を満足し，他の評価に該当しない	□ ・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 ・検査時に評価対象項目について不備があり改善させた。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切で有ったため、検査員が修補指示を行った。

● 評価対象項目

【杭関係（ｺﾝｸﾘｰﾄ・鋼管・鋼管井筒、場所打、深礎等）】

		1. 杭等の規格・品質を確認できる資料が整理されている。
		2. 杭の運搬・保管状況が適切で、損傷及び補修跡がないことが確認できる。
		3. 杭芯位置、水平度、鉛直度等が設計図書を満足していることが確認できる。
		4. 配筋、ｽﾍﾟｰｻｰの配置及びｺﾝｸﾘｰﾄ打設等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
		5. ﾗｲﾅｰﾌﾟﾚｰﾄの組み立にあたり、偏心と歪みに配慮して施工していることが確認できる。
		6. 溶接工の技量が確認でき、溶接作業環境が適切である。
		7. 溶接の品質管理に関して、組立・加工精度が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
		8. 場所打杭についてﾄﾚﾐｰ管をｺﾝｸﾘｰﾄ内に2m以上挿入し施工していることが確認できる。
		9. 掘削深度、排出土砂、孔内水位の変動及び安定液を用いる場合の孔内の安定液濃度並びに比重等が、設計図書を満足していることが確認できる。
		10. 裏込材注入の圧力などが施工記録により確認できる。
		11. ｽﾗｲﾑの除去を確実に行っていることが確認できる。
		12. 支持地盤に達していることが、掘削深さ、掘削土砂等により確認できる。
		13. 杭先端処理が適切に行われていることを示す資料が確認できる。
		14. 強度確認、ｾﾒﾝﾄﾐﾙｸの比重管理などの品質に係わる事項の管理資料を整理していることが確認できる。
		15. 既成杭の打止め管理の方法及び場所打ち杭の施工管理方法が整備されており、その記録を整理していることが確認できる。
		16. 杭頭処理において、杭本体を損傷していないことが確認できる。
		17. その他

理由：

【地盤改良関係（ｻﾝﾄﾞ・砕石ﾄﾞﾚｰﾝ、ﾍﾟｰﾊﾟｰﾄﾞﾚｰﾝ、ｻﾝﾄﾞｺﾝﾊﾟｸｼｮﾝﾊﾟｲﾙ、ﾛｯﾄﾞｺﾝﾊﾟｸｼｮﾝ等含む）】

		18. 杭芯位置、水平度、鉛直度等が設計図書を満足していることが確認でき、削孔機械の据付が安定している。
		19. 改良材の品質・使用量が管理され、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
		20. 改良材の配合、比重、噴出量、強度等の管理資料を整理していることが確認できる。
		21. 事前に土質試験等を実施し、改良材の選定、必要量の設定等を行っていることが確認できる。
		22. 施工箇所が均一に改良されているとともに、十分な強度及び支持力を確保していることが確認できる。
		23. 施工管理方法が施工計画書等に記載され、整備されている。
		24. 施工記録が整理され、適切な施工が確認できる。
		25. 改良体の形状寸法が設計図書を満足していることが確認できる。
		26. 控工の施工上の注意事項(仕様書による)が守られている。
		27. その他

理由：

0	0

評価値が９５％以上・・・・・・・・a
評価値が９０％～９５％未満・・・・a’
評価値が８５％～９０％未満・・・・b
評価値が８０％～８５％未満・・・・b’
評価値が６０％～８０％未満・・・・c
評価値が６０％未満・・・・・・・・d

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目はチェックをはずす。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝（　）評価数／（　）対象評価項目数

考　査　項　目　別　運　用　表

別紙－４－３－１８

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。

（検　査　員）

考査項目	工　種	評価対象	評価	a	a’	b	b’	c	d	e
3.出来形及び出来ばえ	(22)仮設工　工　事			品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足している。 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】				品質が測定項目、測定基準及び規格値を満足し，他の評価に該当しない	□・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 ・検査時に評価対象項目について不備があり改善させた。	□品質関係の測定方法又は測定値が不適切で有ったため、検査員が修補指示を行った。

出来ばえへ

● 評価対象項目

考査項目	評価対象	評価	
Ⅱ品質			1. 使用材料の品質確認資料が整理されている。
			2. 運搬・保管状況が適切で、使用材料にそり・ゆがみ・傷等がない。
			3. 組立・設置が確実になされ、かつ点検も行われている。
			4. 溶接工の技量が確認でき、溶接作業環境が適切である。
			5. 継杭・継矢板における溶接の品質管理に関して、組立・加工精度が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
			6. 腹起しの設置状況が適切である。（施工にあたり、受け金物、吊りワイヤ等によって支持し、また矢板と十分密着させる。）
			7. 控え板・ﾀｲﾛｯﾄﾞの取り付け状況が適切である。
			8. 周辺環境（騒音・振動・地盤変動等）に配慮した施工方法で実施している。
			9. 施工記録等により設計条件に適合した根入れ長で施工されていることが確認できる。
			10. 排水を考慮し、良好な床付け面を確保している。
			11. その他

理由：

0	0

評価値が９５％以上・・・・・・・・・a
評価値が９０％～９５％未満・・・・a’
評価値が８５％～９０％未満・・・・b
評価値が８０％～８５％未満・・・・b’
評価値が６０％～８０％未満・・・・c
評価値が６０％未満・・・・・・・・・d

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目はチェックをはずす。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝（　）評価数／（　）対象評価項目数

考　査　項　目　別　運　用　表

別紙－４－３－１９

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。

（検　査　員）

考査項目	工　種	評価対象	評価	a	a’	b	b’	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	(23) 下水道工事			品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足している。 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】				品質が測定項目、測定基準及び規格値を満足し，他の評価に該当しない	□ ・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 ・検査時に評価対象項目について不備があり改善させた。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切で有ったため、検査員が修補指示を行った。

出来ばえへ

● 評価対象項目

Ⅱ品質

【共　通】

		1. ﾏﾝﾎｰﾙ用品の規格・品質がﾐﾙｼｰﾄで確認できる。
		2. 管渠の規格・品質がﾐﾙｼｰﾄで確認できる。
		3. 設計図書に基づくｺﾝｸﾘｰﾄの配合試験及び試験練りが行われており、適切なｺﾝｸﾘｰﾄの規格（強度・w/c・最大骨材粒径・塩基総量等）が確認できる。
		4. ｺﾝｸﾘｰﾄ打設時の必要な供試体を採取し、強度・ｽﾗﾝﾌﾟ・空気量等が確認できる。
		5. ｺﾝｸﾘｰﾄ供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。
		6. 施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、締固時のﾊﾞｲﾌﾞﾚｰﾀの機種、養生方法等、適切に行っている。（寒中及び暑中ｺﾝｸﾘｰﾄ等を含む。）
		7. 施工基盤面が良好であることが確認できる。
		8. 管渠の接合状況が良好であることが確認できる。

【開削工】

		9. 締固めを適切な条件で施工しており、管の周辺に空隙が生じていない。
		10. 埋め戻し材料の品質が確認できる。
		11. ｱｽﾌｧﾙﾄ混合物の温度管理が、ﾌﾟﾗﾝﾄ出荷時・現場到着時・舗設時等で整理・記録されている。
		12. その他

理由：

【推進工】

		13. 測量及び観測結果を毎日整理し、それに基づいた施工が行われていることが確認できる。
		14. 常に切羽及び地表面の状態を観測して施工されていることが確認できる。
		15. 推進作業がﾃﾞｰﾀで確認できる。
		16. 裏込めの注入状況が確認できる。
		17. 地盤改良工の施工管理状況がﾃﾞｰﾀで確認できる。
		18. その他

理由：

【ｼｰﾙﾄﾞ工】

		19. ｾｸﾞﾒﾝﾄの規格・品質がﾐﾙｼｰﾄで確認できる。
		20. 溶接作業にあたり、作業員の技量確認を行っている。
		21. 二次ｺﾝｸﾘｰﾄ打設前にあたり、作業員の技量確認を行っている。
		22. 常に切羽及び地表面の状態を確認して施工されていることが確認できる。
		23. ｼｰﾙﾄﾞ推進作業等がﾃﾞｰﾀで確認できる。
		24. 裏込め注入状況がﾃﾞｰﾀで確認できる。
		25. 地盤改良工の施工管理状況がﾃﾞｰﾀで確認できる。
		26. その他

理由：

0	0	評価値が９５％以上・・・・・・・・a
		評価値が９０％～９５％未満・・・・a’
		評価値が８５％～９０％未満・・・・b
		評価値が８０％～８５％未満・・・・b’
		評価値が６０％～８０％未満・・・・c
		評価値が６０％未満・・・・・・・・d

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目はチェックをはずす。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（％）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　％）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数

考　査　項　目　別　運　用　表

別紙－４－３－２０

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。

（検　査　員）

考査項目	工　種	評価対象	評価	a	a’	b	b’	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	(24) 電　線共同溝工事			品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足している。 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】				品質が測定項目、測定基準及び規格値を満足し，他の評価に該当しない	□ ・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 ・検査時に評価対象項目について不備があり改善させた。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切で有ったため、検査員が修補指示を行った。
Ⅱ品質	出来ばえへ			● 評価対象項目						

1. 指定材料の規格が、品質を証明する書類で確認できる。
2. 管路の通過試験を行っており、試験結果から全箇所が導通していることが確認できる。
3. ﾌﾟﾗﾝﾄ出荷時、現場到着時、舗設持等において、アスファルト混合物の温度管理が記録していることが確認できる。
4. 特殊部の施工基面の支持力が均等となるようにかつ不陸が無いように仕上げていることが確認できる。
5. 特殊部の施工において、隣接する各ブロックに目違いによる段差及び蛇行等が無いよう敷設していることが確認できる。
6. 埋戻しにおいて、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
7. 舗装の復旧等が適時行われ、路面の沈下や不陸が無く平坦性を確保していることが確認できる。
8. 管枕及び埋設シートの設置及び土被りが、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
9. 管設置において、それぞれの管の最小曲げ半径を満足していることが確認できる。
10. その他

理由：

0	0

評価値が９５％以上・・・・・・・・・a
評価値が９０％～９５％未満・・・・a’
評価値が８５％～９０％未満・・・・b
評価値が８０％～８５％未満・・・・b’
評価値が６０％～８０％未満・・・・c
評価値が６０％未満・・・・・・・・・d

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目はチェックをはずす。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする

考　査　項　目　別　運　用　表

別紙－４－３―２１

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。　　（検　査　員）

考査項目	工　種	評価対象	評価	a	a’	b	b’	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ品質	(25) 維持工事 （清掃工、付属物工、除雪、応急処理等） 出来ばえへ			優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	□ ・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 ・検査時に評価対象項目について不備があり改善させた。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切で有ったため、検査員が修補指示を行った。

● 評価対象項目の試験結果が規格値、試験基準を満足している。

1. 使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。
2. 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。
3. 監督員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。
4. 緊急的な作業において、迅速かつ適切に対応していることが確認できる。
5. 理由：
6. 理由：
7. 理由：
8. 理由：

0	0

●判断基準

※　該当項目が６項目以上・・・・・・・a
※　該当項目が５項目・・・・・・・・・a’
※　該当項目が４項目・・・・・・・・・b
※　該当項目が３項目・・・・・・・・・b’
※　該当項目が２項目以下・・・・・・・c

注　記載の４項目を必須の評価対象項目とし、この他に適宜項目を追加して評価するものとする。
　　ただし、評価対象項目は最大８項目とする。

工　種	評価対象	評価	a	a’	b	b’	c	d	e
(26) 修繕工事 （橋脚補強、耐震補強、落橋防止等） 出来ばえへ			優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	□ ・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 ・検査時に評価対象項目について不備があり改善させた。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切で有ったため、検査員が修補指示を行った。

● 評価対象項目

1. 使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。
2. 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。
3. 監督員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。
4. 施工後のﾒﾝﾃﾅﾝｽに対する提言や修繕ｻｲｸﾙ等を勘案した提案等を行っていることが確認できる。
5. 理由：
6. 理由：
7. 理由：
8. 理由：

0	0

●判断基準

※　該当項目が６項目以上・・・・・・・a
※　該当項目が５項目・・・・・・・・・a’
※　該当項目が４項目・・・・・・・・・b
※　該当項目が３項目・・・・・・・・・b’
※　該当項目が２項目以下・・・・・・・c

注　記載の４項目を必須の評価対象項目とし、この他に適宜項目を追加して評価するものとする。
　　ただし、評価対象項目は最大８項目とする。

考 査 項 目 別 運 用 表

別紙－４－３－２２

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。

（検 査 員）

考査項目	工 種	評価対象	評価	a	a’	b	b’	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	(27) 機械設備工事			優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	□ ・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 ・検査時に評価対象項目について不備があり改善させた。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切で有ったため、検査員が修補指示を行った。

出来ばえへ

Ⅱ品質

● 評価対象項目

評価対象	評価	
		1. 材料、部品の品質照合の書類（現物照合）を整理し品質の確認ができる。
		2. 設備の機能及び性能が、設計・承諾図書のとおり確保され、品質の確認ができる。
		3. 設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾図書として提出していることが確認できる。
		4. 機器の機能及び性能に係わる成績書が整理され、品質の確認ができる。
		5. 溶接管理基準の品質管理項目について、品質管理書類を整理し品質の確認ができる。
		6. 塗装管理基準の品質管理項目について、品質管理書類を整理し品質の確認ができる。
		7. 操作制御設備について、操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性にすぐれていることが確認できる。
		8. 操作制御設備の安全装置及び保護装置の機能・性能確認試験について、試験書類を整理し品質の確認ができる。
		9. 電気配線、配管が承諾図書のとおり敷設していることが確認できる。
		10. 機器の配置が点検しやすいよう工夫していることが確認できる。
		11. 設備の構造や機器の配置が、交換頻度の高い部品等の交換作業を容易にできるよう工夫していることが確認できる。
		12. 二次コンクリートの配合試験及び試験練を実施し、試験成績表にまとめていることが確認できる。
		13. バルブ類の平時の状態を示すラベルなどが見やすい状態で表示していることが確認できる。
		14. 計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示していることが確認できる。
		15. 回転部や高温部等の危険箇所に表示または防護をしていることが確認できる。
		16. 構造物劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。
		17. 現地状況を勘案し、施工方法等についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。
		18. 設備・機器及び付属物の取り付け等が設計・承諾図書に基づき施工されていることが確認できる。
		19. 完成図書・取扱説明書を工夫し作成（改造･更新・修繕の場合は修正）していることが確認できる。（※編集手法について評価する）
		20. 完成図書・取扱説明書において、単体品の製造年月日及び製造者が判別できる資料を整備している。
		21. 完成図書・取扱説明書において、設備の機能並びに操作方法が容易に判別できる。
		22. 完成図書・取扱説明書において、部品等の点検方法やその時期、交換を要する部品や交換方法及び場所について、まとめている。
		23. その他

理由：

0	0

評価値が９５％以上・・・・・・・・a
評価値が９０％～９５％未満・・・・a’
評価値が８５％～９０％未満・・・・b
評価値が８０％～８５％未満・・・・b’
評価値が６０％～８０％未満・・・・c
評価値が６０％未満・・・・・・・・d

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目はチェックをはずす。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする

考　査　項　目　別　運　用　表

別紙－４－３－２３

［ 記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。

（ 検　査　員 ）

考査項目	工　種	評価対象	評価	a	a’	b	b’	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ品質	(28) 電気設備工事 （照明設備受変電設備・その他類似工事含む） 出来ばえへ			優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	□ ・品質関係の測定方法又は測定値が不適切で有ったため、監督員が修補指示を行い改善された。 ・検査時に評価対象項目について不備があり改善させた。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切で有ったため、検査員が修補指示を行った。

● 評価対象項目

1. 製作着手前に、品質や性能の確保にかかる技術検討が実施していることが確認できる。
2. 材料・部品の品質照合の結果が品質保証書（現物照合を含む）で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
3. 溶接・塗装管理が設計書のとおり実施され、内容が確認でき欠陥がなく満足している。
4. 機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられていることが確認できる。
5. 設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫していることが確認できる。
6. 設備・機器及び付属物の取り付け等が設計・承諾図書に基づき施工されていることが確認できる。
7. 操作スイッチや表示灯が設計図書のとおり配置され、操作性に優れていることが確認できる。
8. ｹｰﾌﾞﾙ及び配管の接続などの作業が、施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無いことが確認できる。
9. 設備の機能及び性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
10. 操作制御関係の機能及び性能が、設計図書の仕様を満足しているとともに、必要な安全装置及び保護装置の作業が確認できる。
11. 設備の総合性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
12. 現場条件によって機器（製品）の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認していることが確認できる。
13. 完成図書・取扱説明書を工夫し作成（改造･更新・修繕の場合は修正）していることが確認できる。（※編集手法について評価する）
14. 完成図書・取扱説明書において、設備の機能並びに操作方法が容易に判別できる。
15. 完成図書・取扱説明書において、単体製品の製造年月日及び製造者が判別でき、部品等の点検方法やその時期、交換を要する部品や交換方法及び場所について、まとめている。
16. その他　　理由：

評価値が９５％以上・・・・・・・・a
評価値が９０％～９５％未満・・・・a’
評価値が８５％～９０％未満・・・・b
評価値が８０％～８５％未満・・・・b’
評価値が６０％～８０％未満・・・・c
評価値が６０％未満・・・・d

0	0

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目はチェックをはずす。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数

考査項目	工　種	評価対象	評価	a	a’	b	b’	c	d	e
	(29) 通信・弱電・その他類似工事 出来ばえへ			優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	□ ・品質関係の測定方法又は測定値が不適切で有ったため、監督員が修補指示を行い改善された。 ・検査時に評価対象項目について不備があり改善させた。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切で有ったため、検査員が修補指示を行った。

● 評価対象項目

1. 設計図書に定められている品質管理を実施していることが確認できる。
2. 材料及び構成部品の品質及び形状について、設計図書等と適合が確認できる証明書等を整備していることが確認できる。
3. 溶接・塗装管理が設計書のとおり実施され、内容が確認でき欠陥がなく満足している。
4. 材料の品質照合の結果が、品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
5. 設備、機器の品質、機能及び性能が、成績等で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
6. ｹｰﾌﾞﾙ及び配管の接続などの作業が、施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無いことが確認できる。
7. 設備全体としての運転性能が所定の能力を満足していることが確認できる。
8. 設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫していることが確認できる。
9. 設備・機器及び付属物の取り付け等が設計・承諾図書に基づき施工されていることが確認できる。
10. 設備全体及び各機器において、設計図書に規定した品質及び性能を工場試験記録により確認できる。
11. 完成図書・取扱説明書を工夫し作成（改造･更新・修繕の場合は修正）していることが確認できる。（※編集手法について評価する）
12. 完成図書・取扱説明書において、設備の機能並びに操作方法が容易に判別できる。
13. 完成図書・取扱説明書において、単体製品の製造年月日及び製造者が判別でき、部品等の点検方法やその時期、交換を要する部品や交換方法及び場所について、まとめている。
14. その他　　理由：

評価値が９５％以上・・・・・・・・a
評価値が９０％～９５％未満・・・・a’
評価値が８５％～９０％未満・・・・b
評価値が８０％～８５％未満・・・・b’
評価値が６０％～８０％未満・・・・c
評価値が６０％未満・・・・・・・・d

0	0

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目はチェックをはずす。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数

考　査　項　目　別　運　用　表

別紙－４－３－２４

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。

（検　査　員）

考査項目	工　種	評価対象	評価	a	a’	b	b’	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	(30) 上記以外の工事又は合併工事			優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	□ ・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 ・検査時に評価対象項目について不備があり改善させた。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切で有ったため、検査員が修補指示を行った。
				品質関係 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】				品質が測定項目、測定基準及び規格値を満足し，他の評価に該当しない		
Ⅱ品質				● 評価対象項目						
	出来ばえへ			1. 理由：						
				2. 理由：						
				3. 理由：						
				4. 理由：						
				5. 理由：						
		0	0	評価値が９５％以上・・・・・・・・・a 評価値が９０％～９５％未満・・・・a’ 評価値が８５％～９０％未満・・・・b 評価値が８０％～８５％未満・・・・b’ 評価値が６０％～８０％未満・・・・c 評価値が６０％未満・・・・・・・・・d						

① 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
② 評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする

※　主たる工種の考査事項で考査し、最大考査項目は５項目とする。

考 査 項 目 別 運 用 表

別紙－４－４－１

［ 記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。

（ 検 査 員 ）

考査項目	工 種	評価対象	評価	a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当しない	d 劣っている
3. 出来形及び出来ばえ	1. ｺﾝｸﾘｰﾄ構造物工事			● 評価対象項目			
				1. ｺﾝｸﾘｰﾄ構造物の表面状態が良い。			
				2. ｺﾝｸﾘｰﾄ構造物の通りが良い。			
				3. 天端、端部等の仕上がりが良い。			
				4. ｸﾗｯｸ(ﾍｱｸﾗｯｸ含む)がない。			
				5. 漏水がない。			
				6. 全体的な美観が良い			
		0	0				
	2. 土工事（切土、盛土、築堤工事）			● 評価対象項目			
				1. 仕上げが良い。			
				2. 通りが良い。			
				3. 天端及び端部の仕上げが良い。			
				4. 構造物へのすりつけ・とりあいなどが良い。			
				5. 規定された勾配が確保されている。			
				6. 切土法面の施工にあたって、法面の浮き石・木根等が除去されているなど、適切に施工されている。			
				7. 切土法面勾配の変化部について、緩衝部を設けるなど適切に施工されている。			
				8. 雨水・湧水などによる施工面の損傷が発生しないよう処理が行われている。			
				9. 全体的な美観が良い。			
		0	0				
	3. 補強土壁工事			● 評価対象項目			
				1. 壁面材の割れ、欠け、汚れ、変形等がない。			
				2. 基礎上面の平坦性が良い。			
				3. 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。			
				4. 壁面材の目違い、段差が少なく構造物の通りが良い。			
				5. 全体的な美観が良い。			
		0	0				

① 当該「評定項目」のうち、評価対象外の項目はチェックをはずす。
② 削除のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算値の値で評価する。
③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はC評価とする。

●判断基準
評価値が９０%以上・・・・・・・・・・a
評価値が８０%以上９０%未満・・・・・b
評価値が６０%以上８０%未満・・・・・c
評価値が６０%未満・・・・・・・・・・d

考 査 項 目 別 運 用 表

別紙－４－４－２

［ 記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。

（ 検 査 員 ）

考査項目	工 種	評価対象	評価	a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当しない	d 劣っている
3. 出来形及び出来ばえ	4. 取壊し工事			● 評価対象項目			
				1. きめ細やかな施工がされている。			
				2. 既存部分や関連設備との調整がなされている。			
				3. 取壊し後の整地仕上がりの状態が良好である。			
				4. 取壊し対象（ﾘｻｲｸﾙ材、産業廃棄物等）の散乱がなく処理が適切である。			
				5. 周辺への影響は無かった。			
		0	0				
	5. 二次製品構造物工事			● 評価対象項目			
				1. 構造物の通りが良い。			
				2. 材料の連結、かみ合わせが良い。			
				3. 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。			
				4. 製品に割れ、欠けがない。			
				5. 漏水がない。			
				6. 周辺地形・他構造物等との取り合いが良い。			
				7. 全体的な美観が良い。			
		0	0				
	6. 鋼橋工事			● 評価対象項目			
				1. 表面に補修箇所が無い。			
				2. 部材表面に傷及び、錆が無い。			
				3. 溶接に均一性がある。			
				4. 塗装に均一性がある。			
				5. 支承部の仕上げが良い。			
				6. 付属物工の取り付けが良い。			
				7. 全体的な美観が良い。			
		0	0				
	7. 塗装工事（工場塗装を除く）			● 評価対象項目			
				1. 塗装の均一性が良い。			
				2. 細部まできめ細やかな施工がされている。			
				3. 補修箇所が無い。			
				4. ｹﾚﾝの施工状況が良好である。			
				5. 周辺への影響が無かった。			
				6. 全体的な美観が良い。			
		0	0				
	8. 護岸・根固・水制工事			● 評価対象項目			
				1. 通りが良い。			
				2. 材料のかみ合わせが良い。			
				3. 天端、端部の仕上げが良い。			
				4. 既設構造物とのすりつけがよい。			
				5. ｸﾗｯｸがない。			
				6. 製品に割れ、欠けがない。			
				7. 全体的な美観が良い。			
		0	0				

① 当該「評定項目」のうち、評価対象外の項目はチェックをはずす。
② 削除のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算値の値で評価する。
③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はC評価とする。

●判断基準
評価値が９０%以上・・・・・・・・・・a
評価値が８０%以上９０%未満・・・・・b
評価値が６０%以上８０%未満・・・・・c
評価値が６０%未満・・・・・・・・・・d

考 査 項 目 別 運 用 表

別紙－４－４－３

［ 記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。

（ 検 査 員 ）

考査項目	工 種	評価対象	評価	a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当しない	d 劣っている
3. 出来形及び出来ばえ	9. 海岸工事			● 評価対象項目 1. ｺﾝｸﾘｰﾄ構造物の表面状態が良い。 2. ｺﾝｸﾘｰﾄ構造物の通りが良い。 3. 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 4. ｸﾗｯｸ(ﾍｱｸﾗｯｸ含む)がない。 5. 漏水がない。 6. ﾌﾞﾛｯｸ等のかみ合わせがよく、安定している。 7. 全体的な美観が良い。			
		0	0				
	10. 砂防構造物工事 地すべり （集水井戸工事を含む）			● 評価対象項目 1. ｺﾝｸﾘｰﾄ構造物の表面状態が良い。 2. ｺﾝｸﾘｰﾄ構造物の通りが良い。 3. 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 4. ｸﾗｯｸがない。 5. 漏水がない。 6. 地山との取り合いが良い。 7. 施工管理記録などから不可視部分の出来ばえの良さが伺える。 8. 全体的な美観が良い。			
		0	0				
	11. ｺﾝｸﾘｰﾄ橋上部工事 （PC及びRCを対象）			● 評価対象項目 1. ｺﾝｸﾘｰﾄ構造物の表面状態が良い。 2. ｺﾝｸﾘｰﾄ構造物の通りが良い。 3. 天端及び端部の仕上げ等が良い。 4. 支承部の仕上げが良い。 5. ｸﾗｯｸ(ﾍｱｸﾗｯｸ)が無い。 6. 付属物工の取り付けが良い。 7. 全体的な美観が良い。			
		0	0				
	12. 舗装工事 （改良系）			● 評価対象項目 1. 舗装の平坦性が良い。 2. 構造物の通りが良い。 3. 端部処理が良い。 4. 構造物へのすりつけ等が良い。 5. 雨水処理が良い。 6. 全体的な美観が良い			
		0	0				
	13. 舗装工事 （修繕系）			● 評価対象項目 1. 舗装の平坦性が良い。 2. 構造物の通りが良い。 3. 端部処理が良い。 4. 構造物へのすりつけ等が良い。 5. 雨水処理が良い。 6. 全体的な美観が良い			
		0	0				

① 当該「評定項目」のうち、評価対象外の項目はチェックをはずす。
② 削除のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算値の値で評価する。
③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はC評価とする。

●判断基準
評価値が９０%以上・・・・・・・・・・a
評価値が８０%以上９０%未満・・・・・b
評価値が６０%以上８０%未満・・・・・c
評価値が６０%未満・・・・・・・・・・d

考 査 項 目 別 運 用 表

別紙－４－４－４

［ 記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。

（ 検 査 員 ）

考査項目	工 種	評価対象	評価	a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当しない	d 劣っている
3. 出来形及び出来ばえ	14. 法面工事			● 評価対象項目 1. 通りがよい。 2. 植生、吹付等の状態が均一である。 3. 発芽・生育状態が良い。 4. 吹き付け表面の割れが無い。 5. 端部処理が良い。 6. ｺﾝｸﾘｰﾄ構造物の表面状態がよい。 7. ｸﾗｯｸがない。 8. 全体的な美観が良い。			
		0	0				
	15. ﾄﾝﾈﾙ工事			● 評価対象項目 1. ｺﾝｸﾘｰﾄ構造物の表面状態が良い。 2. ｺﾝｸﾘｰﾄ構造物の通りが良い。 3. 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 4. ｸﾗｯｸがない。 5. 漏水がない。 6. 全体的な美観が良い。			
		0	0				
	16. 植栽工事			● 評価対象項目 1. 樹木の活着状況が良い。 2. 個々の樹木整姿が良い。 3. 植え付け面の仕上げが良い。 4. 支柱の取り付けがきめ細かく施工されている。 5. 支柱の取り付けが堅固である。 6. 全体的な美観が良い。			
		0	0				
	17. 建築工事 （土木関連）			● 評価対象項目 1. 建物の通り、形状が良い。 2. 仕上げの均一性、平坦性が良い。 3. 機能面での配慮が適切である。 4. 防水の納まりが良好である。 5. 関連工事との取り合いが良い。 6. 全体的な美観が良い。			
		0	0				

① 当該「評定項目」のうち、評価対象外の項目はチェックをはずす。
② 削除のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算値の値で評価する。
③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）

●判断基準
評価値が９０%以上・・・・・・・・・・a
評価値が８０%以上９０%未満・・・・・b
評価値が６０%以上８０%未満・・・・・c
評価値が６０%未満・・・・・・・・・・d

考 査 項 目 別 運 用 表

別紙－４－４－５

［ 記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。　　（ 検 査 員 ）

考査項目	工 種	評価対象	評価	a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当しない	d 劣っている
3. 出来形及び出来ばえ	18. 標識工事 区画線設置等工事 防護柵（網）工事 防護柵（網）工事 標識工事 区画線設置等工事			【防護柵（網）工事】 ● 評価対象項目 1. 通りが良い。 2. 端部処理が良い。 3. 部材表面に傷及び、錆がない。 4. 既設構造物等とのすりつけが良い。 5. きめ細やかなに施工がなされている。 6. 全体的な美観が良い。			
				【標識工事】 ● 評価対象項目 1. 設置位置に配慮がある。 2. 標識板の向き、並びに角度、及びその支柱の通りが良い。 3. 部材表面に傷及び、錆がない。 4. 標識板の支柱に変色が無い。 5. 支柱基礎工周辺の仕上がりが入念に埋め戻されている。 6. 全体的な美観が良い。			
				【区画線工事】 ● 評価対象項目 1. 塗料の塗布が均一である。 2. 視認性が良い。 3. 接着状態が良い。 4. 施工前の清掃が入念に実施されている。 5. 通りが良い。 6. 全体的な美観が良い。			
		0	0				
	19. 浚渫、覆砂工事			● 評価対象項目 1. 浚渫・覆砂の全体的な仕上がりが、平均化されている。 2. 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 3. 施工の周辺環境への影響は軽微である。 4. 浚渫土の処理が適切である。 5. 浚渫・覆砂の着手・完了時の測量が整備されている。			
		0	0				
	20. 港湾築造工事			● 評価対象項目 1. ｺﾝｸﾘｰﾄ構造物の表面状態が良い。 2. ｺﾝｸﾘｰﾄ構造物の通りが良い。 3. 天端仕上げ、端部仕上げがよい。 4. ｸﾗｯｸがない。 5. 漏水がない。 6. ﾌﾞﾛｯｸ等のかみ合わせがよく、安定している。 7. 全体的な美観が良い			
		0	0				

① 当該「評定項目」のうち、評価対象外の項目はチェックをはずす。
② 削除のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算値の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はC評価とする。

●判断基準
評価値が９０%以上・・・・・・・・・・a
評価値が８０%以上９０%未満・・・・・b
評価値が６０%以上８０%未満・・・・・c
評価値が６０%未満・・・・・・・・・・d

考 査 項 目 別 運 用 表

別紙－４－４－６

［ 記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。

（ 検 査 員 ）

考査項目	工 種	評価対象	評価	a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当しない	d 劣っている
3. 出来形及び出来ばえ	21. 基礎工事 （地盤改良等を含む）			● 評価対象項目			
				1. 土工関係の仕上げが良い。			
				2. 通りが良い。			
				3. 端部及び天端の仕上げが良い。			
				4. 施工管理記録などから不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。			
				5. 施工箇所の整理がされている。（例：改良材／剤や泥等の散乱がない）			
		0	0				
	22. 仮設工事 （本設含む）			● 評価対象項目			
				1. 鋼矢板・親杭の通りが良い。			
				2. 覆工板にがたつきがない。			
				3. 鋼矢板のかみ合わせ等不良部分がない。			
				4. 床付け面の仕上げがよい。			
				5. 主・副部材の取り付けが適切である。			
				6. 施工管理記録などから不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。			
				7. 全体的な美観が良い。			
		0	0				
	23. 下水道工事			● 評価対象項目			
				［共 通］			
				1. 通りが良い。			
				2. 漏水がない。			
				3. ｸﾗｯｸがない。			
				4. ﾏﾝﾎｰﾙ天端と路面とのすりつけが良い。			
				5. ﾏﾝﾎｰﾙのｲﾝﾊﾞｰﾄの仕上げが良い。			
				6. 残土等は適切に処理されている。			
				［管 路］			
				7. 管路の割れ、欠けがない。			
				8. 継ぎ手面にﾊﾟｯｷﾝの設置が確実になされている。			
				9. 管路間の目違い、段差が少ない。			
				10. 管路継ぎ手部ﾎﾞﾙﾄの締め付け状況がよい。			
				11. 全体的な美観が良い。			
				［ｼｰﾙﾄﾞ］			
				12. RCｾｸﾞﾒﾝﾄの割れ、欠けがない。			
				13. 継ぎ手面の防水が確実になされている。			
				14. ｾｸﾞﾒﾝﾄ間の目違い、段差が少ない。			
				15. ﾎﾞﾙﾄの締め付け状況が良い。			
				16. 全体的な美観が良い。			
		0	0				
	24. 電線共同溝工事			● 評価対象項目			
				1. 歩道及び車道の舗装（含、仮復旧舗装）の勾配が適切で、有害な段差が無く平坦性が確保されている。			
				2. ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸの蓋に、がたつきや不要な隙間が生じていない。			
				3. 施工管理記録などから、不可視部分の出来ばえの良さが伺える。			
				4. 関連する付属構造物・施設の据付等仕上がりが良い。			
				5. 全体的な美観が良い。			
		0	0				

① 当該「評定項目」のうち、評価対象外の項目はチェックをはずす。
② 削除のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算値の値で評価する。
③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はC評価とする。

●判断基準
評価値が９０%以上・・・・・・・・・・a
評価値が８０%以上９０%未満・・・・・b
評価値が６０%以上８０%未満・・・・・c
評価値が６０%未満・・・・・・・・・・d

考 査 項 目 別 運 用 表

別紙－４－４－７

［ 記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。

（ 検 査 員 ）

考査項目	工 種	評価対象	評価	a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当しない	d 劣っている
3. 出来形及び出来ばえ	25. 維持工事（清掃工、付属物工、除雪、応急処理等）			● 評価対象項目			
				1. 小構造物等にも注意が払われている。			
				2. きめ細かな施工がなされている。			
				3. 既設構造物とのすりつけが良い。			
				4. 安全性、維持管理等への配慮がされている。			
				5. 全体的な美観が良い。			
		0	0				
	26. 修繕工事（橋脚補強、耐震補強、落橋防止等）			● 評価対象項目			
				1. きめ細かな施工がなされている。			
				2. 構造物の表面状態が良い。			
				3. 端部の仕上げが良い。			
				4. 既設構造物とのすりつけが良い。			
				5. 全体的な美観が良い			
		0	0				
	27. 機械設備工事			● 評価対象項目			
				1. 主設備、関連設備、操作制御設備が全体的に統制されており、運転操作性が良い。			
				2. 機器のすえつけが適切になされている。			
				3. 土木構造物、既設設備等とのとりあいが良い			
				4. 溶接、塗装、組立にあたって、細部に渡る配慮がなされている。			
				5. 操作、保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。			
				6. 全体的な美観が良い。			
		0	0				
	28. 電気設備工事（照明設備・受変電設備・その他類似工事含む）			● 評価対象項目			
				1. 機器のすえつけが適切になされている。			
				2. 安全性の確保、環境、及び維持管理等への配慮がなされている。			
				3. 動作状態において、電気的及び機械的な異常が無く、総合的な機能及び運用性が良い。			
				4. ケーブル等の接続方法及び収納状況が適切である。			
				5. 操作、保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。			
				6. 全体的な美観が良い。			
		0	0				
	29. 通信・弱電・その他類似工事			● 評価対象項目			
				1. 主設備、関連設備等にきめ細やかな施工がされている。			
				2. 安全性の確保、環境及び維持管理等への配慮がなされている。。			
				3. 動作状態において、電気的及び機械的な異常賀が無く、総合的な機能や運用性が良い。			
				4. 当該設備および関連設備が全体的に協調および統制され、総合的な性能向上への配慮がなされている。			
				5. 操作、保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。			
				6. 全体的な美観が良い。			
		0	0				

① 当該「評定項目」のうち、評価対象外の項目はチェックをはずす。
② 削除のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算値の値で評価する。
③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）

●判断基準
評価値が９０%以上・・・・・・・・・・a
評価値が８０%以上９０%未満・・・・・b
評価値が６０%以上８０%未満・・・・・c
評価値が６０%未満・・・・・・・・・・d

考 査 項 目 別 運 用 表

別紙－４－４－８

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。

（検 査 員）

考査項目	工 種	評価対象	評価	a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当しない	d 劣っている
3. 出来形及び出来ばえ	30. 上記以外の工事 又は 合併工事			● 評価対象項目 1. 理由： 2. 理由： 3. 理由： 4. 理由： 5. 理由： ＊該当工種からの評価対象項目で評価を行う。ただし、評価対象項目は最大５項目とする。			
		0	0				

●判断基準
評価値が９０％以上・・・・・・・・・・a
評価値が８０％以上９０％未満・・・・・b
評価値が６０％以上８０％未満・・・・・c
評価値が６０％未満・・・・・・・・・・d

① 当該「評定項目」のうち、評価対象外の項目はチェックをはずす。
② 削除のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算値の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　）

別紙－4

出来形及び品質のばらつきの考え方

［管理図の場合］

（上・下限値がある場合）

①ばらつきが50％以下と判断できる例

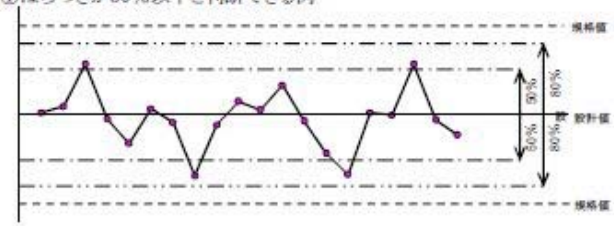

②ばらつきが80％以下と判断できる例

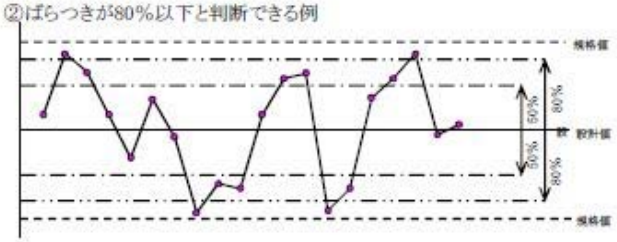

（下限値のみの場合）

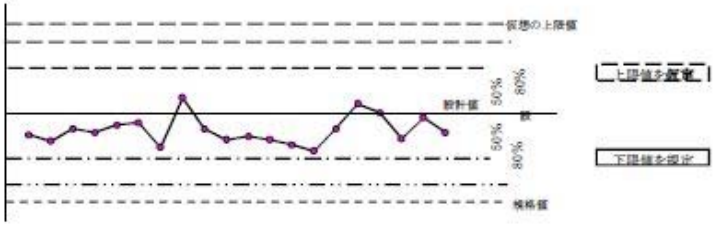

［度数表またはヒストグラムの場合］

ばらつきが小さい

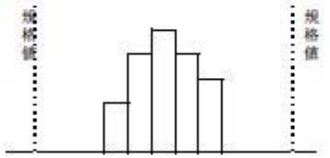

ばらついている

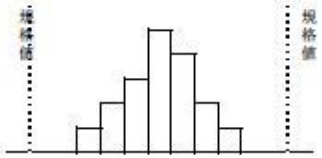

ばらつきが大きい

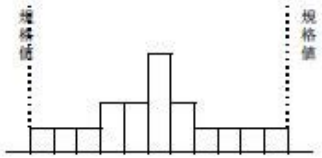

「施工プロセス」のチェックリスト（１/５）　　管理番号：

１．工 事 名：　　工事

２．工　　期：　平成　　年　　月　　日　～　平成　　年　　月　　日

３．事務所名：

４．請 負 者：

①「施工プロセス」のチェックリストは、標準仕様書（以下「仕様書」という。）、愛知県公共工事請負契約約款（以下「契約約款」という。）等に基づき、施工に必要なプロセスが適切に施工されているかを監督員等が確認する。

②摘要欄に記載した仕様書、契約約款等の該当項目及び「施工体制の適正化に向けての現場点検の手引き(案)【第４版】（以下「手引き」という。）に基づきチェックを行う。該当しない場合は、該当外の欄にレマークを記入する。

③チェック一覧表欄中、網掛けは、任意の上乗せ項目、記録は、確認できる記録方法であれば、可とし、（契約後）は、当初契約後、（変更後）は、工期内に行う契約変更後とする。

④チェック欄では、書類もしくは現場等で確認した月日、及びその内容がＯＫであれば□にレマークを記入し、ＯＫでなければ、チェックリスト（５／５）に指示事項や是正状況等を記録する。

⑤「施工プロセス」のチェックリスト(１／５)～(４／５)以外の監督の記録は、チェックリスト(５／５)に記載する。

考査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表（チェックの目安）	チェック時期（指示事項）					該当外	備考
				着手時	施工中			完成時		
１施工体制	Ⅰ施工体制一般	○工程表	・契約締結の５日以内に、工程表が提出された。（契約後）	(　/　)□	(　/　)□	(　/　)□	(　/　)□			契約約款第３条 仕様書第1編1-1-5
		○コリンズ登録（請負金額500万円以上の建設工事）	・事前に監督員の確認を受け、契約締結後等の、土曜日、日曜日、祝日等を除き１０日以内に、登録機関に登録申請された。（受注時、変更時、完成等）	(　/　)□	(　/　)□	(　/　)□	(　/　)□	(　/　)□	□	仕様書第1編1-1-7
		○品質証明（特記仕様書等に品質証明の対象工事と明示された工事）	・品質証明員の資格（身分及び経歴）は適正である。また、品質証明員に関する資料を書面で提出した。（契約後、変更後）	(　/　)□	(　/　)□	(　/　)□	(　/　)□		□	仕様書第1編1-1-23 手引Q3-11
			・工事途中及び検査時の事前に品質確認を行い、その結果を所定の様式により提出した。（検査の前等）		(　/　)□	(　/　)□	(　/　)□	(　/　)□	□	仕様書第1編1-1-23 手引Q3-11
			・品質証明は、出来形、品質及び写真管理等、工事全般にわたり適切（数量も含む）に実施した。（品質証明実施時）		(　/　)□	(　/　)□	(　/　)□	(　/　)□	□	仕様書第1編1-1-23 手引Q3-11
		○建設業退職金共済制度等（加入の必要がある場合）	・掛金収納書の写しを契約締結後１ヶ月以内に提出した。もしくは、提出できない理由を書面で提出した。（契約後）	(　/　)□	(　/　)□	(　/　)□	(　/　)□		□	仕様書第1編1-1-48第5項 手引Q7-1～3
			・「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識が現場に掲示されている。（施工時１回程度）		(　/　)□	(　/　)□	(　/　)□		□	仕様書第1編1-1-48第5項 手引Q7-1～3
			・建設業退職金共済証紙の配布を貼り付け状況報告書等により適切に管理している。（施工時適宜）		(　/　)□	(　/　)□	(　/　)□		□	仕様書第1編1-1-48第5項 手引Q7-1～3
			・労災保険関係の項目が現場の見やすい場所に掲示されている。（施工時１回程度）		(　/　)□	(　/　)□	(　/　)□			仕様書第1編1-1-48第3項 手引Q7-4

「施工プロセス」のチェックリスト（２/５）

考査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表（チェックの目安）	チェック時期（指示事項）					該当外	備考
				着手時	施工中			完成時		
１　施工体制	Ⅰ　施工体制一般	○請負代金内訳書	・所定の様式で提出した（特記仕様書に請負代金内訳書の対象工事と明示された工事）。（契約後、変更後）	（　/　）□	（　/　）□	（　/　）□	（　/　）□		□	仕様書第1編1-1-4
		○施工体制台帳（下請負金額3,000万円以上の工事）	・施工体制台帳を備え付け、かつ、同一のものを提出した。（施工時の当初、変更時）		（　/　）□	（　/　）□	（　/　）□		□	仕様書第1編1-1-12第1項
			・施工体制台帳に必要な事項が記載されている。また、必要な書類が添付されている。（施工時の当初、変更時）		（　/　）□	（　/　）□	（　/　）□		□	手引きQ5-3,5-4
			・一次下請負契約書に必要な事項が記載されている。（施工時の当初、変更時）		（　/　）□	（　/　）□	（　/　）□		□	手引きQ5-4
		○施工体系図（請負金額500万円以上の工事）	・施工体系図を現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲げている。（施工時の当初、変更時）		（　/　）□	（　/　）□	（　/　）□		□	仕様書第1編1-1-12第2項
			・施工体系図に記載のない建設業者が作業していない。（施工時１回/２～３月程度）		（　/　）□	（　/　）□	（　/　）□		□	手引きP22表4-1
		○一括下請負の禁止	・元請負人がその下請工事の施工に実質的に関与している。（施工時の当初、変更時）		（　/　）□	（　/　）□	（　/　）□		□	手引きQ6-3
		○建設業許可票	・建設業許可を受けたことを示す標識を公衆の見やすい場所に設置し、主任(監理)技術者を正しく記載している。（施工時１回程度）		（　/　）□	（　/　）□	（　/　）□			手引きQ2-2
	Ⅱ配置技術者/現場代理人・監理技術者・主任技術者	○現場代理人及び現場責任者	・現場代理人は現場に常駐している。現場責任者は現場の運営・管理を的確に行っている。（施工時1回/２～３月程度）		（　/　）□	（　/　）□	（　/　）□			契約約款第11条第2項
			・現場代理人及び現場責任者は、監督員との連絡調整及び対応を書面で行っている。（施工時適宜）		（　/　）□	（　/　）□	（　/　）□			契約約款第1条第5項
		○専門技術者（配置が必要な場合）	・施工に必要な専門技術者を選任し、配置している。（施工計画時、施工時適宜）	（　/　）□	（　/　）□	（　/　）□	（　/　）□		□	手引きQ3-9
		○作業主任者（配置が必要な場合）	・施工に必要な作業主任者を選任し、配置している。（施工計画時、施工時適宜）	（　/　）□	（　/　）□	（　/　）□	（　/　）□		□	手引きQ3-10
		○主任(監理)技術者	・監理技術者資格者証の携帯、その内容及び監理技術者講習修了証の携帯を確認した。(監理技術者が配置された場合)　（着手前、変更後）	（　/　）□	（　/　）□	（　/　）□	（　/　）□		□	仕様書第1編1-1-50
			・現場に常駐していた。（監理技術者及び主任技術者に専任制が求められる場合）（施工時１回/２～３ヶ月程度）		（　/　）□	（　/　）□	（　/　）□		□	仕様書第1編1-1-50
			・施工計画や工事に係る工程、技術的事項を把握し、主体的に係わっていた。（施工時、打合せ時）		（　/　）□	（　/　）□	（　/　）□		□	仕様書第1編1-1-28 主任技術者を配置しない工事は、対象外
			・施工に先立ち、創意工夫又は提案をもって工事を進めている。（施工時適宜）		（　/　）□	（　/　）□	（　/　）□		□	
		○下請負者の把握	・下請負者が愛知県の工事指名競争入札参加資格者である場合には、指名停止期間中でない。（施工時適宜）		（　/　）□	（　/　）□	（　/　）□		□	仕様書第1編1-1-11第1項

「施工プロセス」のチェックリスト（３/５）

考査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表（チェックの目安）	チェック時期（指示事項）					該当外	備考
				着手時	施工中			完成時		
２ 施工状況	Ⅰ 施工管理	○設計図書の照査等	・契約書第１９条第１項第１号から第５号に係わる設計図書の照査を行っている。（着手前、施工時適宜）	（ / ）□	（ / ）□	（ / ）□	（ / ）□			仕様書第1編1-1-3
			・現場との相違事実が確認できる資料を書面により提出して確認を受けた。（現場との相違事実がある場合）（着手前,施工時適宜）	（ / ）□	（ / ）□	（ / ）□	（ / ）□		□	契約約款第19条第1項
		○施工計画書	・施工（変更を含む）に先立ち、提出した。（着手前、変更時）	（ / ）□	（ / ）□	（ / ）□	（ / ）□			仕様書第1編1-1-6
			・記載内容と現場施工方法が一致している。（施工時適宜）		（ / ）□	（ / ）□	（ / ）□			仕様書第1編1-1-6
			・記載内容（作業手順書等）現場施工体制が一致している。（施工時適宜）		（ / ）□	（ / ）□	（ / ）□			仕様書第1編1-1-6
			・記載内容が、設計図書・現場条件等を反映している。（着手前、変更時）	（ / ）□	（ / ）□	（ / ）□	（ / ）□			仕様書第1編1-1-6
		○施工管理・工事材料管理・出来形、品質管理・イメージアップ	・工事材料の資料の整理及び確認がされ、管理している。（施工時適宜）		（ / ）□	（ / ）□	（ / ）□			仕様書第2編第2節
			・品質管理確保のための対策など施工に関する工夫を書面で確認できる。（施工時適宜）		（ / ）□	（ / ）□	（ / ）□		□	
			・日常の出来形、品質管理が書面にて確認できる。（施工時適宜）		（ / ）□	（ / ）□	（ / ）□			仕様書施工管理基準 ４．管理の実施第4項
			・特記仕様書等に定められた事項や独自の取り組み又は、地域等により評価されるものがある。（施工時適宜）		（ / ）□	（ / ）□	（ / ）□		□	
		○検査（確認を含む）及び立会い等の調整	・監督員の立会にあたっては、あらかじめ段階確認書に含め、（契約図書に示された項目）提出している。（施工時適宜）		（ / ）□	（ / ）□	（ / ）□		□	仕様書第1編1-1-21第1項
			・段階確認の確認時期が、適切である（施工時適宜）		（ / ）□	（ / ）□	（ / ）□			仕様書第1編1-1-21第6項
		○工事の着手	・工事開始日後、３０日以内に工事に着手した。（着手時）	（ / ）□						仕様書第1編1-1-10
		○支給品	・受領予定１４日前までに、品名、数量、品質、規格又は性能を記した要求書を提出した。（施工時適宜）		（ / ）□	（ / ）□	（ / ）□		□	仕様書第1編1-1-18第4項
		○建設副産物及び建設廃棄物	・請負者は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）により適正に処理されていることを確認し、監督員に提示した。（施工時適宜）		（ / ）□	（ / ）□	（ / ）□	（ / ）□	□	仕様書第1編1-1-20第2項
			・再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を所定様式に基づき作成し、施工計画書に含め提出した。（施工時適宜）	（ / ）□	（ / ）□	（ / ）□	（ / ）□		□	仕様書第1編1-1-20第5項
		○指定建設機械の確認	・指定建設機械（排出ガス対策型・低騒音型、低振動型建設機械）を使用している。（施工時１回程度）		（ / ）□	（ / ）□	（ / ）□		□	仕様書第1編1-1-36第6項及び第7項

「施工プロセス」のチェックリスト（４/５）

考査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表（チェックの目安）	チェック時期（指示事項）					該当外	備考
				着手時	施工中			完成時		
２ 施工状況	Ⅱ 工程管理	○工程管理	・フォローアップ等を実施し、工程の管理を行っている。（施工時適宜）		(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □			仕様書第1編1-1-6
			・現場条件変更への対応、地元調整を積極的に行い、その結果を書類で提出した。（施工時適宜）		(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □		□	仕様書第1編1-1-6
			・作業員の休日の確保を行った記録が整理されている。（施工時適宜）		(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □			仕様書第1編1-1-6
	Ⅲ 安全対策	○安全活動	・災害防止協議会等を設置し、活動した記録がある。（施工時適宜）		(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □			手引きQ7-5
			・店社パトロールを実施し、記録がある。（施工時１回/２～３ヶ月程度）		(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □		□	手引きQ7-6
			・安全・訓練等を実施し、工事記録に記載がある。（施工時適宜）		(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □			仕様書第1編1-1-32第10項及び第12項
			・安全巡視、ＴＢＭ，ＫＹ等を実施し、記録がある。（施工時適宜）		(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □			仕様書第1編1-1-32第8項
			・新規入場者教育を実施し、記録がある。（施工時適宜）		(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □			労働安全衛生規則35条
			・過積載防止に取り組んでいる記録がある。（施工時適宜）		(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □		□	仕様書第1編1-1-39第19項
			・使用機械、車輌等の点検整備等が管理され、記録がある。（施工時１回/２～３ヶ月程度）		(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □		□	労働安全衛生規則第170条
			・重機操作で、誘導員配置や重機と人との行動範囲の分離措置がなされた点検記録等がある。（施工時適宜）		(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □		□	労働安全衛生規則第158条
			・山留め、仮締切等の設置後の点検及び管理の記録がある。（施工時適宜）		(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □		□	労働安全衛生規則第373条
			・足場や支保工の組立完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等により実施され、記録がある。（施工時適宜）		(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □		□	労働安全衛生規則第566条,567条
			・保安施設等の整理・設置・管理が的確であり、記録がある。（施工時適宜）		(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □			仕様書第1編1-1-39第4項
			・交通誘導員の有資格者（又は実務経験３年以上の者）の合格証明書を提示（又は経歴書を提出）した。（施工時適宜又は着手前）		(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □		□	仕様書第1編1-1-39第14項第2号
		○安全パトロールの指摘事項の処理	・各種安全パトロールでの指摘事項や是正事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正報告した記録がある。（施工時適宜）		(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □		□	
	Ⅳ 対外関係	○関係機関等	・関係官公庁等の関係機関との折衝及び調整を報告した。（施工時適宜）	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □		□	仕様書第1編1-1-42第3項
			・地元住民等との施工上必要な交渉、工事の施工に関しての苦情対応を適切に行い、報告した。（施工時適宜）	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □		□	仕様書第1編1-1-42第7項
			・隣接工事又は施工上密接に関連する工事の請負業者と相互に協力を行い調整結果を報告した。（施工時適宜）	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □		□	契約約款第2条 仕様書第1編1-1-42第10項

「施工プロセス」のチェックリスト（５/５）

チェックリストの指示事項、是正状況等及び「施工プロセス」のチェックリスト（１/５～４/５）以外の監督の記録を記載する。
（工事履行報告書、段階報告書、施工状況把握報告書、立会願、材料確認書、工事打合簿他に記載された監督の記録は、記載を省略できる。）

年　月　日	内　　容

（別紙―7）　建設部建設工事成績評定作業の指針（案）

1. はじめに

1）本指針は、工事成績評定表（土木工事編）を適用する工事を対象とする。

2）本指針は、考査項目別運用表を作成する際に適用する。

3）本指針に基づいて、工事成績評定作業の適正化を図る。

2. 共通留意事項

1）工事成績評定は、工事成績調書と工事成績採点基準からなる。

2）工事成績調書の留意事項

①調書下段に記載の注意書きをよく読み、理解したうえで記入すること。

②成績評定を行う者（以下「評定者」という。）は、各工事の専任監督員並びに主任監督員及び総括監督員に任命された吏員が行う。

a. 専任監督員：評定者は1名とする。各工事において施工のプロセスを把握できる者が行うことを原則とする。

b. 主任監督員：評定者は1名とする。各工事の施工の全体を掌握できる者が行うことを原則とする。

c. 総括監督員：評定者は1名とする。各発注機関において、発注工事への総括的判断を担う者が行うことを原則とする。

d. 検査員：評定者は1名とする。

※総括監督員を置かない工事においては、主任監督員と総括監督員の評定は主任監督員が行うものとする。

3）工事成績採点基準

①評価対象項目は、採点する判断、根拠を項目に表しチェックするものであり、より客観性、透明性を持ったものである。

＊評価対象項目の□欄の取り扱いについて、

評価対象項目が工事の評価内容に該当し、評価の対象となる場合

・評価対象欄□をチェック☑する。

・加点（評価）する場合は、評価欄□をチェック☑する。

・加点（評価）しない場合は空白□とする。

②評価値%は、小数点以下を切り捨てし整数とする。

③各考査項目ごとの採点にあたっては、各々独立して検査員の評価に先立って記入する。

3. 専任監督員留意事項

留意事項は、以下に示すとおりとし、細部については「考査項目別運用表」による。

1）施工体制・施工状況

①評価対象項目について「施工プロセスのチェックリスト」等、記録・提出資料に基づいて評価する。

2）出来形及び出来ばえ

a）出来形

①評価対象工事が、[一般土木工事]、[機械設備工事]、[電気設備工事、通信・弱電・その他類似工事]のいずれに該当するかを検討し、該当工事種別の評価対象項目に沿って評定するものである。

b）品質

①各評価対象項目が、当該工事の評価内容に該当するか否かをよく吟味し、評価すること。

②原則として主たる工種を特定して採点するが、小規模、多工種等で評定が困難な場合は、最大3工種に絞って評定できるものとする。

また、工事成績採点基準にかかる表の工種に合致しない工事の場合は、「上記以外の工事、又は合併工事」の欄で採点する。

3）創意工夫

① 施工計画書にこのことが記載又は事前に請負人から自主的に創意工夫にかかる資料提出され、これらの項目が施工等に反映されており、その工夫の効果が認められると判断された場合は、検査員と合議のうえ、評価対象とする。

（※ 請負者から提出された項目を、無条件で全て評価するものではない。）

② 用紙欄外の「※1～※4」の注釈を参考にすること。

4. 主任監督員留意事項

留意事項は、以下に示すとおりとし、細部については「考査項目別運用表」による。

1） 施工状況

a）工程管理 ： 該当項目を、現場への臨場、実施工程表、工事履行報告書及び施工体制書類などを基に総合的に判断して評価する。

b）安全対策 ： 該当項目を、現場への臨場、工事写真及び安全衛生関係書類などを基に総合的に判断して評価する。

2） 工事特性

①対応事例を参考にして、技術力ｷｰﾜｰﾄﾞ一覧表で評価する。

（※工事特性内容をよく吟味し安易な加点とせず、工事特性に対する技術力の評価となるよう、検査員と合議のうえ、厳密に評価すること。）

②用紙欄外の「※1～※3」の注釈を参考にすること。

3）その他

①主任監督員は、施工状況の評価（工程管理及び安全対策）について、後に専任監督員の評点と矛盾しない客観的かつ適正な評点すること。

②総括監督員を置かない工事においては主任監督員が、総括監督員の「社会性等」と「法令遵守等」の評

定を行う。

5. 総括監督員留意事項

留意事項は、以下に示すとおりとし、細部については「考査項目別運用表」による。

1）社会性等

a） 地域への貢献等：該当項目を現場への臨場、工事写真及びその他関係書類などを基に総合的に判断して評価する。

（※ 日常の現場周辺管理に含まれるような、清掃活動は評価対象としない。

※ 本体工事において不良箇所がない場合に、社会性等の該当項目を加点評価する。 ）

2） 法令遵守等

①適用事例等を参照し、該当する措置内容の項目により判断する。

②評価は、当該工事の契約期間中に当該工事に直接係わりがある場合とする。

6. 検査員留意事項

留意事項は、以下に示すとおりとし、細部については「考査項目別運用表」による。

1）施工状況

a）施工管理 ；

専任監督員の考査項目と類似、若しくは同一の考査項目が一部あるため、検査員は必要に応じ、専任監督員等から聴き取りを行い、客観的に適正かつ厳格に評点するものとする。

2）出来形及び出来ばえ

a） 出来形

①評価対象工事が、[一般土木工事]、[機械設備工事]、[電気設備工事、通信・弱電・その他類似工事]のいずれに該当するかを検討し、該当工事種別の評価対象項目に沿って評定するものである。

②専任監督員の考査項目と類似、若しくは同一の考査項目が一部あるため、検査員は必要に応じ、専任監督員等から聴き取りを行い、客観的に適正かつ厳格に評点するものとする。

b）品 質

①原則として主たる工種を特定して採点するが、小規模、多工種等で評定が困難な場合は、最大3工種に絞って評定できるものとし、工事成績採点基準にかかる表の工種に合致しない工事の場合は、「上記以外の工事、又は合併工事」の欄で採点する。

②専任監督員の考査項目と同一の考査項目であるため、検査員は、検査員は必要に応じ、専任監督員等から聴き取りを行い、客観的に適正かつ厳格に評点するものとする。

c）出来ばえ

①原則として主たる工種を特定して採点するが、小規模、多工種等で評定が困難な場合は、最大3工種に絞って評定できるものとし、工事成績採点基準にかかる表の工種に合致しない工事の場合は、「上記以外の工事、又は合併工事」の欄で採点する。

②全体的な美観が良い」という考査項目は、当該評価対象構造物のみではなく、周辺地形や既設構造物との取り合いがよく、工事区間の清掃が行き届きいていることも考慮し、総合的に判断する。

7. その他

1）成績評定通知後に評定の修正を行う必要が生じた場合は、建設企画課土木工事検査Ｇにおいて行う。

2）受注者の責任に起因する瑕疵が存在するなど、愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づき指名停止の措置が決定され指名停止期間が定められた場合においては、考査項目「7．法令遵守等」を準用し、指名停止期間に基づき「7．法令遵守等」の評定点を減点する。評定の修正は指名停止措置にあわせて行う。

※この作業指針（案）は、平成19年4月1日から運用する。
※この作業指針（案）は、平成20年4月1日から運用する。
※この作業指針（案）は、平成24年4月1日から運用する。
※この作業指針（案）は、平成25年9月26日から運用する。